

衆議院

第百五十三回国会  
財務金融委員會會議錄 第五号

平成十三年十月三十一日(水曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 伊藤 公介君

理事 佐藤 剛男君

理事 海江田万里君

理事 石井 啓一君

理事 大野 松茂君

理事 倉田 雅年君

七条 明君

竹下 亘君

中野 清君

林田 彪君

増原 義剛君

山本 幸三君

五十嵐文彦君

江崎洋一郎君

河村たかし君

佐藤 観樹君

武正 公一君

長妻 昭君

若松 謙維君

佐々木憲昭君

阿部 知子君

財務大臣

(金融担当大臣)

内閣府副大臣

財務副大臣

財務大臣政務官

財務大臣政務官

政府参考人

(金融庁総務企画局長)

政府参考人

(金融庁監督局長)

政府参考人

(金融庁監督局長)

政府参考人

(金融庁監督局長)

政府参考人

(金融庁監督局長)

政府参考人

(金融庁監督局長)

政府参考人

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

政府参考人  
(財務省主計局次長)

牧野 治郎君

大武健一郎君

竹内 洋君

福田 進君

速水 優君

白須 光美君

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

十月三十一日

委員の異動

とし、政府参考人として財務省主計局次長牧野治郎君、財務省主計局長大武健一郎君、財務省理財局長竹内洋君、国税庁次長福田進君、金融庁総務企画局長原口恒和君及び金融庁監督局長高木祥吉君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹本直一君。

○竹本委員 自由民主党の竹本直一でございます。今日は、銀行等の株式保有に関連いたしました、幾つかの質問をさせていただきますと思っております。

まず、基本的認識の点でございますけれども、我が国では、戦後急速な経済成長を遂げる中で、海外資本の流入に対抗いたしまして安定株主の確保の必要性とか、あるいはバブル期の資金調達手段といたしまして、エクイティファイナンス、すなわち新株発行といったものでございますけれども、こういった手段を大いに活用してきたという歴史的背景がございます。そういった中で、いわゆる株式の持ち合いが進展したと私は認識しております。

とりわけ、メインバンクと呼ばれる銀行と事業会社との間では、株式の保有を要請したり、保有先の紹介を受けたりといったことが盛んに行われる中でこの株式持ち合いが急速に進みまして、これが日本企業に対して長期的視点に立った経営を可能にしたとの評価もされるようであります。いわゆる日本の経営、日本株式会社とでもいうのでしょうか、ある分野では評価されたものでもあったかと思っております。

その歴史的役割はそれなりにあったと私は認識をしておるのですけれども、こういう認識でよろしいでしょうか。この金融問題のオーソリティーでございます柳澤金融担当大臣に一言冒頭で伺いたいと思っております。

○柳澤国務大臣 おはようございます。ただいま竹本委員の方から、金融機関と事業会社との間の株式の持ち合いという現象にはそれなりの背景があったし、それはまた日本経済の成長、発展に寄与したという面があったのではないかと、こういうお尋ねでございましたけれども、私も委員とは同じような認識を持っております。何と云っても、銀行と企業が信頼関係にあるということ、特にメインバンクシステムというのは、一時的に貸出企業が経済社会の変動の中で悪化したとしても、見込みを立てて、そしてあえてそれに融資を付けていくというようなことがどれほど成長の企業をつくり出していったかという点、これはもう有名な例もありますが、任天堂さんとかというところで、よく物の本にも書かれていますところがございます。

それから同時に、そういう長期安定的な取引というものは、全般に、そういう安定的な金融の中で事業会社間の信用、企業間信用というものも非常に強化をしていった面も少なからず見られる。最近では、それが逆に企業間信用が崩壊するのではないか、それが不良債権問題の大きな問題点の一つというような議論がなされますが、その裏腹の問題として、金融機関がそういうふうな安定的にメインバンクとして資金を面倒してくれるという点の中で、事業者間の企業間信用も非常にうまくいっていた。

そういうことの中で、例えば長期的な取引というふうなことで、ある仕入れ商品が、A社、B社

と比べてとき、B社の方が少々安くてもA社をとる。それはなぜかという、A社と当該の商品を必要とする会社との間の本当の信頼関係。だから、商品の設計の段階から、デザイン・インと取り込んでしまうというようなことすら行われた。これも日本経済の非常な強みでございました。

それから、何よりも株主が安定しているということで、経営者は、当期あるいは次期の配当というようなものを余り気にしないで非常に長期的な視野でもって経営ができたというようにも言われたことは御案内のとおりでありまして、これらが総じて日本経済の右肩上がりの中でさらに強みを発揮したということは、これは本当に否めない事実であるというふうに思います。

ところが、最近になってこれがすべてもう百八十度変わったような評価を受けるということまでございまして、例えば、長期的なメーソンのシステムというのは何かといったら、それでもって不良債権がかえってふえちゃったじゃないか、景況が悪いのにどんどん貸し込んで不良債権がふえちゃったということになるし、安定的な取引なんというのは全然だめだと。それよりも、インターネットでもって全部、オープンアーキテクチャーと言うのですけれども、一番すぐれた一番安い部品をどんどん世界のマーケットから調達するのがいいんだ、そういうふうになる。

それからまた、今言ったステーク・ホルダー・オリエンテッドな経営じゃなくて、もつとシェア・ホルダー・オリエンテッドな経営をやることによって企業のガバナンス、株主の立場からの企業経営をちゃんと監視するというような力が働かないから、日本はだんだん経営になって緊張感がないんだ。もうすべて価値観が正反対になつていくことでありまして、こういう中で、一体日本経済にどう取り組むかということですが、私は、当面はやはり、国際経済社会の流れに沿って、日本も一度振り子を反対側に振るしか

ないんではないかと考えているわけでありまして。○竹本委員 ありがとうございます。

そういう歴史的な意味合いの中で、今度新しい法律案が出されておるわけでございましてけれども、特に株式の持ち合い、今度は解消ということが問題になってきておりまして、新しく法律をつくって、一定の株以上は持たないようにしよう、こういうことになるわけでございましてけれども、ただ、株式の益出しというものが不良債権処理の原資の一つとして活用される、こういったことから、株主の下落の銀行経営に対する悪影響といったことが非常に心配になるわけでございまして。

特に、本年度から時価会計が導入されて、株価の下落が直接銀行の自己資本を低下させる、こういったことになりましたために、公的資本注の配当原資の問題が典型的だと思っておりますけれども、銀行経営の健全性ひいては金融システムの安定性というものが、株式市場の動向に大きく左右されてしまうという状況になるわけでござい

ます。特に、お互い持ち合いでございますから、銀行が株を売るのはいいんですけれども、売られてしまつと、もはやその銀行の株を持つている企業の方が、持つてゐる義理はありませんから、それもまた売らるだろう。そうすると、売り手が多くなることによって株価が下がるのではないかと、こんなことを我々は危惧するわけでございましてけれども、そういった問題についてどのように認識しておられるか、ちよつと教えていただきたいと思

います。

○村田副大臣 委員御指摘のとおり、そういう持ち合い解消という声もあるでしょう。そして、私どもも、銀行が株式を相当程度持つてゐる、そういう事実に着目いたしまして銀行の株式保有制限というものを導入していく。それによりまして、銀行等の株式放出によって非常に過剰な影響を与える、こういうおそれがあるということから、そういう意味で、今回の株式取得機構を設けたわけ

であります。

さらに、保有制限の実施は、この法律が認めただけならば、できれば機構自体は来年からスタートさせたい、そういう気持ちがございますけれども、法律に書いてございまして、施行期日、株式の保有制限自体は十六年九月末というところまで考えておりまして、機構が発足してから制限を課すまでに一定の猶予期間を設けている、こういうことでござい

ます。そういう措置によりまして、保有制限を円滑に実施して銀行経営の健全性を確保して金融システムの安定性を確保していきたい、こういうふう

に考えておるわけでござい

ます。

○竹本委員 本来、銀行といえども自由企業でございまして、こういう制限を今、規制緩和の波の中でどんどん外していつてゐるわけですね。そういう中で、新たにこういう規制を加えることはどうかと思うんですけれども、今お話ありましたように、それは銀行経営を安定させるためにどうしても必要だということで、こういう法律が提案されたのだと思つてござい

ます。ところで、私は、銀行によつていろいろな態様の銀行があると思つてゐます。例えば、今市場には三十兆円の企業の株を銀行は持つてゐると言われております。そのうち、これをやりまして、十兆円ぐらゐがそういうふうな持ち合い解消に使われるんじゃないかとも言われておりますが、その銀行の中でも、たくさん持ち合いで持つてゐるところと余り持つてゐないところ、だから、急にそこに対応しろと言われても、ちよつと時間をくれといふようなところも当然あるんだろうと思つて、それども、そういう個別行の対応に対して、より現実的な導入システムをつくつてあげないといけないというふう

に思つてゐる。その辺の仕組みについて簡単に御説明をお願いいたしたいと思

つてゐます。○村田副大臣 御指摘のとおり、銀行によりまして株式の保有の程度といふますか、それが異なりまして、特に信託銀行等におきましては多額の株式を保有している、そういうケースが予想されます。制限自体は施行期日を平成十六年度からということにいたしますけれども、多額の株式を保有している銀行等については、ポートフォリオの大幅な組みかえによつて、かえつて銀行経営に大きなリスクを生じさせるということ、これを避けたいということから、最大二年間の適用猶予の措置を設けることにしているわけでござい

ます。○竹本委員 ところで、この機構でございましてけれども、一般勘定と特別勘定と二つあるということとでござい

ますが、どうも、まず一般勘定の方は、機構が株の売買の媒介をする、そういったところにその役割があるようでありまして、この間の参考人の意見聴取の中においてもいろいろ使

道があるというふうな御答弁があつたような気がいたしますが、他方、特別勘定の方、いわゆる長期保有、セーフティネットの方は、どういふ場合にこれが使われるのか、もう一つはつきりした答えがなかつたような気がするわけであります。つまり、銀行が持つてゐる株を機構に売

る場合には八%の拠出金を取られる。市場で売却する

○村田副大臣 機構には一般勘定、それから特別勘定があるわけですが、それ以外にも、その一般勘定の方は、ETF等の組成をする、そういう形で利用の仕方とか、自社株を取得するような形で利用されるのではないかと、いうふうに思っています。

特別勘定が利用されるケースは、どういうケースが想像されるのだ。しかも、市場で売れば8%の手数料を取れないのに、特別勘定に売った場合には8%の手数料を取られる。そういう場合において特別勘定が利用されるようなケースというのは、どういふ場合か、という御質問でございますが、あくまで特別勘定におきましては、市場で売るか、あるいは特別勘定を利用するか、機構を利用するかは銀行側の任意で行われるということでございます。

そういうことから考えますと、特別勘定を利用される場合は、すなわち市場での売却が困難である、こういう状態ではないかというふうに考えられるわけでありまして、そういう意味では、市場が大変強い下方、下値リスクが働いているケースなどがあるのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。そういう意味で、市場を利用できないときのセーフティネットとして、この機構の特別勘定が利用されるものと想像しているわけでございます。

○竹本委員 今、副大臣の方からETFの話が出ましたけれども、ETFがこの一般勘定を通じて、個人がもつ株式市場に参画していただける一つの動機になればという思いがあるんだと思いますけれども、ともかくここぞと株価が下がっております。私は、三年ほど前だったと思いますが、アメリカのダウ平均が一万ドルを達成したその翌日にニューヨークにはかの先生方と一緒にいったことがございます。そのときのマンハッタンは沸きに沸いておりまして、夜中の三時、四時ごろまでホテルから客が出ないといううなにぎわいでありました。

顧問会社の幹部連中と日本クラブで会合を設けていただきまして、お話を聞きましたところ、彼らの次の目標は何かと聞きますと、次は日経平均を超えるのが目標だと言っていました。つまり、当時一万五千ドルでした。ですから、一万五千ドルが当面の目標、将来は十ドルという話を、一人一人がなくて三人ぐらいの人がしております。それほどの強気でありまして、ニューエコノミー論が、まさに信じられないようなニューエコノミー論が当たり前のようになっているような謳歌した時代でありました。三年後、テロのせいもありましたけれども、御承知のように一万ドルを切るというところでございます。

私は、今まで日本の株式市場が曲がりなりにもこれだけの株価を維持できてきたのは、やはり外人買いが相当数あったからだ、四割ぐらいあったんじゃないかと思っております。ところが、このテロのために、この外人買いが余りこれからは期待できなくなつた。そうすると、日本の株式市場で支えがなくなるかというところであります。企業は不良債権をたくさん持つております。とても株主の手を出せるような余裕はないのみならず、みずからの株がどんどん下がっていくわけでありまして、しかし、だれかが株価を支えないと不良債権がますますふえていくわけでありまして。

そこで、言われる個人金融資産、千四百兆円というこのお金を何とか株式市場に投入する方策をやはり考えないといけないんじゃないか、真剣に考えないといけないんじゃないか、このように思っております。アメリカの個人金融資産は恐らく三千六百兆円ぐらいありまして、必ずしも日本が世界一というわけじゃないと思えますけれども、ともかくもう無傷のこの個人金融資産を何とか株式市場に追い込んで、そして株価を上げることが、今一番不良債権の解消にも、そしてまた日本経済の活性化にも役立つのではないかと、いうのが私の思いでございます。

そういう意味におきまして、株価対策がいろいろ議論されておるわけでございますけれども、先

般、長期保有の株につきまして百万円まで特別控除する制度ができました。百万円というのはいかにみみっちいなというのが私の印象でございます。して、どうしてせめて一千万ぐらいまで伸ばしてくれないのかという気がございました。

それ以後、我が自由民主党におきましても、この株価対策をどうするかということで、さんざん幹部の方も入れて議論したあげく、いろいろな株価対策、特に、申告納税一本にするけれども税率を下げるとか、あるいは一年超保有の株式につきまして、先ほど申し上げました百万円の特別控除の期限を延長するとか、あるいは税率そのものを引き下げるとか、あるいは緊急投資優遇措置というところで特別の優遇をするとか、こういったことが提案されております。まだ現実にはなっておりませんが、私にはおパンチ不足のような感じがするわけでありまして。

そういう意味におきまして、株式市場を活性化することこそが、日本経済の活性化にやはり一番役立つんじゃないかなというふうに思っております。役立つかどうか、中でも、個人が株式市場を怖いものだと思つていられないから手を出さないという中で、やはりいろいろな、デリバティブではありませんが、たくさん商品が出てくるわけでございますが、本当にこれを信用していかどうかかわからない。

そこで、このETFでございますけれども、要するに、株価の動きが非常につきりわかる、個人も安心して使えるという一つの光明が差し込んでくるわけでございますけれども、今、副大臣少し申されたけれども、もう少し、これをより国民に活用されるにはどういふような方策を考えればいいのか、その辺のお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思ひます。

○村田副大臣 竹本委員が御指摘なさいますように、我が国の証券市場におきまして、個人投資家がもう少し参加をしていただいて、それで市場の厚みを増していくということが市場にとつても必

要であらうというふうに思ひますし、また、個人投資家にとりまして、預金だけというんじゃないで、こうした資本市場において取引されるという商品についてもリスクテークをしなから参加をしていただくということが必要であらうか、こういうふうにも思っているわけです。

ETFにつきましては、四月の緊急経済対策におきまして、「市場活性化に貢献することが期待されるETFの制度整備を進める」ということで、いろいろな政令等の手当てを行ひまして、本年の七月十三日より東証、大証において上場が開始されているところであります。

取引が現在八銘柄で、信託元本総額が約三千三百一十億円というところでございます。八、九、十、三カ月ちょっとということで三千三百一十億円というのは、その額をどういふふうに見積もるかでありまして、順調に成長しつつあるというふうに見てよいのではないかと、いうふうに思ひます。

ちなみに、八月末で見ますと、株式投信、従来型の金銭型のものについては、市場規模大体十四兆円というところでございます。

国民の皆さん方に対しては何をPRするかというところでございますが、これは、まず、原則として通常の株と同じように扱われる、それから手数料が従来の投資信託に比べて非常に安いというところが一点。それからもう一つは、目に見える形で、今までの投資信託は基準価格がどう動くのかというのとはなかなか見にくかったのでございますけれども、これはまさに日経のダウそのものの指数として動いていきますし、あるいはTOPIXでも動いていきますから、非常に値動きがわかりやすいということが二つ目にあると思ひます。もう一個は、株式投資をした場合には、信用リスクと市場リスク、両方のリスクにさらされるわけでございますが、このETFにつきましては、指数でございますから市場リスク、リスクが一つになる、こういう形で、その意味ではより近づきやすい商品であるかな、こういうふう

ます。

これからこの商品育てていくために、例えばETFの銀行での窓販というものを推進していくこともあわせて検討していきたい、こういうふうと考えておるわけであります。

○竹本委員 ぜひその辺の、役所の言葉じゃなくて、本当に国民みんなにそれが利用していただけるような、そういう工夫をなお一層知恵を絞ってもらいたいなというふうにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

もう一点、この機構の特別勘定の方でございませうけれども、二兆円までということが一応限度でございませうけれども、これにつきまして政府保証を付すことになっております。ところが、機構が廃止されるまでの間、いろいろな経済変動が予想されるわけでございます。いわゆる国民の税金をこれに使うというふうなことにまたなるんじゃないか、こういう危惧の念があるわけでございますけれども、これに対してどういうふうにご考えておられるのか、ちょっとお答え願ひたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 政府保証二兆円をお願いしているわけでございますけれども、これは当面は、言うまでもなく、低利、安定な買い付けのための資金を調達するというためでございますけれども、その結果としてもし損失が出、その損失の額が、会員の金融機関等、あるいはそういうようなところから拠出されたものを上回る場合には、政府保証の履行を求められるということで、国民負担につながるということになるわけですが、この国民負担につながるということがございませうけれども、この御提案をさせていただいておるわけでございます。

第一に、買い取りは、第一の一般勘定をできるだけ使って買い取りをしていきたいということでございます。それから第二番目に、特別勘定は、セーフティネットとしてまさに備えるということでございますけれども、その場合にも、対象

株式を限定して、質のいいもの、流動性の高いものを買い取る。それから、買い取りの方針あるいは開始等についても、運営委員会という第三者のメンバーをもつてする委員会の議決を必要としていること。さらには、言うまでもなく、売却時拠出金をお願いするというようなことで、できるだけ損失というものが発生しないような仕組みをしていくわけでございます。

ただ、十年でございませうので、この日本経済の先行き十年をどのように見るか。例えば、十四年の一月に始まったとして、この先十年間の日本経済をどう見るか、それが株式にどう影響を与えるかという話は、これはもう悲観をすれば切りのない話で、いよいよ日本が沈没だというふうなシナリオを思い浮かべれば、それはもう心配は限りなくありまして、これはもう心配は限りを形づくってきた日本国民の底力をもつてすれば、十年間どんどん沈んでいってしまうというふうなことは考えられないというのが普通の考え方ではないか、こういうふうに思っております。この面の損失はできるだけ出さないようにということとはそうしたことからも言ひ得るのではないかと、このように考えている次第です。

○竹本委員 ありがとうございます。いすれにいたしましても、国民に損失を出さないということも重要でございますけれども、同時に、せっかくつくった機構が有効に働かなきゃいけない。そこで、民間の有識者等から成る経営陣をつくることだと思ひますけれども、ぜひ実効のある機構運営をしていただきたい、そのように願ひたいと思ひます。

きょうは塩川財務大臣お見えでございますけれども、私にとりましては地元大阪の大先輩でございますので、今後は副総理格の大活躍をしておられますので、最後に一言だけちょっと御質問をいたしたいと思ひます。

それは、私は、小泉内閣、非常に大きい理想を掲げている、これはぜひとも成功させなきゃいけないというふうに思っている人間の一人でございます。

ますけれども、過去の世界の歴史から見ますと、やはり改革が成功したときには何がしか励みのようなものがあつたんではないか、そのような気がするわけでございます。

サッチャー革命のときもそうだったと思ひますけれども、私が直接間接見てきたクリントンの八年間の改革、クリントンも優秀な大統領だったかもしれないけれども、それ以上に、彼は非常にハッピーな男であつたと私は思ひます。なぜかという、八九年にソ連が崩壊し、軍需の必要がぐっとなくなつて、それが民需に転用された。そして、ブッシュのお父さんがつくつた経済回復のような施策がやつと効果を上げていつたときに大統領になりました。

したがしまして、いろいろな改革、中にはそれを困ると思つていた人がいたわけでございますけれども、励みがあつたから何とか我慢できた。その励みというのはこの場合何であつたかということ、景気がどんどんよくなつていく、株価がどんどん上がる。私の友人で、ニューヨークに今も住んでおりますけれども、四年ほど前に言つておりました。四〇一kでやりましたら、一千万貯金しておいたら四年後には四千万になつた、これだけの資金があれば老後も安心だ。こういう励みが庶民の中にあつた。したがって、福祉改革等々につきまして、あるいは軍事費の削減等々につきましても、いろいろ国民は不満はあつたけれども、ついでにこれだ、こういう前例がございませう。

今、小泉改革の進行の途上の中で、そういう励みをどのようにつくろうと考へておられるのか、それをぜひお聞きしたいのです。私は、やはり経済回復、景気をよくすることが一番の励みになるのじゃないかなというふうな気がいたしますけれども、景気をよくする施策をどのようにすればいいと財務大臣はお考へなのか、その辺の所感をお聞かせいただきたいと思ひます。

○山口委員長 大臣、質疑時間が終わっておりますので、簡潔に。

○塩川国務大臣 もう時間でございませうので簡単

にということでございますが、私は、規制を緩和して、やはり、今までの特権の上にあぐらをかいておつたシステムというものを変えて、全部が、すべての人が競争し得る、そこに活力をつくつていく、そういう社会をつくるべきだと思つております。

○竹本委員 どうもありがとうございます。終わります。

○山口委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 おはようございます。公明党の石井啓一でございます。

まず、銀行等株式保有制限法につきまして質問をいたしますが、これまで、先週の金曜日あるいは今週の月曜日と、それぞれ法案の審議、参考人質疑ということで相当論点が出ておりますので、私なりに、これまで出されました論点を整理いたしまして、確認のため、また補充のための質問をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

まず第一に、この機構が特別勘定で株を買い取りする。将来の国民負担の可能性をなるべく少なくしようということ、それから機構がうまく機能するようにしようということが、実は相反することがございます。特に、売却時拠出金のことを考えますと、将来の国民負担をなるべく少なくしようとするれば、売却時拠出金を大きく取ればいいわけですが、売却時拠出金を大きく取ると、逆にこれはなかなか銀行が機構に株を売らない。この非常にバランスをとつて、今回うまく、うまくいいますか、御苦労をされて制度設計をいただいたなというところで、私は率直に評価をしているところであります。

まず、この機構がうまく機能するかどうかというこの批判をいたしまして、売却時拠出金を八%も取つて、市場に売却しないで本当にこの機構に売却するようないふことがあるのか、そういう株というのは結局は結局は株で、そういうばらばら集めれば、この機構は結局将来損失がふえるのじゃないか、そういう批判があります。

これは、参考人質疑の中で全銀協の山本会長が、みずほホールディングスとしては、これは通常、市場の売却を考えている、また持ち合い株の解消にしても、相手の事業会社と十分相談しながらやる、だから通常は市場で売却をするのだ、それが前提だということでありました。

それはやはりそのとおりで、市場で売っていたら、この機構を使わないで済むのだったらそれにこしたことはないわけでありすけれども、その市場で万が一売れないような状態がある、それに備えてセーフティーネットをつくっておく、こういうことでありますから、このセーフティーネットをつくっておく意義があるわけでありす。

ほろ株という批判を受けまされども、これは答弁でもありましたように、格付はトリプルBマイナス以上、運営委員会の議を経て買い取るわけでありすから、恐らくそういう心配はしなくてもいいのだろう。私は、むしろ、ほろ株が集まるというよりも、株価を人為的に上げ上げておいて、これを高値で機構に売却をさせる、そういう株価操作ということがないのかどうか、その点をきちんと検証していく方が重要ではないかというふうに思っております。これは、野村証券の氏家参考人も、機構の買い取り価格の公平性を十分担保してほしい、そういう御意見もございました。

そういった意味で、機構が銀行から株式を取得する際の価格の公平性をどういうふうに担保するのか、特に株価操作等にはどういうふうに対処するのか、この点について確認をしておきたいと思っております。

〔委員長退席、奥山委員長代理着席〕

○村田副大臣 機構を運営していくに当たりまして、そうした取引をするに当たりまして株価操作等が行われないように、そういう御指摘でございます。

この意味では、第一に、機構の役員等に守秘義務が課されておりますし、なおかつ、今委員も

おっしゃったように、いろいろな機構の取引、運営については、基本的に業務規程を設けまして、これは総理大臣あるいは財務大臣の認可が必要なのでございしますが、そうした基本的なところは、かつちりと方針を定めていく、こういうことでございします。

それから、株を買い取る、あるいは売買操作ができないようにということでございまして、買うときは時価によるわけでございますけれども、これにつきましても、株価操作の余地を可能な限り排除する仕組みを講ずることが御指摘のとおり必要でございますので、株式買い取りの時価は、買い取り日前日における終値または出来高加重平均価格のいずれか低い価格とすることといたしまして、買い取り日前日に急激な株価上昇が見られたような場合でも、高値買いをしないように努めてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○石井(啓)委員 実は、金庫株を解禁するときにも、不正取引がないように法的な措置を強化したところでございしますし、また、証券市場等監視委員会の体制の強化ということもやっておりますので、そういった全般的な中でそういう公正取引等についての関心も強めていただきたいと思ひますし、また、この法案の中でもきちんと担保されているということですから、その運営をしつかりやっていたきたいと思ひます。

そして、もう一つは、機構が集めた株をどう処分するか、その運用でありますけれども、これは法律を読みますと、信託銀行に委託をして、運営委員会の処分方針に基づいてこれが売却をされる、こういうことでありますけれども、これは当然のことながら、この機構が取得した株式を処分するときに、市場に悪影響が出ないように配慮することは当然でありますし、また、取得した価格を下回って、わざわざ損をして売ろうということもないであろう、こういうふうに思ひますけれども、その点について、いかがでございしますうか。

○村田副大臣 国民の損失をできる限り防ぐ、こういうことでありまして、売り方についても相当程度の注意が必要であらう、こういうふうに思ひます。

具体的にどういうふうにするかでございますが、信託銀行に委託するときには運営委員会が処分の方針を定めて、それに従って信託会社が売ってください、こういう指示になるというところであります。最大限、機構が存在する十年の間に買い取った株式を処分していくということでございすけれども、そのときに考えられる一つの方針としては、売却ベース、これをどうしていくのか。売却ベースを平準化しまして、一ときに大量の株式の売却をして値下がり来すようなことを避けていく。それから、個別の売却についても、これはメルクマールは損失回避でございしますから、そうした観点に立つて、規定を定めて信託会社に処分のやり方について指示をしていきたい、こういうふうにご考えております。

具体的に、なかなかこうだということは申しにくいわけでありまして、原則は損失の回避ということでございます。

○石井(啓)委員 機構が株を特別勘定で集めて、それを売却することによって将来損失が、国民負担が出るのではないかと、こういう御批判も受けまされす。売却時拠出金、八割拠出をしてもらうわけでありまして、八割以上価格が下がれば、下がった価格で売れば、それは損失が出る可能性が出てくるわけでありまして、この点については、私は鈴木委員の意見は非常に説得力があるなというふうに思っております。

この機構は十年間存続をするわけでございします。その十年間、現状の一万円前後の株価が連続するような状態であつては、状態であつてはいいいますか、状態というのは考えにくい、そういう事態であつてはならない、そういうふうに鈴木委員はおっしゃいましたけれども、私も全くそのとおりでありまして、そういう十年間という時間の期間を考えると、むしろこれは機構が取得した株

式が値上がりする可能性が高い。

だからこそ鈴木委員は、これは銀行にもうけさせる仕掛けをつくっているのではないかと、こういう御批判をされているわけでありすけれども、この機構が解散をしたときに配当するようないすがございます。その配当する場合のルールについては、まず当初拠出金から運営経費を除いた部分、これを戻すといふますか、その分を配当する。それから続いては、売却時拠出金、これを戻す。三番目には、これは当初拠出金から運営経費を除いた分を、これは配当としてやる。四番目には、売却時拠出金の分をまた配当する。さらに利益が残っている場合は、これは国庫の方に入ります。こういうルールが決まっているわけでありすから、銀行が得る利益も上限がある。すなわち、その拠出金という損失リスクに相当する分だけ利益が出る可能性がある、こういう仕組みになっているわけでありすから、機構が将来もうけたとしても、銀行に大もうけさせるような仕組みにはなっていない、こういうふうには私は理解をしておりますが、この点について、いかがでございしますうか。

○柳澤国務大臣 今石井委員の方から非常に明快な御説明をいただいたわけでありすけれども、石井委員の、利益が出るという損益の分岐点の置き方ですけれども、これは、経費としての、何と申しますか拠出金の部分を入れ込んだ後のところでのプライマイ・ゼロ、均衡点ということを、それを食つた後プライマイ・ゼロであるところが均衡点、それよりも上だつたらそれをだれがとるかというお話だったので、私どもは、要するにそういうことではなくて、やはりこの拠出金を食つたところまでは、これはやはり損失の部分だろと思うわけでは、その損失を食つたところが均衡点にすると、それ以上損失が出たときには、まず何を食うかといへば、これは売却時拠出金を食う。それから、その次に当初拠出

金を食い、それから国庫の負担になる、こういう順番で損益を考えたい。今度は、それ以上に利益が出てくる時にはだれが配当をとるかといえ、まず当初拠出金というところで出ていたのが受け取り、それから売却時の拠出金が受け取り、その後は、それをオーバーするところはもう無制限に今度は国庫が受け取る。

こういうふうな考えですと、これは全く対照にでき上がっているというふうな認識でございまして、今委員が御指摘のように、銀行が無制限に青天井に利得を懐くというふうなことはなっており、あるいは、少なくとも第一勘定というか、一般勘定の方でいろいろまく投資信託を組成していくというふうなことはあるかもしれないけれども、特別勘定の方にはお世話になる気持ちはないというふうなことでございまして、しかし、そういう心構えでやってもならなければなりませんけれども、ぎりぎりいつばい期限まで何らかの事情で行った場合に、果たして何のセーフティーネットもなくていいか。需給関係ということで、端的には需給関係、大いに株式市場にはありますから、それで価格において値崩れをしてしまったのであきらめなければならぬという理由もまたないではないか。そういうときのために、まさかのためのセーフティーネットを張っておく必要が、やはり保有制限というものを課している以上、国の務めとしてそういう措置をとっておくことはバランスのとれたことではないか。このような考え方に立っているというわけでござい

ます。

○石井(啓)委員 よくわかりました。続いての論点では、この株保有制限を設けるのは大変結構なことなんだけれども、それはあくまで株の売却は自己責任でやるべきだ、こういう主張があります。あるいは、株式取引というのはリスクを伴うのが当然だから、株式市場が攪乱をされてもそれはやむを得ないんだ、そういう御主張もございました。

私も、いわば平常状況、通常の状況で株式市場の価格に直接政府が関与して株価維持を図るようなことは慎まなければいけない、こういうふうな思います。いわゆるPKO等は慎まなければいけない、こういうふうな思いますけれども、今回は、政府が銀行等に期限を限って株保有に制限を課す、いわば通常の市場取引ではない、強制的な措置を課すということでありますから、これに伴う不測の事態を避けるためにセーフティーネットを設けておくということは、十分これは理由のあることである、こういうふうな考えるわけでござい

ますが、その点についていかがですか。

〔奥山委員長代理退席、委員長着席〕

○柳澤国務大臣 これは定性的には私も全く石井委員と同じ考え方でございします。株式市場という最も市場らしい市場、それからその市場は今や

ボーダーレスですから、これは外国の、特に資本市場が非常に発達した国の投資家がこれに、昨今では売買の規模でいうと半分以上もそういうような人たちが参加しているというふうな市場にあって、人為的な株価のつり上げとか維持だとかいうことは金輪際考えてはならないし、また考えられないとも思うわけでございします。

そういう中で、今回、私どもは株式の保有制限というものをやるわけでございまして、もちろんそれは、この前、きのうでございしたか、参考人の方々が言うように、自分たちは市場で処理していく、あるいは、少なくとも第一勘定というか、一般勘定の方でいろいろまく投資信託を組成していくというふうなことはあるかもしれないけれども、特別勘定の方にはお世話になる気持ちはないというふうなことでございまして、しかし、そういう心構えでやってもならなければなりませんけれども、ぎりぎりいつばい期限まで何らかの事情で行った場合に、果たして何のセーフティーネットもなくていいか。需給関係ということで、端的には需給関係、大いに株式市場にはありますから、それで価格において値崩れをしてしまったのであきらめなければならぬという理由もまたないではないか。そういうときのために、まさかのためのセーフティーネットを張っておく必要が、やはり保有制限というものを課している以上、国の務めとしてそういう措置をとっておくことはバランスのとれたことではないか。このような考え方に立っているというわけでござい

ます。

○石井(啓)委員 一つ確認をしておきたいことがございします。

今回の制度で、既に株式保有がティア1以下になっている銀行であっても、機構の会員として参加すれば特別勘定による買い取りを利用できる制度になっていますけれども、こういうふうな制度設計にした理由について、ちよつと確認をしておきたいと思ひます。

○原口政府参考人 保有制限に伴い、今後、十三

年三月時点で保有制限を満たしていない銀行を中心に株式を保有していくということが、当然それが想定をされるわけでございしますが、それ以外にも、保有制限を満たしている場合であっても、経営の健全性と申しますか、変動リスクをより軽減していくという観点でありますとか、あるいは、事後的に保有制限を超過する可能性があるといったようなケースも考えられます。そういう場合には株式を売却するニーズも出てくるということでございますので、セーフティーネットとしての趣旨を踏まえまして、機構への売却が、主として保有制限を満たしていない会員から行われるということは当然といたしまして、保有制限を満たしている銀行等についても、これは、売却する必要があるときにはできるという形にしたものでござい

ます。

○石井(啓)委員 それでは、法案の質問から離れまして、ちよつと別のテーマで質問をさせていただきます。

平成十四年度の歳入の見通しについて、ちよつと、大変心配される状況でありますので、何点か確認をしたいと思ひますが、まずその前に、来年度の経済見通し、物価見通しにつきまして、先日、日銀の方で「経済・物価の将来展望とリスク評価」、これを発表されておりますので、その概要について日銀総裁から御説明いただきたいと思ひ

ます。

○速水参考人 お答えいたします。

日本銀行では、一昨日、「経済・物価の将来展望とリスク評価」、いわゆる展望レポートと呼んでおりますが、これを公表いたしました。最後に、委員方が出した予測の数字をまとめたものが出てくるわけでございますが、その説明の前に、ちよつとこの展望レポートの性格というものを概要を説明させていただきます。

このレポートは、年二回作成するものでありますが、先行きの最も蓋然性の高いと考えられる、標準シナリオと呼んでいますが、それに対して経済が下振れ上振れとなる可能性を検討する。言葉

は、標準シナリオに対してそういったものを、振れていくことをリスク評価というふうな呼びまして、二部から構成されております。

今回の標準シナリオのポイントは四点ございまして、一つは、先行きの経済、物価動向を展望する場合に、米国テロ事件の影響、我が国の構造改革や財政再建の内容、スピードなど、不確実な要因が従来以上に多いということに留意する必要があるという一つ。

第二には、その上で、本年度の下期は輸出、生産の大幅な減少の影響が内需面に広がっていく可能性が高くて、日本経済は厳しい調整過程をたどることになることは避けられないということ、これが二つ。

三つ目は、来年度につきましては、海外経済の回復時期が来年度前半になると見れば、年度下期にかけて我が国の景気は全体として下げどまりに向かうと考えられます。ただ、その場合にも、景気の明確な回復にはなお時間を要する可能性が高いと思ひます。

四つ目は、このような実体経済の動向を反映して、物価は本年度から来年度にかけてもなお緩やかな下落傾向が続く蓋然性が高いということ。この標準シナリオに掲げまして、それに対する下振れないしは上振れのリスク要因としても、簡単に四つのことを述べております。

一つは米国を初めとする海外経済やIT関連分野の動向、二つ目は金融・資本市場、今議論されておられました株価でございますけれども、金融・資本市場の動向、三つ目が不良債権処理の進み方とその影響、四つ目が経済、財政の構造改革の影響、これをリスク要因として掲げました上で、実質GDP、国内卸売物価、消費者物価に関して、本年度及び来年度について政策委員の見通し計数を参考計表として掲げております。

そのうち、大勢見通し、政策委員の各自お出しになった数字をまとめて大勢見通しをつくるのですが、それを見ますと、まず、実質GDPにつきましては、本年度はマイナス一・二%からマ



イナス〇・九％という数字が出ております。来年度につきましては、マイナス一・一％からプラス〇・一％、これが大勢見通しでございます。

消費者物価につきましては、本年度がマイナス一・一％からマイナス一・〇％、これは幅は余りございません。来年度につきましては、マイナス一・三％からマイナス〇・九％と、来年度もまだマイナスが続くという数字が出ております。

以上でございます。

○石井(啓)委員 今の日銀の将来展望をお聞きしました。平成十四年度の経済成長見通しあるいは物価見通しは相当厳しい状況にございます。ところで、十四年度の税収の見通しでありますけれども、これは中期展望が十四年度の予算の概算要求時に用いられておりまして、それによりまして、五十・四兆円というのが十四年度の税収見通しでありまして、提出予定の補正予算の中で、十三年度の税収見通しが一・一兆円マイナスになる。それから、十四年度の税収、当初の見通しは、十三年度から十四年度にかけて名目経済成長の伸びは二％というふうに見込んでおります。十三年度の発射台が、まず税収が減ったということ。それから、当初見込んでいた名目成長率二％も、到底そういう高い成長は見込めない。今の日銀の予測によりまして、これは非常に、実質でマイナス一・一からプラス〇・一、消費者物価がマイナスでありますから、名目成長率は恐らくマイナス一・二％、そういう予測になっております。

そういうことを考えますと、概算要求時の税収見通し五十・四兆円というのは相当厳しいな、相当下回るというふうに考えられますけれども、おむねの見通しについて伺いたいと思います。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。ただいま先生も申されましたとおり、十三年度の税収が、補正予算において、当初予算から一・一兆円程度の減収を立てるということにしております。十四年度の税収見通しは、その土台減の影響がまず予想される。それからさらに、今後の

経済情勢いかんによっては、先生も言われますとおり、一層厳しいものになるのではないかと考えられますけれども、具体的な見積もりにつきましては、今後十四年度の経済見通しが出されましたときに、それをもとに個別税目ごとに積み上げ作業を行ってまいりますので、現段階におきまして具体的なことを申し上げられないということとは御容赦いただきたいと存じます。

○石井(啓)委員 なかなか、現時点ではそういう見通しが立てられないのは理解いたしますけれども、試みに私が乏しい情報の中でいろいろ試算をしてみますと、まず十三年度の当初税収見通しの五十・七兆円でありまして、これが、郵貯の満期集中分が二・八兆円ありますから、それを除いた分は四十七・九兆円でございます。十四年度については五十・四兆円ですが、これも郵貯の集中満期分が大体一兆円程度というふうに見込んでいましたので、その他の税収が四十九・四兆円。ですから、四十七・九兆円が二％名目成長で四十九・四兆円になるという見通しであったものが、まず十三年度の発射台が一・一兆円マイナスになりますから、郵貯の満期分を除いた分は四十六・八兆円になるわけですね。

それがどう十四年度に伸びるかということですが、これも、これが、樂觀的な見通しでプラマイ・ゼロというふうな考えても、そのままだ四十六・八兆円に移行するわけですから、これは制度改正で減収増収ないというふうにした上ですけれども、それで郵貯の満期分一兆円を乗せても四十七・八兆円。概算要求の五十・四兆円に比べますと二・六兆円のマイナスという、これは私の試算でありますけれども、相当厳しい税収になりそうだとこのことがうかがえます。

そういういたしますと、私は、歳入の中で、その他収入の増収にこれは相当頑張らなきゃいけないのではないかと。国有財産の売却もございまして、また、ここで私も今具体的にいいアイデアがあるわけではないのですけれども、これは相当知恵を発揮して税収以外の収入増加というのにも努めない

といけないのではないかと、そういう問題意識を持っておりますけれども、その点について、いかがでございますでしょうか。

○塩川国務大臣 おっしゃるように、いろいろな角度からそれは検討すべきだと思っております。現に私たちも、例えば、保有しております株でございまして、例えばNTT株であるとか、たばこの株であるとか、そういうのがございまして、そういうようなものの処分などの辺が可能なという程度を縛りつけられておることがございまして、それ以外自由に売却できるものは、もう既に売ってしまっているというふうなものですから、余りこれは売れない。けれども、法律を解除して、保有の制限を解除して売れば、相当まだあることは事実でございます。そういうことをやるにいたしまして、売り方が実は非常に難しいというところを検討いたしております。検討はしておるということをお願いいたしたいと思っております。

それから、国有地の売却であるとか未利用のものでございまして、大体、不景気でして、なかなか買ってくれない状態で、入札に毎年三千件ぐらいい出しておるんですけれども、そのうち成約しますのが、契約になりますのが大体半分程度なんです。十二年度で、私が覚えておりますのは大体三千件あった、金額にして千三百億円の程度だったと思うんですが、それをもっと促進させるようにいたしたいと思うんですが、だんだんと地価が下がってきてまして、これについても何か方策を考えたいかぬだろうと思っております。

したがって、同じ売却するにしても、そこらに将来における付加価値を希望さすような、そういう方法をもつて売却していくのがいいのではないかと。何か税収以外の収入を今一生懸命考えておるところです。

○石井(啓)委員 時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○山口委員長 次に、生方幸夫君。○生方委員 民主党の生方でございます。財務大臣、質問通告がないんですけれども、最初に一間だけ質問をさせていただきたいと思っております。

きのうの新聞報道によりますと、九月の完全失業率が五・三％と非常に深刻な数字になって、五・五％で来たのが五・三％へ伸びて、その後、テロ事件もあり狂牛病の発生ということもありまして、さらに雇用情勢が厳しくなるんじゃないか、ある新聞によれば十月の失業率は六％になるのではないかというようなことも言われておりまして、かなり深刻な状況になっているというふうに思っています。

今度の臨時国会は、テロ事件がなければ、当初雇用国会というふうにならうというところでございまして、来月出されるであろう補正予算においても当然雇用対策というのが中心になってくると思うんですけれども、この五・三という新たな事態、これから先、まださらに失業率が上がっていくであろうという中で、今政府がお考えになっている補正予算そのものも、この数値を受けて多少の見直しが行われるのかどうか、それとも当初の予定どおり補正を執行していくのか、その点をまずお伺いしたいのです。

○塩川国務大臣 いろいろと批判を受けておりまして、経済の状況が悪いということは十分承知いたしております。そこで、今回の補正予算は雇用対策を重点にしたことは先生御存じのとおりでございます。これで一応やってみまして、その成果を十分に見きわめて、できれば十四年度予算でその成果を反映させてみたいと思っております。

これは、予算が通りますのがどうせ十一月の末ごろになるのではないかと考えておりまして、実はそれを実施いたしますのがあと四カ月しかないという状況です。したがって、今回の補正予算では、もう雇用対策のいろいろな事業が、たくさん

種類がございますが、そこらは全部、金額にいたしましたら少しでございますけれども、行政が開始する、始まるように予算の配分をしてございまして、都市再生にいたしましたも、あるいはその他の緊急対策、すべて、申し出てきておるいろいろな事業に対してはできるだけ予算をつけて発足することを重点にしておりますので、その点に御理解いただきたいと思っております。

○生方委員 即効薬はもろんないと思うんですけれども、五・三というのはかなり深刻な数字だと思ふんですね。私の周りにも、失業をしてしまつて、一生懸命仕事を探してもなかなか五十を過ぎるとないというのが現実でございます。これは、雇用状況が悪いから景気が悪いのか、景気が悪いから雇用状況が悪いのか、卵が先か鶏が先かという議論にもなるんですけれども、とにかくこの五・三という数字はかなり深刻な数字だと思ふんですけれども、財務大臣は、この数値自体はどのようにおとらえになっていきますか。

○塩川国務大臣 私も同様に、非常に深刻な状態だと思っております。

○生方委員 深刻な状態は、皆さん多分共通の認識だと思ふんですけれども、これがさらに、恐らく十月になって好転をする要素というのはほとんどなくて、悪化する要素の方がむしろ、今も申し上げましたようにテロがあつた狂牛病の件がありましたので、六なんということになりますと、ある意味では社会不安さえ生じかねないような深刻な事態だと思いますので、今おっしゃいますように補正予算で、四カ月しかないということではございますけれども、何かしらやはり即効薬的なものも、何があるか私も残念ながらアイデアはないんですけれども、とつていく必要があるんじゃないかと思ふんですけれども、その点重ねてお伺いしますが、いかがでございますでしょうか。

○塩川国務大臣 そういう即効でありましたら私たちも教えていただきたいと思ひますし、私たち自身も一生懸命考えておるところでございますが、そのときには柔軟に対処したいと思ひております。

○生方委員 ありがとうございます。それではもう結構でございます。

それではこちらの、法案の方について柳澤大臣にお伺いしたいと思ふんですが、これまでの論議を聞いていてもどうもいま一つわからないのが、一般勘定と特別勘定、二つを機構の中に設けるということですが、きのうちょっと金融庁の方からお話を伺いましたら、当面は一般勘定しか設けないんだ、特別勘定は当面すぐ開くことはないんだという説明だったんですけれども、とりあえずそれでよろしいんですか。

○原口政府参考人 特別勘定の買い取りの開始に当たりましては、運営委員会の議を経て行うということでございますので、そういう意味では、自動的に開始をするということではないということでございます。

○生方委員 そうしますと、この一般勘定というのは、証券会社や自己株式を取得することを希望する事業会社の依頼に基づいて、その銘柄株を持つている銀行が株を売却するという仕組みになつていそうなんですけれども、その解釈でよろしいんですか。

○原口政府参考人 御指摘のとおりです。

○生方委員 そうなりますと、それ以外で、銀行がこの株はとにかく売りたいんだというふうな、銀行側がこの株を売りたいといった場合の株は、証券会社や自己株取得をしたという希望がない限り、一般勘定を通して売ることではないというふうな解釈していいんですか。

○原口政府参考人 御指摘のとおり、あくまで一般勘定におきましては、まずそういう取得のためのニーズがあつて、それをもとにこの勘定で買い取りをし、即時といひますか、保有することなく売却をしていくということでございます。

○生方委員 その集めた株をETFなどで投信に仕立てて顧客に売っていくということでありまして、そういう株はもちろん市場でも十分に売買ができる株であつて、この取得機構をわざわざ通さなければならぬ理由というのが当面見当たらないと思ふんですけれども、どうして取得機構を通さなきゃいけないということになるんですか。

○原口政府参考人 もちろん証券会社等も、一義的にはETF、投資信託を組成する場合においては市場で買うということが通常だと思ひますが、ただ、一定の価格で、例えば市場に余り出回つていないものを相当のロットで買いたいというような場合には、個別の銀行等から買う、あるいは市場から買うよりも、機構を通して買う方がそういうときは容易に取得をできるというケースが想定できると思ひます。

○生方委員 容易に取得ができるという根拠をもうちょっと教えていただきたいんですけれども。

○原口政府参考人 これは、機構の方で各銀行の保有の状況も把握しやすいと思ひますし、それから、一定のものをまとめて買うということになりますと、これはやはり市場を通しますと、その過程で価格形成等が必ずしも、ゆがみと申しますか、急騰するようなケース等も想定されるのではないかと思ひます。

○生方委員 もう一点確認をしておきたいんですけれども、きのうの説明でも受けたんですが、一般勘定の場合には、ここに株をストックするということはあり得ない、これはもう本当にスルーするだけなんだという説明なんですけれども、それではよろしいんですか。

○原口政府参考人 そのとおりでございます。

○生方委員 そうしますと、この買い取り機構をつくること自体が、銀行株が一遍に出ていくことによって市場の価格が下がってしまうおそれがあるから、一時的にをストックをすることによって株が大幅に下がることを防ぐんだという本来の役割というんですかともとの当初のもくろみと、全然ストックしないというのであれば、その機能というのはいらないんだというふうな解釈をしたということではよろしいんですか。

○村田副大臣 一般勘定と特別勘定との役割、機能の違いということがあろうかというふうに思ひ

ますが、とはいえ、一般勘定においても保有制限というのがかかりますので、一定期間において順調に処理していく過程において一般勘定をそういう形でもって利用する、そういう役割というのはあるのではないかと。

したがひまして、特別勘定の方はセーフティネットとしての役割を持つておりますので、一般勘定の役割と特別勘定の役割を区別して考えていかなければいけないというふうに思ひております。

○生方委員 先ほど、竹本議員の質問の中でも明確な答えが出なかつたんですけれども、どういふ場合に特別勘定を設けるのか。もちろん、そこには特別の委員会がつくられて、そこが決定をしたときというところになつていふんですけれども、具体的にはどういふ条件になれば特別勘定を開くということになるんですか。

○村田副大臣 ただいま政府参考人の方からお答えをいたしましたけれども、しばらくずっと設けない、特別勘定は設けないんじゃないかと、例えばこの法律が御承認をいただいた法律が成立いたします。そうしたときに、機構自体が、例えば来年の一月の初めからスタートするということになりまふ。その後、そのしかるべき期間の間に運営委員会というものを開いて、その運営委員会が定める規程でもつて、業務規程の中でどういふ期間に当たつて買い取りを進めるかというようなことを定めるといふわけであつて、機構ができてからも当期間内には運営委員会は発足をしていくのではないかと私も考えております。

○生方委員 私が聞きたいのは、運営委員会が決定することですけれども、どういふ条件があれば開くのか、それとも今おっしゃつたやうだと、とにかくこの法律が通りさえすれば自動的に、例えば四月から四月に開設をすることになるのか、あるいはこれこれこういう条件だから特別勘定を開くのか、どつちなんですか。

○村田副大臣 まず、銀行にとりましては選択肢が三つくらいあるわけですね、三つというか、一



つは、自分で市場で売却する方法というのがありますね。それから、一般勘定を利用する場合というのがありますね。そういう、その動向を見ながら運営委員会でもってどういう期間内に、要するに特別勘定での買い取りを発注をしていったらいいのかというのを相当の期間内に決めていく、市場の動向を見ながら、すなわちこれはセーフティネットの勘定でございまして、その市場の動向を見ながら運営委員会が特別勘定についての買い取りの期間というものを定めていくのではないかと考えております。

○生方委員 柳澤大臣に重ねてお伺いしたいんですが、今でもよくわからないんですが、市場の動向を見ながら、では、市場がどういうふうになつたら設けるというふうに、そういう条件があるのか、あるいはこれができれば自動的に何か月か後には特別勘定を開くことにしているのか、その基本的な考え方で、どちらの考え方がいいですか。

○柳澤国務大臣 運営委員会でするべきことは、業務規程を制定することだというふうに思います。そこで一般的な、基本的な方針、これを決めるわけでごさいます。その方針の中で恐らく、いろいろかなり専門的な、市場にも通じた方が委員になりましょうから、どういふときに買つたらいいか、また実際の銀行側にもニーズが生じてくるかというようなことが想定されて、それで想定されたものがすべて取り入れられるというんじゃないかと、そういう事実についての認識のもとでこの機構の特別勘定がどう動いたらいいか、それが適切かというようなことがいわばそれぞれ検討されて、総合的に業務運営の基本方針が決まっていくならうと思います。そして、そういう業務運営の基本方針に該当するような状況があらわれてきたときに買い取りの決定をしていく、こういうことにならうかと思つています。

○生方委員 よくわからないですね。自動的には何年何カ月たつたらということじゃなくて、あくまでも市場の動向を見ながら判断をする

、特別勘定が開かれても、そこで買つか買わないかはまた別の判断だというふうな解釈でよろしいということですね。(柳澤国務大臣「はい」と呼ぶ)

それで、特別勘定の方で買う株の条件ですね。これはBBBマイナス以上の格付がある株というふうな規定をされておりますが、これはどういう根拠でその規定を設けたのでございましょうか。

○村田副大臣 やはり、機構が特別勘定で銀行から株式を買うというケースでも、国民負担をできるだけ少なくする、こういう観点から今いろいろ条件がつけてありまして、店頭市場以上のものとかトリプルBマイナス以上の株式とか、そういう条件がつけてあるわけでごさいます。ひとえに国民負担の最小化というのがその目的であります。

そういう場合において、原則的に投資適格以上のものであること、もちろんその格付自体は社債を発行する事業会社が取得する、こういうものでございましてけれども、しかしながら、投資適格以上の格付を持った事業会社の株式を買う、こういうことに決めたわけでごさいます。

○生方委員 格付会社は内外幾つかももちろんございましてね。格付会社によつて格付も違つてまいりますよ。その場合は、どこの格付を選択するということになるんですか。

○原口政府参考人 今副大臣から御答弁申し上げたように、投資適格の格付を有する企業の株式というものを原則としておりまして、どの格付機関の格付を利用するか、あるいはその利用の仕方等につきましては、証券取引法の関連法令の例等も参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

○生方委員 具体的に、アメリカの格付会社と日本の格付会社ありますよね。格付の格が違つていたという場合、低い方をとるか高い方をとるのかとか間をとるのかとか、何かしらの目安があると思うんですけれども、それとか、銀行の方でこの格付会社の格付を利用してくれというような要

望があるのか、あるいはこの格付会社を一番メーンにとるんだとか、その辺は何か決めてあるんですか、全く決まっていらないんですか。

【委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席】  
○原口政府参考人 そういう区々いろいろなケースがあり得ると思いますが、その点についてはまた業務規程の段階で詰めていきたいというふうな考えております。

○生方委員 これは、基本的に銀行が株を持ち過ぎていくということが原因であつて、その株をとかく市場に放出をさせなければいかぬ、一遍に出れば株価が急に下がつてしまふかもしれないから、一応ワンクッション置こうじゃないかというの、がもともとの趣旨ですね。でも、もうちょっとその前には、銀行の不良債権そのものを何とか処理しなきゃいけないという一番大きな目的がございましてね。

常識的に考えますと、格付で縛られて、その前に、優良株と目されるものは一般勘定を通して売買される、あるいは直接市場で売買されるということになると、銀行に残るのは結局くず株ばかりになつてしまつて、かえつて銀行の資産内容を非常に悪化させることになつて、それは信用不安にかえつてつながらつてしまふんじゃないかと私は素人考えで思ふんですけれども、そういう心配というのはいらないんですか。いかがでございますか。

○村田副大臣 銀行が株式を相当程度保有していることによる、株式の価格の下落によるリスクを回避していくという解消していくという目的でこういう機構が設けられるわけでありまして、その中で、銀行が、これから保有制限に従つて株式を市場なりあるいはほかの方法、この機構を利用して場合も含めて処分していくものと思ひますけれども、これは、今まで持つていた株をどういふふうには銀行がその制限の中で今後も持ち続けるかというのは、銀行自体がポートフォリオを見直してやつていくわけでありまして、売れる株だけ売つて手元に悪い株だけ残つたということには銀行の行動として恐らくならないのではない

か、こういうふうには思ひます。

○生方委員 柳澤大臣にお伺いしたいんですが、でも、常識的に考えて、売れる株は売ると。具体的な名前を出すのはあれですけども、額面を割れちゃつていいる株券とか、銀行が株を手放しちゃえば倒産するような株というのは当然買う人がいないわけですよ。ということは、常識的に考えれば、銀行の手元に残る株というのは、売つちやつた株よりも悪い株が残るというふうな常識的には判断できるはずなんです。

そうしますと、銀行の健全化という意味では、悪い株だけ手元に残つていい株だけ売つちやつたということでは、資産内容はよくはならないで、株の比率は下がつたとしても、悪い株の比率がふえてしまふのではそのリスクはもつと大きくなるんだというふうには私は素人考えで考えるんですけども、そうではないんですか。

○柳澤国務大臣 まず、第一勘定のものはコーポレート・ミタミな形で、恐らくこれは運営委員会のバックアップをされた信託の人たちかそういうしかるべき人がその組成に入るんだらうと思うんです。これはこれでいい。

それから特別勘定の方はどうかといへば、これは運営委員会が業務規程で決めるわけですが、基本は、ハイリスク・ハイリターン、の行動はとらないわけで、そんな必要もないわけですね。むしろ、ローリスクそれからローリターンというか、そういうような話でいいということにならうかと思ふんです。

そういう中で、先ほど生方委員が、じゃ、格付が違つたところはどうするかというあたりが非常に微妙なところだと正直言つて私は思ひます。そこはもう、運営委員会に集まる専門家の人たちが専門的な見地でやはり判断して、行政の側もそれを認可していくというか、そういうことだろうと思ふのでございまして。

ですから、そのところは余りリジッドに、両方とももう、片方は日経の二二五に組み入れられるような株だ、それから片つ方はもう絶対に値

上がりする株だろう、そういうふうにはお考えにならずにこれは運用しないといけないというふう

に思うのです。  
しかし、ハイリスクの投機的なものはこれはもうとらない、基本的に何社がというような話はちよつとおくとしても、とらないというのが基本方針になるべきだというのが我々の考え方なんです

が、その場合に、じゃ、額面割れのものだけというふうには考える必要はないと思うんですが、そういうものも含んだ形であるいは残るケースもあり得るかと思うわけですけれども、それはそれで私は、何と申しますか時価評価でございいますから、それはだから銀行の健全性にとってどうこうということはないだろうと思います。その上に、我々がこの問題を考えるときには、実はパーゼルのリスクウエートの話がそこにかぶって来るとい

う予想のもとでやっていると。そういうことを考えたときに、さつき私は、とりあえずそれはそれでいいじゃないか、こういう言い方をしたんですが、パーゼルのリスクウエートがかかってくる、なかなかそれはそれでいいじゃないかと言えないことになるから、銀行としてはやむを得ず市場で売却するという行動に多分出ることになるだろう、このように思っているわけであり

ます。  
○生方委員 よく話はわかるんですけども、やはり本当は、いわゆる市場でも買えないようなく株を買っちゃわないと本当の不良債権の処理というのにはならないわけで、やはり拠出金をもつと積み増すなどしてそこも買うようにしないと、どうしても私は不良債権の処理というのには余り寄与しなく、まあ、銀行は銀行でももちろん、当然BIS規制があるわけですから、自分たちの中で処理しようとする努力はするでしょうけれども、努力をしてきた結果、いまだにまだ不良債権は処理できないわけですから、そこへ行政が介入して、強制的にある程度株を放出させようというのをやるわけですから、せつかくやるのであれば、不良債権の処理に資するように、やはり私

は、トリプルBマイナスというような条件をつけないとこれは困るのかもしれないですけれども、そこをもうちよつと何とかしない、せつかく機構をつくつたはいいけれども、余りまた機能しないということになってしまふ危険性がありはしないかということを考えておるんですけれども、これはいかがでございましょうか。

○柳澤国務大臣 生方委員のおっしゃることもわからないではないというか、理解できる面ももちろんあるわけですが、さればとって、額面割れが紙つぺらになると私は言うわけじゃないです。しかし、そんなにリスク、いわば投機的な株にこの機構を使っていくということは、ちよつと議論が混同だと思ひます。

これはあくまでも、株式保有を制限し、そしてそれに適合するような状況を一定年限までにつくり出すということが目的ですから、別に不良資産を処理してやるということでは実はないわけで、価格変動の激しいリスクな資産を圧縮するということではあるんですが、不良資産を何か手助けしてやろうという考え方はちよつと違ふということと整理していただけたらと思うのでござい

ます。  
○生方委員 それはもちろん別問題だというのはわかってはいますけれども、目的はやはり不良債権を何とかしなきゃいかぬということで、その一環としてこれも立てられているわけですから、せつかくそういうスキームをつくつたわけですから、やはり、いや私はそうやれという意味じゃなくて、そういうことをしないと、結局、悪いものだけ残つてしまつて銀行の資産内容を悪化させてしまつて、不良債権の処理にもつと悪影響が出てしまふ危険性もあるんじゃないか、どうせやるのであればというように意味で今申し上げているんです。

もう一つ、株を買うときに、政府の保証枠、とりあえず二兆円をつけるということで、当面という文字が入っていますね。銀行の自己資本枠以上の株というのは、これは株価が下がっていますか

らよくわかりませんが、大体十兆円程度はあるというふうになりますと、仮に、全部がもちろんはいいんですが、二兆円以上は政府保証枠が拡大する可能性というのもあるというふうに解釈してよろしいんですか。

○柳澤国務大臣 これは、期限までの、つまり保有制限というものに適合しなければならぬと定められた時期までの、いろいろ変動はあるでしょうけれども、株式市場の状況にもよるんだらうと思ひます。

したがって、なかなか我々として、株式市場について予測を立てるということをおっしゃることはやはり少し厳し過ぎることなので、私どもとしては、いろいろな条件をそろえてこういう機構をセーフティーネットとしてつくるわけだけではない、一番いいわけですが、状況としては、しかし、まさかのこのためにはやはりつくつておかなきゃいけない、こう考えているわけですが、株式市場の状況いかによつては、非常にもう取引なんか薄くなつてきて、それでそこに、保有制限に適合するために売らなくちゃならないというようなことになつたら、それをカバーするというようなケースもまんだら考えられないわけではないものですから、やや弾力的な規定を置かせていただいた、こういうことで御理解願ひばと思ひます。

○生方委員 私も、新聞を読んでいて、二兆円だというふうには解釈をされていて、きのう説明を聞いたら、それは当面であつて、二兆円以上になることもあり得るんだという話を聞いたもので、そうすると、国民負担が、仮に最悪の場合、二兆円以上になることもあり得るんだということはやはり事前に国民の皆さん方にも説明をしていただいた方がいいのではないかなという意味で質問をさせていたわけであり

ます。  
時間が参りましたので、これで終わります。  
○佐藤(剛)委員長代理 次に、河村たかし君。○河村(た)委員 河村たかしでござい

ます。機構ですけれども、これにつきましてはちよつと柳澤大臣にお伺ひしたいわけですが、これが損をしたとき、要は、かなり経済学の基本のところをございますけれども、需要供給曲線というのがございすね、昔やりました。需要曲線というのを見ますと、こういうふうな右下がりになつておりますけれども、要するに、値段が下がると買い、値段が上がると余り買わない。これは何でかといひますと、やはりそれは自分で損害をかぶるからなんです。資本主義社会というものは、自分が損をくくから、自分で責任をとらないかぬから、安いものは買ひつけ、高いものは買ひつけないということ

です。  
そういう認識からして、こういうことはマーケットの本當の基本的なところをむちやくちやにしますと、やつてはいかぬということをお若干立証するために、ちよつと大臣に、機構が損したときはどういう責任をとるか。五十四条で末松氏が聞きまして、役員を解任するとかそういう話で、そういういわゆる故意過失がある場合じゃなくて、何にもいわゆる故意過失はなくて、ただ持つておる株が紙切れになつてしまつた、損してしまつた。これは、だれがどういふふうな責任をとるんですか。

○柳澤国務大臣 例えば、不公正なことをやつたとか、法令に反することをやつたといへば、それはそれで、そういう構成要件に該当すればそこにまた処罰なり刑罰なりというのが当てはめられる、これは当然なんです。それは全くない、ただひたすら善良なる管理者の注意義務を完璧に払つてやつたけれども経済的な損失が出た、これはそういう意味の行為責任というものとはちよつとちよつと異なる、ちよつと思ひます。

それで、あとは経済的な損失をどう埋めるかという問題に帰着するといふふうな言つてよろしいかと思ひます。  
○河村(た)委員 その経済的な損失をだれが、責任といひますか、かぶるか、それをお伺ひして

おるんです。  
○柳澤国務大臣 先ほど、谷口委員でしたかの御

質問にも答えたんですが、我々は、機構としての  
ブライ・ゼロというのは、いたいたという  
か、拠出金も使ってしまった、つまり、それを損  
失の穴埋めに使ってしまったという状況を損益の  
分岐点、こういうふうにして議論をしているわ  
けであります。

したがって、まずそこを分岐点にしてどのぐら  
い損が出るかということによって、まず第一には  
売却時拠出金に負担をしてもらう、その次には当  
初拠出金に負担してもらう、それを上回るような  
損失であれば、それは保証債務を履行していただ  
くという形で国庫の負担になる、つまり国民の負  
担になる、こういうことでございます。

○河村(た)委員 そうすると、普通の会社の場合  
は、株式を買いまして、たまに新聞に出ますよ  
ね、失敗した場合、これはだれが責任をとるとい  
いますと、いろいろなパターンがありますけれど  
も、一般的に言えば、中小企業なんかですと個人  
保証していますので、経営者が私財をなげうって  
バアになる、こういうことですね。だから、そう  
いう危険性があるから、危ない、ちよっとその株  
についていろいろマーケットで判断する、これが  
マーケットの原動力ですよ。

そうすると、今言われたように、全部八%も出  
して、それから拠出金もなしになった、あとは税  
金ということで、個人とか関係者は全然責任とい  
うのは、そういう場合は損失はないんですね、結  
局。全部人の金でできるということですね、要  
は、そうですか。

〔佐藤(剛)委員長代理退席、委員長着席〕  
○柳澤国務大臣 これは別段、その他の人、今私  
が挙げたような方で出資をしている方もないし、  
また債権を有している方もないということですか  
ら、今河村委員がおっしゃったように、普通の会  
社の場合にはまず株主が責任を負う、それから債  
権者が責任を負う、それから保証をしていれば保  
証債務者にもかかってくる、こういうことですか  
れども、この場合にはそれと全くイコールの該当  
者はいない、こういうことですから、責任を持つ

ていく先がない、こういう仕組みであります。

○河村(た)委員 そんなことで適正な経営判断と  
いうのがまずできるんですか。自由主義におい  
て、自分の責任で、お金で、それは株主でもいい  
ですけれども、債権者がおればそれはそれなりに  
債権者がまた判断しますから、そういうメカニッ  
クの上に需要曲線が成り立っている、ああ、  
私は知りません、人の金ですと、そんな社長が、  
これはまず、普通法人という認可法人のようで  
すけれども、一応課税関係が発生するようです  
が、これは真つ当な判断というか、株式マーケッ  
トの基本的な、大変な失敗じゃないですか、こう  
いうことをやるのは。

○柳澤国務大臣 これは、株式保有制限という形  
で公的ないわば規制が行われるわけでございま  
して、それをどうやって円滑に実現するか、全体と  
してどうやってそれを円滑に実施するかというこ  
との一環で出てきた、公益的というか、そういう  
制度、仕組みでございまして、全く私的な市場の  
メンバーということでは初めからないというふう  
な位置づけです。

○河村(た)委員 要するに、言いたいことは、責  
任をとれぬ人がこういう経済的なものに介入する  
のはやめなさいということですよ。やはり、それ  
は経済学の大前提をめちゃくちゃにしますよ。需  
要曲線が書けないじゃないですか、株の。あれは  
何でかといったら、おれが損するから安いのを買  
うんだよと。それは当然の前提ですよ。だから景  
気がよくなるんですよ。こんなめちゃくちゃな  
ことをやっているから、社会主義者になつち  
まうから。ということ、これはイデオロギー  
になりますからこの辺にしておきましょう。

それから、この取得機構というのは、当然、課  
税関係は生じますね。利益が出たら、これは税金  
払わないかめですね、大臣、法人税。

○柳澤国務大臣 これは、収益が出たらというの  
は、恐らく、売買ということですから、公益法人  
における収益事業に当たるということで、そうい  
う位置づけでの課税が行われるということござ

います。

○河村(た)委員 公益法人じゃないでしょう、も  
ともこれは。特殊な、特殊といえますか、これ  
は認可法人ですよ。全然違いますよ。

これは、今、損失の繰り延べの規定もあります  
けれども、調査室のパンフレットの二十五ページ  
に、機構によって生じた欠損金額において、それ  
を繰り延べできるとか、法人税の還付を請求でき  
るとかありますから、当然これは——こんなこ  
とやるのもわからないの。ちよっととめてくださ  
い、こんなのめちゃくちゃですよ。法人の課税関  
係わからずに法人法つくってどうするのよ。

○柳澤国務大臣 ちよっと訂正をさせていただきます。  
大変恐縮ですが、これは、先ほどちよっと私  
公益法人の収益課税というふうな言い方をいたし  
ましたが、これは本当に大変恐縮ですが誤りで、  
普通法人として通常の法人税その他の課税対象に  
なるということでございます。

○河村(た)委員 お願いします。だから、人の  
金だからこんなことを言っておられるんですよ、こ  
れは。冗談じゃない。自分たちの金でつくるな  
ら、自分がどういう法人税を払うなんて、だれで  
もわかっているじゃないですか。経済学の原則で  
あるじゃないですか、人の金より自分の金の方が  
いいと。これはある非常に有名な原理なんだけ  
ども。全然なつたらんですよ。まあいいわ、もっ  
とこれから大事なところをやらないうからね。  
要するに、通常の課税関係が生ずる。となりま  
すと、これは大法人になりますから、東京国税局  
調査部、この管轄になりますね。——こんな  
こともわからぬのかよ。

○原口政府参考人 管轄はちよっと私の方の担当  
ではございませんが、恐らく、設置場所から見  
て東京国税局の管轄になると思います。

○河村(た)委員 だから、本当に、自分の金でな  
いといふばかなことが起きるんですよ。自分  
で会社をつくってみなさいよ。こんなことすぐ答  
えますよ、だれだって。法人税がどうなるかと

か、どこの管轄になるかと。本当にばからし  
い、これは。こんなことをやっておるから、まあ  
まあ、ええけれどもね、なかなか本当に日本経済  
はうまくいかないということでございます。

それで、要するに、これは東京国税局の調査部  
所管になるわけだ、はつきり言っています。私が  
ずっとかねがねこの問題を追及しておりますけれ  
ども、いわゆる調査部の調査とかそういうもの  
が、税の公正が非常に疑われている、そういうと  
ころの管轄に入るわけですよ、これは。

だから、何遍も言いますけれども、例の、国税  
庁が、OBが天下りをしたり、それからどうも一  
千万の高額納税者の枠を故意に外れておる人が多  
いんじゃないかと、それからこの間の税理士の  
話ですよ。納税者権利憲章をつくらうと思つた  
ら、皆さんが圧力をかけて没にしてしまった。こ  
ういうことについてきちっとしていかないといか  
ぬということですよ。

自分で社長になってみい。自分を調べられて  
おる人がしつかりしておるか、一番大事だ  
よ、そんなの。人の金だから、自民党もそんなこ  
とはどうのこうの言っておるじゃないか、これ  
は。そういうことなんです。それで、それについ  
てお伺いします。

だから、例えばこういう機構でも、こんなこと  
はまさかやらぬだらうけれども、その税理士に  
どうかとか、そういう話が来るかもわからぬ。こ  
れは十年で終わりますけれども。

だから、そういうことを考えた場合に、どうい  
うふうにして国税庁のOBの方が、要するに指定  
官職でやめられたら企業の税理士になつていくの  
かという実態を把握してくれと言いましたら、答  
弁で、極力努力して次の国会中までにやると。こ  
の間は、夏休みまで返上しておるとか、これは訂  
正されましたが言いませんが、そう言っており  
ますけれども、何か物すごい時間がかかるように  
言っておりますが、台帳というのはあります。か  
ね、二年でやめられて次のところへあつせんを受

けるのは、この方の台帳というのが当然ありますよね。税務署か、国税庁か、局か知りませんけれども。台帳、リスト。

○福田政府参考人 お答え申し上げます。

今、三百人という数字が出ましたけれども、毎年退職いたします者のうちであつて全全国の数であるかと存じますけれども、三百人についての数は、その内容がどういふ人かというのは把握しております。

それで、先生おっしゃった台帳というのは、イメージがちよつとわからないのですけれども、そういったのが退職したかというのは人事記録として保有しております。

○河村(た)委員 そこには、どういふ企業にあつてを、幾ら大体あつてせん顧問料があるか、当然ありますね、そういう資料は。

○福田政府参考人 今御質問ございました退職職員に對します税理士の顧問先のあつてせんは各国税局に行つておりまして、私も各国税局として各国税局ごとの件数、金額について把握しておりますので、実態どうなつていふかというのは即答しかねますけれども、少なくとも言えますことは、ことしやめた方について申し上げますと、どういふところにあつてせんを現にしたのか、それがどうなつていふかというところは各国税局において保有してあるというふうに承知しております。

○河村(た)委員 これ、海江田さん、悪いけれども、こんなものぢやなくちゃです。

あなたは何の権限でまずあつてせんしているの。人事に関する事項について、条文上の権限に基づいてやつていふんです。と云われまして。とんでもないことだけれども、それもそんなことが、自分の税理士がどういふ人で、これからどこへあつてせんしたなというリストがあるかどうかはわからないんで、もうやめてもらおうじゃないか。ばからしい。本当に税金を払う資格ないよ、こんなの。当たり前だよ、こんなこと。三百人だよ、三百人。そのリストが当然あつて、どこどこ

にあつてせんして、顧問料幾ら、当たり前じゃないか、そんなこと。うそを言うなよ、うそを。こんなもの、冗談じゃないですよ。

○福田政府参考人 先ほども御答弁申し上げましたように、各国税局においてあつてせん件数、金額について把握してあるものと認識しております。

○河村(た)委員 またちよつと変わりましたけれどもね。

だから、数年、前のやつもあるわけね、はっきりいいますけれども、ずっと過去のものも全部。

○福田政府参考人 そのときに、当該やめられたときにどこにあつてせんするかというのは、ある程度さかのぼつて、それは記録として残つていけばわかるというふうに考えております。

○河村(た)委員 残つていけばいいじゃないですよ、これは務めだよ、あなたのところ、人事に関する事項ということだったら。これは法律上の義務ですよ、あなたがそれを言うんだつたら、人事に関する事項だということ。これ、どうするんだね、こんなことで。都合悪いもの、あるに決まつていふんですよ。

だから、何が言いたいのかと思ったら、そんなの調査したらすぐ出るということですよ、見れば。どういふところへ行つていふか、それから先がた言つた高額所得者の問題も全部すつとわかるんですよ、すつと。

これ、大臣、聞いてどう思われますか、こんな

の。○塩川国務大臣 この委員会で河村さんが御質問に立たれるときはいつでもこの問題がなつておりまして、ライフワークだとおっしゃつていまして……(河村(た)委員「私はこれがライフワークなんかにゃないですよ。まじめにやればやめるんだよ。やらぬ限りやりますよ、そんなの。何言つていふんですか」と呼ぶ) 私はその点で、どういふことかと。しかし、その名簿を出せということ、実は国税庁といたしましても……(河村(た)委員「出せと言つていふんじゃない」と呼ぶ)非常に微妙な

ところもございします。またこの委員会において審議される前に理事会でこの扱い方を協議していただきまして、理事会で決めた方とつと我々の方もいたします。で、まずは、委員会で大づばにこれを議論していくということもなかなか難しい問題もございします……(河村(た)委員「何を言つておる」と呼ぶ) いや、これは確かにありますよ。(河村(た)委員「何が

あるんですか」と呼ぶ)ですから、個々の問題に入つていくことになつた場合、これはやはり問題のあるところもございしますから、ですから、これは一回理事会で諮つていただいてきつとこを処理しないと、毎回毎回この問題が出てまいります。答弁が同じようなことを繰り返しておるようなことで申しわけないと思つておるのです。だから、そのことを解消するためにも、理事会でどう扱つたらいいかということとをきつとやつていただいたら、私、そこ、そのとおりいたします。

○河村(た)委員 理事会、理事会と言いますけれども、私は、これは一応国会議員として、一応ではありますけれども、ちゃんと有権者から河村たかしという名前を書いていただいて、私が選ばれていふんです。理事会は検閲機関じゃないんだよ、理事会は。私に答えてくださいよ、私は、国民の税金をもらつて、今こうやつてしゃべつていふんだ。何が理事会なんだ、一体。こんな簡単なこと、すぐわかるじゃないか、ます。大臣、本当にあれですよ、税をどうやって取つていくかというところは、機構の話も、こういうもの全部前提になつていふんですよ、これも。

それで、では、もう次のところに行きますと、例の税理士監理官という方がお見えになつて、この間次長に聞きまして、そこで、私が把握しております資料によりますと、それとそれからおたくの次長の答弁と違ふということ、次長は答弁で、今の御指摘で不十分であつたというのを反省改めて中身についての御報告をさせていただきます

いというふうに答弁されましたので、報告してください。

○福田政府参考人 私どももいたしましては、先日の委員会における委員の御指摘等も踏まえまして、当時の税理士監理官から話を聞くなど事実関係の調査を行つていふところもございします。御理解賜りたいと存じます。

○河村(た)委員 中身を報告してくださいよ。どうだったんですか、それ。何時間かかつていふんだよ、あなた。

それでは、いつ電話しましたか、前回の私の質問以降。

○山口委員長 この件につきまして、理事会で今協議中でありまして……(河村(た)委員「だめ、だめだよ、こんなもの」と呼ぶ) いやいや、こころを踏まえて御質問していただきたいと思ひます。(河村(た)委員「だめですよ、そんなの、委員長」と呼ぶ)

○河村(た)委員 関係ありません、悪いけれども。彼は私に答弁をすると言つておつて、理事会で協議することになつたのは、文書で報告するか、それか口頭でいいかと。私は文書で求めたところ、理事会でいつ山口さんが言われたからそうなつただけです。委員長がそんなことを言つておつてどうするんですか。きつと答弁しろと言わぬかぬじゃないですか。何のためにこれは出てきているんだ、ここに。できぬよ、こんなことだつたら、本当に。こんなばかんなことあるか。答弁すると言つておつて、なぜ理事会がこれの発言をそんなことで遮る権限があるんだ。○山口委員長 前回、河村委員の方から理事会の方でやつてくれみたいなことがありましたので、文章とか口頭のみならず、その件について今理事会で協議をしております。(河村(た)委員「そんなことだめですよ、委員長」と呼ぶ)

○河村(た)委員 そんな勝手に……(発言する者あり)何を言つていふんだ。文章がどうかについて言つただけであつて、ちゃんと言つていふんですよ、答弁してくれといふ……(発言する者あり)

理事会じゃないんですよ。おれは何なんだ、それでは。理事会で何を決めるんだよ、おれに。(発言する者あり)何を言っているんだ。冗談じゃない。おれは、ここに出てきて答弁を求める権利があるんだよ。冗談じゃないよ、そんなもの。(発言する者あり)何だ、文書かどうかだけなんだよ。冗談じゃないよ、そんなもの。いいかげんにしておけよ、そんなもの。質問できぬ。これはストップだよ、そんなもの。(発言する者あり)当然ですよ、そんなもの。

○山口委員長 質問を続行していただきたいのですが、先ほども申し上げましたように、理事会でこの件については協議中です。(河村(た)委員「何を協議しているんだよ」と呼ぶ)同時に、国税庁としても次長の方で調査を進めておるということでありますので、そこら辺について次長の方から答弁を。福田次長。

○福田政府参考人 繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、先日の委員会における委員の御指摘等も踏まえて、当時の税理士監理官から話を聞くなど事実関係の調査を行っているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○河村(た)委員 何日たつたんですか、これ、一体。いつだったね、前回。二週間。国税監理官というのは何人おるんですか。東京国税庁、この当時の国税監理官、何人おりますか。

○福田政府参考人 東京国税局の税理士監理官は、一人でございす。

○河村(た)委員 一人にこの話がどうであつたかを聞くのに、何分かかるんですか。

○福田政府参考人 繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、先日の委員会における委員の御指摘等も踏まえて、当時の税理士監理官から話を聞くなど、事実関係の調査を行っているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○河村(た)委員 その方と会われたんですかね、その方と。

○福田政府参考人 まことに恐縮でございます。

れども、委員の御指摘等も踏まえて、当時の税理士監理官から話を聞くなど、事実関係の調査を行っているところでございます。

○河村(た)委員 会われたかと聞いておるし、もつと忠実にやってくださいよ、これ。何を守っているんですか、皆さん、まず。なぜこんなことをはつきり言えないんだ。これ、ちよつと私ばかりして質問する気にならぬからやめるわ、本当に。恥ずかしいよ、私、国会議員として、こんな。

すぐわかるはずだし、とんでもない話だよ、こんな。全く国会無視であり、国会議員、何のためにやっておるかわからない、悪いけれども。もうやめます。退席だ。――それじゃ、千歩も譲るんですが、いつまでに報告するかとか、本当に冗談じゃないぞ、言っておくれけれども。おれは理事会のしもべじゃないんだよ。それぞれ個人が権限を持つていよう義務だよ、これ。(発言する者あり)あなたに言っておるじゃないか、理事会でどうだこうだ言つて。何を言っているんだ。国会がこんなことでストップしてどうするんだ。何を守っているんだよ、何を。税務署の職務が適正かどうか、みんな全員挙げて一刻も早く求めて当然じゃないか、これ。(発言する者あり)

○山口委員長 静粛にお願いします。

○河村(た)委員 何がはじめに言っているんだ、これ。何日かかっているんだ、何日。これじゃ委員長、これ、どう……(発言する者あり)理事会、理事会言われたって、私は、悪いけれども、理事会には委員の発言を制限する権限なんてないよ、言っておきますが。そうでしょう委員長、どうだこれ、ます。

○山口委員長 当たり前の話です。別に制限しているわけじゃなくて、前回そういうふうなことがあったので、それを受けて理事会で協議をしていくというので、協議をしております。

ですから、この件につきましては、協議中ではありますけれども、当然質問者の意思もあるの

で、国税庁としても早急にこれ調査をして、早くに、可及的速やかに理事会の方にも報告をしていただきたいということをお願いいたします。

○河村(た)委員 何で理事会になるのよ、これ。委員長、なぜ理事会になるんだ、そんなの。おる場所で、公開の場所です出してくれよ、国民の前で。(発言する者あり)理事つて、関係ないよ。別に理事会は……

○山口委員長 その件につきましては……(発言する者あり)御静粛に、御静粛にお願いいたします。(河村(た)委員「こんなことだめだ、理事会はそんなものじゃないよ。とんでもないよ、そんなものは。何を言っているんだ。軍隊じゃないんだぞ」と呼ぶ)河村委員、当委員会に報告をいうことです。(発言する者あり)両方御静粛に。

○河村(た)委員 委員会に、じゃ、いつまでにか言つて下さいよ。次長は、次回までにとはつきり答弁しているんだよ、次回までに。じゃ、次回の委員会の、なぜ僕が言っているかといつたら、監理官一人ですよ、言っておきますけれども。一人だよ、当時の監理官。

私は、前の質問のときに、ちゃんと次長に、そうでしょう、こうなるから、監理官に必ず会うなり、会うとは言わなかつたけれどもアクセスして、必ず本人に聞いてくださいよと言っているんですよ、私。私は突然に質問なんか一切していませんよ、悪いけれども。なるべく委員会の審議が国民に充実するようにという気持ちで言つていますよ。

ただ、今回不本意なのは、あしたこういう質問をすると言つても、一切答えられないという返事だったよ、これ。こちらだけ質問通告しておいて。これはもうむちゃくちゃだよ。(発言する者あり)

○山口委員長 静粛に。

○河村(た)委員 じゃ、いつまでにやるんですか、これ。じゃ、次回委員会だと言つて下さいよ、命じてくださいよ。

○村上副大臣 河村委員の憤り、わからぬでもあ

りませんけれども、現在、理事会において対応を協議されている資料要求等に係る事項でありまして、理事会において対応が決定され次第、それに従つて適切に対応させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○河村(た)委員 委員長、やはりこれ、質問、退席にするわ、とりあえず。理事会でそんなことを、いつまでに報告するか一々決めて――答えているんだから、彼は僕に。そんなの、別にいいじゃないか、次の委員会までに出してくれよと言え言えないんですよ、自民党も。(発言する者あり)軽べつじゃないよ、そんなもの。国会議員の義務の方が重要だよ、これは。(発言する者あり)

○山口委員長 御静粛に願います。

○河村(た)委員 そうだろう、だから求めればいいじゃないか。(発言する者あり)

○山口委員長 静粛に、静粛に。

○河村(た)委員 冗談じゃないよ、これ。まあとにかく私、最後まで質問しないといけませんけれども、こんな、僕の国会議員の職務として、まことにこれは耐えがたい。(発言する者あり)

――おれだけじゃないじゃないか。みんなやっているのに、みんな。(発言する者あり)

○山口委員長 静粛に願います。静粛に。

○河村(た)委員 静粛に、静粛に。

じゃ、一応退席いたします。

○山口委員長 午後一時から委員会を再開することといたしまして、この際、休憩をいたします。

午後零時十八分休憩

午後一時六分開議

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの河村委員の発言中、不穏当な言辭があれば、速記録を調査の上、委員長において適当に措置をいたします。

質疑を続行いたします。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございます。

最初に、柳澤大臣にお尋ねをいたしますが、ウィリアム・シードマンという方を御存じだと思いますが、お会いになったことがあるのか、それから、どういう評価を大臣としてされているか、シードマンさんをどう見ているかということをお伺いしたいと思います。アメリカ連邦預金保険公社FDICの元総裁であり、アメリカの整理信託公社RTCの元総裁を兼務されていた方というふうに思いますが、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 ウィリアム・シードマンさんは、金融再生委員長、つまり私のこの前の任期中に二度、それから今回、私の職につくよう命じられて以後一度、都合三度お会いをいたしております。その間、いろいろシードマンさんの御経験等についてお話を聞く機会を得ましたこと、私としても大変ありがたいお話であった、このように存じます。

評価はどうかということについては、何と申しますか、大変経験を持たれた、しかもそれは、私ども、今、日本が直面している問題と同じように、未曾有の問題について取り組まれたということとで、この経験が非常に貴重であるということからして、そのお話というのは私どもとして尊重をして聞かなければならないお立場の方だ、このように考えております。

○五十嵐委員 そのとおりだと思います。私も大変尊敬をしている方なんです。私も、実は九月の二十六日に、シードマンさん及びその元スタッフのロバート・ダガーさんとデビッド・クックさんという方とお目にかかりました。そのときに、実はこの金融庁が今回お出しになった株式買い取り機構のあらあらスキームを聞いていましたから、それを御説明したわけですが、シード

マンさんの反応は、テリブル・アイデアだ、恐ろしい考えだということを言われました。つまり、市場原理に沿わない、これをゆがめるといっておそれのある、大変問題のあるスキームであるという評価だったわけでありました。

私は、このシードマンさんに限らず、海外の評価は恐らくそうなんだろうと思ひますし、国内でも、いわゆる市場原理を最大限生かすべきだという本来の柳澤さんのお立場はこういうことに反対だったと思うのですが、こういう海外の評価、国内のそうした立場の方々の評価、あるいはマスコミの評価に対して、どのようにお考えになりますでしょうか。

○柳澤国務大臣 シードマンさんに五十嵐委員がどこまでお話しをさせていただいた上でのシードマンさんの反応かということについて、若干いぶかのような気持ちもなきにしもあらずでございますけれども、海外の人たちの評価、私どももすべてこれを承知しているというわけでは当然ないわけですから、報道等で見かけるところでは、それなりの積極的な評価をしておられる向きもあるというところでございます。

そういうことを含めて、内外の市場原理を大事にする人たちは厳しい評価をしているはずではないか、そういうことをどう考えるか、こういうお話でございます。

私も、いろいろな難しい問題、特に経済問題ですけれども、そういう問題を解決するというのは、なかなか官の力というか、官がいろいろ頭で考えたそういうスキームで処理するよりも、やはり市場の仕組みというものを利用して解決することの方がいい場合が多い、そういう基本的な考え方を持っております。

したがって、今度のこの株式の保有制限と取得機構の問題についても、できる限りそういう立場から、市場への歪曲の影響というものを少なくする、小さくするという考え方で提案をさせていただいているつもりでございます。

し、金融庁自体に対する国際的な評価は大変厳しいものがあるというふうに出ております。この問題についても、株式の保有を制限するということについては、私はいいと思うのですよ。それは海外でも評価されるだろうと思ひます。しかし、だからといって、その代償措置で、国がお金を出した、出資したところで買わせるというのは、これはやはりおかしいというのが当たり前だと思ひます。

株式を制限するというのは確かに制限なんです。が、この制限は、その制限を受ける金融機関にとっては単に嫌なことではなくて、制限を受ける方にとっても、株式の暴落リスクに備えるということですから当然メリットのあることでもあるわけですよ。単に、規制を受けるからその代償措置として恩恵を受けるといふ関係ではないということとを考へるべきです。それから、この間からのこの委員会での質疑を聞いて大変おかしいなと思うことは、金融機関もおかさんではないわけですから、自分が損をするような売り方はしないわけですよ。同一銘柄をどつと同じ日に売りに出せば、市場で出したときに暴落が起きるような売り方はしないはずでありますから、そんなに激変緩和措置が必要なきとくさん起きると思ひえない。

そういう意味からいっても、この皆さんのおっしゃるセーフティーネットというのは非常に甘過ぎると思ひますし、大体、セーフティーネットという考え方に合わないことだらうと思ひます。グリーンズパン、連邦準備制度委員会の議長ですけれども、グリーンズパンさんが言うセーフティーネットというのは、やはりこれはあくまでも預金者保護、そして金融システムを守るためのセーフティーネットであつて、そのセーフティーネットに寄りかかり過ぎてリスクをとり過ぎる、これが実は金融機関にとつてのいわばモラルハザードだと言つてゐるわけをたびたびグリーンズパンさんは言つてゐるわけですが、そういう意味でのセーフティーネットとはこれは意味が

違う。何のためのセーフティーネットかというところでやはり問い直さなきゃいけないと思うのです。

そういう意味でも、この皆さんがおつしやる、制限をかけるのだからこれはいいことなんだから、それで何か起きたらまずいので、セーフティーネットだ、代償措置だ、あるいは激変緩和措置だというのは、どうも論理構成に無理というか飛躍があるというふうに思ひますが、もう一度お考えを伺ひます。

○柳澤国務大臣 保有制限については委員も御賛同いただいておりますのでございませうけれども、これを本当に期限どおりに実現するということがない、若干の例外はこれは成り立ち得ません。そういうことと、制度としてこれは成り立ち得ません。そういうようなことから、ある意味で売却を、個別的に指示するわけじゃないのですけれども、総量としては強制をするという義務づけるといふことでございませう。

どういう売り方というか、あるいは、市場の状況というふうなもの、結果それが実現されるか、正直言つてわからない面もこれは否定できません。そういうようなときに、どなたか委員がおつしやられたわけですが、株式の価格というのは、中長期的にはもう本当に将来の収益見通しの現在価値への還元で決まるはずだということではあるけれども、ごく短期的には、やはり市場の需給で決まる側面も否定できない。これはみんな共通の認識だと思ひますけれども、そういう、一時的にせよ需給にひずみが生じるということとを何とか防げないかということ、まさにまさかのためのセーフティーネットとして、今回のこの買い取り機構というものを準備させていただきたいということを御提案申し上げてゐるわけでございます。

確かに、金融機関の健全性というものの、そのものずばりのセーフティーネットでないことはそのとおりでございますけれども、今度新しく決めた株式保有制限というものを円滑に実現するため



のセーフティーネットという意味合いでございます。その、そういうものとして御理解を賜ればと思っております。

○五十嵐委員 今お認めになりましたように、そのずばりのセーフティーネットではないし、円滑にするためのというのは、セーフティーネットとは言わないです、それは。それは意味が違うと思っております。

それから、金融機関は本来リスクをとるものであって、そのリスクを遮断することは、これはセーフティーネットとは言わないと私は思うわけでありまして。預金者保護にも金融システムの維持そのものにも、どちらにも直接的には当てはまらないというのは、大臣自身が今お認めになったことなんでしょうかと思っております。

それから、九兆円は市場で売らせる、それは大丈夫なんだけれども、残り二兆を売るときにはセーフティーネットが必要だという理由がどうにもわからない。そのところを合理的に御説明をいただきたい。

○原口政府参考人 今御指摘になりました九兆円、二兆円というのは、当面二兆円の政府保証枠を設定するための積算の根拠として、保有制限に係る株式の量が約十一兆円である、それから、従来銀行等が市場でここ数年売ってきた額二ないし三兆円と、保有制限をかけるまでの期間三・五年を勘案すると、九兆円程度は通常の場合であれば市場に消化し得るだろう、そういう想定のもとでございまして、九兆円を超えた二兆円が、直ちにその分にセーフティーネットが発動されるというよりは、諸般の状況でそういう必要が生ずる場合合というの、いろいろな状況があると思っておりますけれども、その額を定める当面の一応の設定として、そういう積算として九兆円という数字を用いたこととでございます。

○五十嵐委員 半分しか答えていないのですよ。九兆円は市場で売ることになるわけですね、限度があるわけだから。九兆円は出ても大丈夫だというの、どういうわけなんだということなんです。

よ。

それから、一挙に出てくれれば激変が起きる可能性があるとおっしゃっているんですが、先ほども言いましたように、銀行だって、そういう激変が起きないように売ってきているわけでしょう。今までだって相当売ってきているわけですよ。今、日経平均は下がっていますけれども、これはむしろいろいろな要素があり、あるいはファンダメンタルそのものが落ちていくということもあり、それから、日経平均でいうと銘柄の入れかえがあった。だから、本当は実力は、もとの銘柄でやればそんなに悪くないんだということを大臣自身何度もお答えになっているのだから、それほど、持ち合い株解消が今の株価に決定的に影響して、これは非常に困った状態だと、必ずしも言えないわけではございませんか。

そうすると、これからティア1以上出てくる分、十一兆あって、九兆円だ、その分二兆円は、最悪の場合国の方で面倒見るけれども、九兆円は出ていいんだ、やむを得ないんだ、そこは大丈夫なんだという理屈は、どうにもわからない。説明になっていないです、それは。

○原口政府参考人 今申し上げた九兆円の積算した根拠でございますが、これは、最近数年の金融機関からの市場への売却状況を見ますと、ヒアリングベースでございますが、大体、年間二兆から三兆を売っている。そういう実績と、保有制限実施までの期間が三・五年でございまして、二ないし三兆円の二・五掛けの三・五ということ、これが九兆円程度は、諸般の状況に大きな変化がなければ円滑にその分は売れていくであろう、そういう積算をしたわけでございます。

○五十嵐委員 三・五年で年間二・三兆円ずつ消化するから、その積算で三年分だ、こういうわけですけれども、だったら、あと半年も延ばせばいいわけじゃないですか、それは。全く理由にならないですよ、そんなことは。

それから、先ほど言ったように、制限への代償だということけれども、制限なくとも売らな

う。制限なくたって売らなはずですよ。これは国際的な評価というものであるわけですから。制限なくとも売らなわけですから、国がその法律によって制限することへの代償だというのはおかしいのですよ。

もう一度お答えをお願いします。

○柳澤国務大臣 大体三年間の期限で、私も二〇〇四年の九月に保有制限を設けているわけでございますが、いつも申し上げておりますように、このBISの規制、リスクウエイトの方ですけれども、そういうようなものも同時に進行しているという中で、私どもは、遅くもそこまではきちつとしたと言いつけるかということもありませんけれども、とりあえず、まずそこまでは最低やらせておかなきゃいけない、こういう気持ち強いわけでございます。

そういうことをぜひやらせたい、こういうようなことのために、いろいろ今後の見通し、見通せない状況もあり得るということ、それを実現するためにはラストリゾートをやはり持つていないと心配だということで、これを置くことによってそのスキームが実現できるということであれば、それはそれで存在意義があるのではないかと考えております。

○五十嵐委員 大変苦しい答弁だと思えますね。まだそのバーゼルでの協議の方がちつとしたものではないわけですから、そこだけ我が方がかちつと期限を切つてあと三・五年以内にやらなければいけないんだという理屈も成り立たないと思うのですよ。それは交渉事ですから、交渉してあと半年延ばすということだって当然できるわけだし、そこまで邦銀の持ち合い株が減つていけば、何でも言いわけといいますが、海外に対して説明のつく話だと思えます。

それから、いかにもそれをやらなければ、一気に出てきて何か大変なリスクが起きるようなことをおっしゃっているわけですが、もともと金融システムのシステミックリスクというのは、我々は増

大していると思つておられるけれども、あなた方はそうではないんだと言つてきたわけじゃないですか。しかも、システミックリスクが起きるとすればもつと別のところで、株価の下落じゃない別のところで起きる可能性の方が大変大きいわけで、その意味でも皆さんの立論というのは私はかなり破綻をしているというふうに思つております。

ただし、ここで少し見方を変えてお話をさせていただきますが、これは具体的話であります、銀行から役員を派遣して、運営委員会に参加をさせるのですか、運営委員会でチェックをする。それから準公務員として守秘義務等の義務が課せられる。だから危ない取引という不正は起きないんだ、公正に運営されるんだというようにおっしゃっているのですが、私は、日本のもたれ合い、旧大蔵省によつて護送船団方式で長い間培つてきた金融村の村社会、もたれ合い社会では、幾らでもこうしたことは起き得るというふうに思つております。

格付の問題にしても、日本の格付会社は、金融機関やクライアントとなる格付を求めてきた会社に対する配慮というのはかなりなされていっているのではないかなという疑いもありますし、あるいは、メインバンクが情報を隠して格付が下がらないようにしておいて、メインバンクそのものは情報を保持していますから、自分だけがその情報を使って、買い取り機構に売却してからメインが見放せば、一気に格付はその後下がるということになるわけですが、これも一種のインサイダーですよ。やがてばれてしまうことを先にわからないようにパターンにしようと思つたのですが、こういうようなことは起こり得るわけですね。起こり得ると思つたのです。インサイダー取引等々について厳しく監視をする仕組み、あるいは金融機関のビヘイビアをただすという、私、何度も申し上げておりますけれども、そういう措置が伴わなければ、幾らでもこういう一種のインサイダー取引や不正取引が起こり得る。

それから、もう一つついでに申し上げますけれども、前日の売買の平均値をもって時価とするというふうに伺っていますけれども、危ない株というのは半日で、あるいは数時間のうちに大きな変化が起きるわけでありまして、ですから、これは時価というのをどうとるかというので大変大きな問題が出てくる。株価操縦が可能なんですね。自分のところの株を直接売らなくても、持ち合っているところから、別のところに頼んでその株を高く売ってもらって、高い指し値で買ってもらって、それで株価を操縦して、それから申請をして高値で株を引き取ってもらうということもできるわけですよ。こういうことは絶対に起こり得ないんだということを断言できますか。

○原口政府参考人 まさに今、議員が御指摘になったようないろいろなインサイダー取引とか株価操作、そういうものが、これはあつてはならないことではございますが、そういうものが起こり得ないように、できるだけまず予知を、可能な限り排除したいということで、例えば今御指摘になったように、時価につきましても、前の日の終り値または出来高加重平均価格の低い方をとるといふような工夫をしたいといふふうに考えておりますし、また、不正取引を防ぐ観点から、機構の役員等に対して、本法律に、特に守秘義務を課すということもしております。

こういう規定、さらには一般的な証券法の規定等もございまして、また、これは機構の問題にかかわらず、取引の公正などを証券監視委員会等においても十分監視をしていくということと相まって、公正性は担保されていくといふふうに考えております。

○五十嵐委員 私、何度も申し上げていますが、今までも、今までだって、インサイダー取引に疑わしいことはたくさんあるけれども、全然摘発されてこなかったではないですか。今の機能でこれが十分に担保されているとは到底思えないわけであり

ます。

マイカル債のことで明らかのように、仕組み的にも、利益相反を認めるというのは大変なことなんでしょうね。マイカル債の場合は、メインバンクである第一勧銀が社債管理会社にもなっているわけであつて、利益相反が起きるわけでありまして。貸し手、間接金融の融資銀行と社債管理会社が一緒だというのは、大変問題があつたといふふうに思っています。ここでも、いわゆる銀行派遣役員というのは、その新しい機構の立場とメインバンクとしての立場、一種の利益相反が起きると考えるわけでありまして。

同僚議員からも指摘がありましたけれども、まずマイカル債にあらわれたように、今までは確かに問題はそれほどなかったかもしれませんが、しかしマイカル債では明らかになつてきたわけですから、メインバンクと社債管理会社の利益相反の立場の兼用をこれからも認めるのか。あるいは、この機構の問題において利益相反は問題にならないと考えているのか。その二点について伺いをしたいと思います。

○村田副大臣 メインバンクと社債管理会社の業務を今後とも認めるかどうかということにつきましては、商法上の問題でありまして、金融庁の所管外でありますので、答弁を差し控えてさせていただきます。

ただ、商法上、社債管理会社の利益相反の問題につきましても、社債管理会社は社債権者に対して公正誠実義務、善管注意義務を負うということ、そして、義務違反があれば損害賠償責任を負うといふふうに規定されておりますし、また、社債権者と社債管理会社との利益が相反する場合において、社債権者集会の請求によりまして、裁判所は社債管理事務を行う特別代理人を選任しなければならぬといふふうに規定されております。また、メインバンクが社債管理者であることによる弊害を防止する措置を講ずることが可能になっているといふことでございます。

いづれにしても、我が金融庁といたしまして、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の見地から、メインバンクと社債管理会社の関係に関

しまして問題のある行為が現実には生じたという場合には、厳正に対処したい、すなわち業務改善命令等を発出して正してまいりたいといふふうに考えております。

○五十嵐委員 それは後追いなんです。だから、私は何度も言っているのです。制度としてフェアネスというのを追求する必要があるのだ、担保する必要があるのだということを言っているのです。

では、望ましいことなんでしょうか、利益相反があるということ自体が。もう一回答えてください。

○村田副大臣 もともと、社債権者の利益というものは確保されなければいけないといふふうに考えております。

委員の御質問の最後の、機構に関する御質問のお答えが落ちておりましたので追加させていただきますが、株式取得機構と売却銀行との関係でも同様のことが起こるのではないかと、こういう御質問だといふふうに思いますが、先ほど委員から、私も構想している、利益相反についての具体的なスキームについて御指摘がございましたので、詳しくは答弁は控えさせていただきます。いづれにしても、機構の役員等には守秘義務を課している、そういうことから始めまして、利益相反行為が起らないように、我々としては万全の体制で臨んでいるということでございます。

○五十嵐委員 不正行為が起きないということが担保されているとおっしゃったのですから、もし起きた場合にはきちんと責任をとる、行政側で、このスキームを仕組んだ側で責任をとるということとでなければならぬと思います。

それで、フェアネスを追求するといふ意味では、金融庁自体に大変ないろいろな疑惑が起きているといふことでありまして、先ほど大臣が、極めて経験豊富な有能な方だ、立派な方だと、私も思うし大臣もお認めになったシードマンさんが来られたときに、この三人のメンバーの中から話題になったことがありまして、日本の金融検査では本来貸すべきでないところに貸すようにとの圧力

があるらしい、こういう話がありました。それは私はよくわからなかったのですが、実はその日の朝、ちょうど九月の二十六日の朝のウォールストリート・ジャーナルに二本の記事が出ておりました。「シンセイ イズ トールド ツー ヘルプ トラブルド クライアント」、新生銀行が問題のあるクライアント、企業を助けるように命じられている、こういう記事が載っています。ウォールストリート・ジャーナルの二人の記者の署名入りです。

もう一つの記事が、似たようなものですが、「オーソリティーズ」オーソリティーズというのはまさに金融庁ですね、「オーソリティーズ テル シンセイ ツー イズ アップ」、これは、英語は詳しくないのであれですけども、手心を加えるように新生銀行に詰め寄っているのだといふふうに受け取れますね。それで、その主体はオーソリティーズ、金融庁だ。

記事の中身を讀みますと、金融庁の森昭治長官が八城政基新生銀行社長に対して、これは八月十日のことのようでありまして、原文によりまして「シンセイ シュッド ビー ヘルプ イン ライン ウィズ アザー ジャパニーズ バンクス」、ほかの日本の銀行のラインに沿ってビヘービア、振る舞いをすべきだといふふうに言つた。これはどういふことかといふと、取り立てが厳し過ぎるから、まさに手心を加えよといふふうに命じたといふような文章になっているわけですけども、この真偽は、私は森長官に聞かなければわからないと思います。

特に、さらに問題なのは、この中で、借りがえに應じようとしないう新生銀行の姿勢を国会議員が批判していると、国会議員の言葉をかりて森さんが新生銀行の八城さんにこういうようなことを言っている。新生銀行は、当然ながら激しく抵抗をし、反発をし、この議事録が、速記録が社内です、これはインターネットで流されているわけですが、その議事録を、インターネットをプリントアウトしたものをそのままこのウォールストリート

これは、私は大変、どちらの味方をするわけでもないのですよ。新生銀行の側も、これに対して金融庁の側にも、ともに問題があると思うのですが、こういったことが、実は日本の金融庁あるいは日本の金融社会というのが裏で動いている、フェアでないということのあかしになっているわけです。これはどう説明するのですか。

○柳澤国務大臣　ただいまの件ですけれども、金融行政は、数々モニタリングだとかフォロアアップ作業とか、いろいろこれは私どもの行政とかそういう活動の一環で、これはもう全部オープンになっているプロセスですけれども、そういうことを常にやっているということは御案内のとおりでございます。

そういう活動について、こういうことがあったとかなかったとか、あるいはその中身が何だったとかというようなことについては、ここでお話をするといたしますと、これはいろいろ、金融行政というのは金融機関の信用問題等を扱う事柄の性質からいって、そこに一定のリスクが生じてしまうという事態が予見されるわけでございます。それからまた同時に、金融行政当局としても、そういうところで話したことが公になってしまいうようなことを通例といたしますと、これはもう、そういういろいろな金融機関から状況の報告を受けるというような場合にも、なかなか真実を語ってもらえなくなってしまうというような立場に置かれる懸念も大きいわけです。

そういうような意味で、私ども、別に何か格別の隠し立てをしなきゃならぬということではないのですけれども、そういう性格の行政をやらせていただいておりますというところで、個別の問題については、これを一つ一つ状況について御説明するというのはやはり控えるべきことだ、こういうふうに考えております。

一般論として申し上げますと、要するに、ただ、そうは言い条、そうは言い条というか、

○五十嵐委員 大臣、今自分がおつしやっていることで矛盾をはらんでいるということをお気づきになつていますでしうか。要するに、相手の銀行の信用や相手の銀行の企業秘密をこちら側からばらしたら、それは問題が起きるから、これは守秘義務がかかり、言えないのですよ。しかしこれは、相手の銀行がみずからしゃべつちやつてゐるわけですよ。これは大変な問題なんですよ、そういう意味では。

手の銀行に対して、どうしてこういうことをやっ  
たんだというようなことを確かめなきゃいけない  
し、私は新生銀行に対しても、これはけしからぬ  
ことだと思うんですよ。ただ、一たんこうやって  
速記録まで出て明らかになつてしまった事実が  
あるとすれば、これはもう秘密じゃないのです  
よ。

特に問題なのは、犯罪につながる要素を含んでいるということなんです。いいですか。国会議員が批判していると言っているんですよ、行政のトップが。言いに来た人がいるんでしょう。これは口きき行為じゃないですか。今盛んに問題だと言われている、どここの銀行を、企業を助けてくれという、これは口ききをしたということですよ。融資先四社の名前を具体的に挙げた上で、借りかえに応じようとしなさいと言って文句を言いに來ている国会議員がいるということじゃないですか。

これは一般論でも構わないから、これは森さんに話を聞かなきゃ。だれが言ったとは言わなくても、実際にこういう事実があったのかどうか。具体的な企業名を挙げて借りがえを認めさせると言いに来た国会議員がいるのかどうか。これは答えにくいです。あなたには答えられないはずですか。森さんと呼んでくださいよ。これは大変な問題ですよ。

それが、これは大きな問題ですから、どちらが正しいかも確かめなきゃいけないし、八城さんにもこの場へおいでになっていただいて、私は、参考人としてとりあえず、証人喚問したいところだけれども、参考人としてお話を伺わなければならぬ重要な問題だというふうに思いますが、いや、お答えしようがないですよ。森さん呼んでください。

柳澤國務大臣　今五十嵐委員はその記事が当該当事者の一方から公表されたものだといふうな趣旨のお言葉を吐かれましたけれども、我々はそれのようにも考えておりません。そうした事実は確

認できておりません。

○五十嵐委員 それは速記録を、メールの、内部資料の速記録を見せたんだと言われているんですから、これは少なくとも信すべき蓋然性があるわけです。それを確認したいんだから、確認できる本人が出てこなきゃだめじゃないですか、それは。言っていないというなら、言っていないと言えればいいんですよ。そうでしょう。森さん呼んください。森さん呼んでこなければこの質疑は続けられないですよ。

それから、国会議員のことについてはお答えにならなかった。

柳澤国務大臣　前者について、前提が公表されたとする前提で立論をされていらっしゃるわけですが、私どもとしては、そういうような資質が当事者の一方から公表されたものだということを確認できません。確認できておりません。そういうことです。その内容にかかわる御質問のことについても、当然それは私どもの方からと

うこう言えるというような筋合いのテーマではないということであります。

○五十嵐委員 それは御本人でなきゃ確認できないですよ。確認をしたわけじゃないわけでしょう。これが事実かどうかと確認されたんですか、森さんに。確認されたんですか。

○柳澤國務大臣　世の中のマスコミには、もうおびたらしい数の金融に関するあるいは金融行政に関する情報が流れております。私どもそれを一々、これはどうだったかああだったかといつて確認をするという必要は毛頭感じておりません。私どもは、それぞれの立場で、そうした情報をいろいろと今後に生かすために勉強させてもらうことはありますけれども、真偽のほどよくわからないうまいわゆる情報について、一々確認をするということのようなことを必要だとは思っておりません。

○五十嵐委員　大変失礼な話ですよ、それはウォールストリート・ジャーナルはよた新聞だといふのですか。おかしいじゃないですか、それは。しかも、直接の出どころをはっきりして、署名記事ではっきり書いていることなんです。これは確認するのは当然じゃないですか。

しかも、そのこと自体が、シードマンさんの御一行の言葉にあるように、もうこれが世の中の金融庁に対する、金融行政に対する評価になっているということなんです。実害が出ているわけ、金融庁にとつても。我々にとつてもそうなんです。国会議員が圧力をかけて、金融庁長官の口を通じて新生銀行に圧力をかけたという内容になっているじゃないですか。そのことは真偽を確かめる必要がある。真偽を確かめる必要がある、これは間違いないことじゃないですか。国会議員の名誉にかかわることじゃないですか。そうでしょう。

それを、どこだかわからない三流の記事の、署名もない記事のうわさ話と一緒にして否定し葬り去るというのは、それはまさに詭弁ですよ。こんなことなら国会は要らなくなってしまう。疑いのある、蓋然性の、真実の可能性が極めて高い、あ

午後一時五十分休憩

る程度あるといったものについては、真実を追求するのは当たり前じゃないですか。

○柳澤国務大臣 私、実は全部目を通したわけではないんですが、今注意をスタッフから促されましたが、八城氏は一連の応酬について「コメントを拒否」ということでございまして、これは八城さん自身も別に真偽について確定的なことをおっしゃっていないわけでありまして、そうした記事についての先生の立論の一つ一つについて私どもがコメントを申し上げる、あるいは説明を申し上げるということは、やはり無理だと思えます。

○五十嵐委員 論点を次々にずらすんですね、お得意なんだけれども。

そうじゃないでしょう。これは内部文書を、速記録をプリントアウトしたものだと言っているんだから、それは八城さんが正面切って聞かれたら否定するかどうか知らないけれども、そのことはこの記事が信憑性がないということとは関係ないんだよ。そうでしょう。森さん呼びなさいよ、森さんを。森さんと呼ばなければ質問できない。だめだ、要らない、要らない。同じ答弁だから、要らない。要らない。もうあなたに答弁を求めているんだから。

○柳澤国務大臣 いや、私、委員長から指示をいただきましたので答弁させていただきますけれども、先ほど来申し上げましたように、金融行政についても、また金融機関についても、大量の情報、情報と称せられるものも含めていろいろ世の中には出回っているわけじゃないですか。それについて一々私どもも真偽を確かめてどこで何か申し上げるということとは、我々の仕事からいって相手方にも迷惑がかかるし、また我々の仕事自身も、そうしたことをディスクローズするということが本当の仕事ができなくなってしまうということは御理解願えるところだろう、このように思います。

○山口委員長 速記をとめてください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

の者に確認をいたしましたところ、次のようなことでございました。

新生銀行につきましては、国会等の場において、いわゆる貸し渋りについてさまざまな批判がなされており、そのような状況につきまして新生銀行に伝えたことはあります。しかし、直接、個々の国会議員から、個々の企業への貸し渋りにつき陳情を受けたたり話を聞いたたりし、新生銀行にその話を伝えたり圧力をかけたというようなことはありません。

以上であります。

○五十嵐委員 極めて誠意のない、いかげんなお話だと思います。

この発言をした者がだれかということもおっしゃらない。これまでに発言を行ったかということに対して、関係の者に確認したがという今の御答弁でありました。

それでは、だれの証言で、責任ある証言かどうかはわからないということでありまして、これにはつきり、四つの、フォーカンパニーズをアイデンティファイド、特定して、その名前を挙げて借りかえに應じるように言ったということ自体が、非常に大きな、不透明な裁量行政、今までさんざん批判をされてきた手続行政、手を加えるという行政で、このこと自体が、国際的な日本の金融行政、金融システムに対する不信をもたらしうことであり、今の答弁では到底このことに対して説明がなされたと言えません。納得できません。

やはり森さんのこの場での証言、発言がどうしても欠かせないと思えますので、これ以上私の質問をこの場で続行することはできないということでありまして。

○山口委員長 速記をとめてください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

ところを申し上げましたが、これは長官の森、その者でございまして、彼に確認をしたところ、先ほど申したようなことを本人が申しておる、こういうことでございます。

以上でございますけれども。

○五十嵐委員 私の質問を聞いていないんですか。要するに、四つの会社名、融資先を挙げて、そして、借りかえに應じるようにという要請をした、圧力をかけたということにはつきり書いてあるわけですよ。これについてやったのかやらないのかということはどうなんですかと言っているんです。

○柳澤国務大臣 ただいまの御質問も含めてですけれども、委員の質問の趣旨を私なりに理解するところでは、まず第一に、国会議員が陳情をしてきた。そのことを、相手方にこれを取り次いで、これをこうしてほしいとかあるいはこうしろとかということになりますと、私も、これは委員と大体同じ感覚だと思ふんですけれども、いわば不公平とか不正の行政につながるというのか、そういうことの手助けになるということで、これは私はあつてはならないことだというふうに考えます。

そういう国会議員の陳情だとかあるいはいろいろなお話、こういうことと無関係に、金融庁長官森がいろいろ話を行政の当局として金融機関に話をするということについては、私はこれは、先ほど来申し上げますように、金融行政の特殊性というのか、常に金融機関のレギュレーションリスクもかかっているというのか、そういうようなこととか、あるいは行政当局が一般に所管の民間企業に對していろいろな意見を交換するなり考え方を相対するなりというふうなところの中では、私は、これをすべて明らかにせよと言われまして、これはやはり、今後の行政がもう不可能になってしまうというふうに考えます。

そういうようなことで、私は、このところはやはり委員にも御理解をいただかないと、そういうことをすべてディスクローズするというところに

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

○山口委員長 速記を起してください。

なつたら、相手方との話は、事実上非常に難しい。この話も全部外で確認をさせられるのかというようなことになつたら、これは円滑な行政ということは、もうほとんど難しくなるのではないか、こういうふうに私考えまして、この点については御理解を賜りたいというふうに考えるわけでございます。

○五十嵐委員 今、与野党間の協議を、理事会の協議を行つてやつたのは、この四つの社名を挙げたことを要求したということについて確認をとるといふ約束だつたんです。それは、何も四つの社名を今挙げてと言つてゐるわけじゃなくて、発言をしたかどうかを確認してくれと言つてゐる。

四つの社名を挙げることは自体が、これは問題なんです。一般論として、あなたのところの融資態度がきつ過ぎておかしいですねという話じゃないんだから。四つの社名を挙げて、あなたのところ、借りがえに應じないのはけしからぬ、こう言つたわけでしょう。そのときに、補足して、複数の国会議員からこういう話が、クレームが来てゐますと言つてゐるんだから、これは明らかに疑いがあるわけですよ。何も一緒に言う必要がないんだから。そうでしょ。だから、そこを確かめたいんですよ。どういふ文脈で国会議員がこんなことを言つてゐると言つたのか。あなたは今確かめていないんだから、わからないじゃないですか。そうでしょ。だから、これは電話じゃなくて、出てきて話をしなさいということを言つてゐるんですよ。

四つの社名を挙げるということは極めて重大なことですよ。その意識はないんですか。一般論なことでは逃げてゐるけれども、一般的な議論として、融資態度があなたのところはひど過ぎると言つてゐるんじゃないんですよ。あざけたことを言つてもらつちゃ困りますよ、それは。

○柳澤国務大臣 まず第一に、確かめたというのは、国会議員の陳情というお話とか、そういうものにつながつたものの案件を挙げて、それ

を相手につないで、これについて善処を求めるといふようなことはしてゐないということが第一点です。

それから第二点は、それじゃ、森なり我々の行政当局のその衝に当たる者が、こういう事態が起つてゐるではないかというときに、全く固有な名詞を挙げていけないというんだつたら、これは話が具体性全然欠けますから、そういうことはできないというところは委員もおわかりだろうと思ふんですよ。

それは具体的な話のときに、こういうことについてありますよ、ああいうことについてありますよというふうなことをいふのは、これは全くないにして一般論のみ述べろ、これだと、やはり話は具体性を極度に欠きまして、それはやはり私は、一つの例としてそうしたものを挙げるということはない得ないとは言えない。私の申し上げたいのはそういうことです。

○五十嵐委員 だから、そのときになぜ国会議員が言つてゐるんだというふうなことを言わなきゃいけないのかというところの文脈の關係がわからぬじゃないですか。それで、具体的に四つの会社の名前をなぜ挙げる必然性があつたのかということも、今の話じゃさっぱりわからないです。やはり本人に出てきてもらわなきゃわからぬ。これは続けられないです。

○柳澤国務大臣 ですから、先ほど来申し上げますように、国会議員の御陳情にあつた話を、個別の企業、貸出先企業に結びつけてお話をつなぐようなことは一切ありませんでしたということ、これは確認をしてゐるわけですよ。(五十嵐委員「してないですよ」と呼ぶ)してゐるんです。それで、その上で、それでは具体的に個別企業の名前を挙げないですべて話をしなければ、これはもうけしからぬことだと。これは、そういうふうなことを本当にやろうとしたら、話は極度に具体性を欠いて、これは今後の行政、なかなか円滑に展開できるといふことにつながつていかなければ私思ひます。これはやはりもう一度委員に御再考いた

だくといふはか私はないと思ひます。

○五十嵐委員 それはとてもないテクニックを使つてゐるんですね、答弁のテクニックを。四つの社名を挙げてそういうことを言つたのかどうか、事実を確認してくれと言つてゐるんだから、それがけしからぬかどうかはその後の判断ですよ。ただ、疑いがあるということですよ。

国会議員の話を例示しながら四つの企業の名前を挙げたということは、そういうことが十分に世間の常識でも疑われるということであるから言つてゐるのであつて、この部分を抜きにしても、四つの社名を挙げてそういうことを言つたのかどうかの事実を確認しろといつて、約束したんですよ、理事さんは。しかし、確かめないで、そんなことは悪いことじゃないんだと。悪いことじゃないんだつたら、なおさら確かめればいいじゃないですか。どうして確かめないんですか。

○柳澤国務大臣 そうすると、五十嵐委員のおっしゃりたいことは、国会議員の話を全くつないでいないにもかかわらず、この四社の名前を挙げたか挙げないかということを確認しろと。そんなこと、私はする気はありません。それは話の中で、四社であらうと五社であらうと六社であらうと、話を具体性を持たせるために例として挙げるということとは十分あり得ることでありまして、それを、そういうことをすべてデイスクローズしろというふうなことになるたら、これはなかなか行政が今後円滑に展開できるといふところには、私は基礎を失うのではないかと、このように考えます。

○五十嵐委員 そんなことはないでしょう、四社の名前を挙げると言つてゐるわけじゃないんだから。こういう発言をしたのかどうかということですよ。それはおかしいですよ。これはおかしい。

○柳澤国務大臣 五十嵐委員のおっしゃることは、国会議員の陳情とこの四社が非常につながらあつたということだつたら、私は、不公正な行政に結びつくおそれが非常にあるから、これは問題だと。私もその点は最初に同意申し上げまし

た。

そういう上で、それはありませんということであれば、これは行政の話として、話を具体的にするために、四社挙げた、五社挙げたということがあり得ます。あり得るけれども、そういうふうなことをデイスクローズしろというのは、やはり私は、今後円滑な行政をする上で、この四社がだれだといふような話にこれは結びついていきますから、それは企業の信用の問題といふようなことにもつながりかねない懸念を私は感じざるを得ないので、このあたりのことは行政にゆだねていただかないと、行政が円滑に展開できない、そういう基礎を失う懸念があるということをお願いしてゐるわけです。

○五十嵐委員 私は、政治家の関与について疑念が晴れたと言つてゐるわけじゃないんですよ。まだなお疑いがあるから、しかしそれとは別に、このところの文脈を、なぜ政治家の話が出てきたのかという關係を調べなければ疑いが完全に晴れないから、このことについて、なぜそういう文脈で出てきたのか、そして社名はどうして言う必要があつたのかということを確認しなきゃならぬ。だから、社名を挙げて言つたのか言わないのかを確認しろ、こういう要求を出してゐるんですから、そのことについて、それが行政の妨げになるんという話はとても信じられないですよ、それは。

○柳澤国務大臣 今いみじくも五十嵐委員がおっしゃられたとおり、この四社の問題というのは、やはり国会議員の働きかけとの關係であつたは問題意識を持たれてゐるということなんです。ですから、これが切れた場合に、そういうたことについて申し上げなければならぬ、ここでデイスクローズしなければならぬといふことは今後の円滑な行政の展開の上に支障があるといふ私の話は、五十嵐委員も御納得いただいてゐる、こう思ひます。

ですから、私が申し上げるのは、この国会議員の陳情とこの個別の会社との關係がありませんと

○柳澤国務大臣 大変長引いて恐縮ですが、要するに、例として申し上げることは十分行政の現場においては私はあり得ると考えているということ

でございます。そうして、仮に、五十嵐委員の議論のように、四社について圧力をかければこの問題が片づく、そういう前提に立つて私は長官が新生銀行に対する行政をやっているとは到底考えられません。到底考えられない。それは五十嵐委員も恐らく共通の認識でしょう。共通の認識でしょう。

う。(発言する者あり)  
○山口委員長 静肅に願います。  
○柳澤國務大臣 この先ほど引用した文言は、この適資産としてやられたようなものについてはすべからく、すべてについてということがうたわれ

ているわけでありまして、そういうことからした

が済むというんだったら、それはあり得る可能性

として私は考えないわけでもないんですが、いず

れにせよ、そんなことはあるわけがないし、した

がつて……（発言する者あり）いや、私の話を聞

いていただいているから言うんです。いいです

か。

そういうことであるならば、私は、不公正との

関係ということならば、私どもも責任を感じ、そ

の責任の上に立つた答弁をしなきゃならぬでしょ

うけれども、私どもは、そこを切られた以上、こ

れは行政のいろいろな、特に信用に関する行政を

やっている者として、その機微に触れたような文

言について私がここでデイスタローズをするとい

うことは適切でない、このように私が考えている

ということです。

○山口委員長 五十嵐委員、時間が相当オーバー！

しておりますので、質疑を終結していただきたい

と思います。

○五十嵐委員 次の質問者も我が党ですから、

譲っていただけのことにもなっております

ので……

○山口委員長　そういう件に関しては、理事会で

協議をしていただきませんと、勝手に決めて……

月三



○五十嵐委員 それでは、この間の間にかんがみて、それだったら協議してください、すぐ。

○山口委員長 関連質問じゃありませんので。

○五十嵐委員 すぐ協議してください、それじゃ。

○山口委員長 速記、とめてください。

〔速記中止〕

○山口委員長 速記を起してください。

五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 先ほどの答弁でも極めて不十分なんです。あつたかなかつたかと言つて詰まつちやつたでしょう、大臣は。あつたかなかつたか確認できないということじゃないですか。(発言する者あり) いや、それは確認、私の質問に全然答えていないんですよ。全然答えてないですよ。

要するに、一般論として具体名を挙げることはあり得ると。それはあり得るでしょう。だけれども、この四社の名前を、具体名を挙げて、挙げてですよ、借りを求めるということとは、これは金融庁として許される行為なのか、国際的な常識から見ても行政はあり得るのかということでしょう。それは全然答えていないじゃないですか、それは。ここが大事だから、ここについての事実を確かめたい。本当にそういうことを言つたのか言わないのか。それは全然確かめていないじゃないですか。いまだにわからないわけですよ。いまだにわからないですよ。

もし、委員長の職権で私の質問をこれ以上認めないというのであれば、次の質問者に、やはりこの問題について同じく言つていただくという以外にないわけでありまして。どうなんです、委員長。それから今の、今のを最後に、答弁だけさせていただきます。

○山口委員長 委員長職権云々じゃなくて、ルールとして質疑時間が終了してありますので。

最後に、柳澤金融担当大臣。

○柳澤国務大臣 行政の話のときに、具体的な会社名、企業名等を例として挙げる必要があるかと

いう問題と、五十嵐委員の御質問は二番目に、本当に言つたのか言わないのかということと言えという二つの御質問を今なさいました。

私は……(発言する者あり) いやいや、そうじゃないんです。ちょっと黙ってください。五十嵐委員との、五十嵐委員の御質問にお答えしようとしてるわけです。

○山口委員長 お静かに願います。

○柳澤国務大臣 五十嵐委員は、一般論、一般的な話だけとしてそういうことを言うのか、例として、こういう企業も非常に厳しい状況にあつて借りをかえを望んでいますよというように言うのか、これはあるのか。これは私、十分あり得ると思うんです。あり得ると思うんです。

それで、第二番目に、それじゃそのことを今度は本当に、あるマスコミが伝えていらつしやることを本当に言つたのか言わないのか確認しろということについては、私はそういうことをやる気持ちはない。なぜならば、先ほど来私を申し上げたように、そういうことをディスクローズしなければならぬというように、まあこれは五十嵐委員がいずれ私の立場にお立ちになると、同じ立場になられるわけです。つまり、行政というものも円滑に運営していくための基盤を私は毀損してはいけない、こういう責務を負つてると私は考えるからであります。

○山口委員長 もう最後に、これで最後にしてください。五十嵐委員、最後。

○五十嵐委員 一般論としてという話ではないんですよ。一般論としてではなく……(発言する者あり)

○山口委員長 御静粛に願います。

○五十嵐委員 今、委員長の許可を得て発言しているんじゃないですか。委員長の指名があつたじゃないですか。何言っているんですか。指名したよ。だめだよ、そんなの。委員長が絶対です。委員長の指名に従わないというのはどういうことですか。でたらめなことを言うんじゃないぞ。私が認めないというのはどういうことですか。

か、それは。

○山口委員長 五十嵐委員、質問続けてください。(発言する者あり) 五十嵐委員、五十嵐委員、質疑続行してください。

○五十嵐委員 はい。一般的なこととして例示的に挙げたというんだつたら、先ほど御本人が言つていましたけれども、四社だけ解決したって意味がないんだから。意味ないはずでしょう、それだつたら。四社だけ解決したって意味がないんだから、だつたら挙げるはずがないと言つたじゃないですか。その言葉自身に矛盾しているじゃないですか。四社を何で例示的に挙げる必要があるのか。本当に挙げたのか。そこ自体を確認しないで、挙げていいんだという話ではないでしょう。よ、それは。だから、確認をしないかぬということを書いてあるんですよ。おかしいでしょう。

○山口委員長 もう時間、質疑時間を大幅にオーバーしておりますので、これを最後の答弁にしてください。

○柳澤国務大臣 要するに、例として挙げることは十分あり得るということを示したんです。圧力をかけるということ、何とならば、四社に対してやつたところで、そんなものは全体の問題を解決するところにならないんだということを先ほど私は申し上げたんです。

○山口委員長 質疑時間が終了いたしましたので、これで終結をしていただきたいと思ひます。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○山口委員長 速記を起してください。

五分間に限り休憩いたします。

午後五時三十六分休憩

午後五時四十六分開議

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。柳澤金融担当大臣。

○柳澤国務大臣 大変恐縮です。

森本人に、五十嵐委員御指摘の点について確認をしておりますけれども、このようなことについてここで明確に内容にわたつて御答弁することにについては差し控えていたのだとお願ひ申し上げます。

○山口委員長 では、最後にしてください。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 今の答弁、皆さんお聞きになりました。断じて納得ができません。というところで、次の質問者に譲ります。

○山口委員長 次に、中川正春君。

○中川正委員 それでは、続けて質問をさせていただきますか。

先ほどのマターがそのまま結論を得ていないような形で中途半端になっていますので、もう一回確認をしたいのですが、本人に聞くこともしない、調べることもしない、そういう意味なんですか。それとも、調べたけれども答えることはできないということなんですか。そのところをはつきりしてください。

○柳澤国務大臣 私は、森長官の上司というべきかどうか、ちょっと立場が微妙なんですけれども、現在の行政組織の上で。しかし、実際の仕事の上では上司ということで仕事をさせていたいただいております。したがって、森長官の行つたことについては当然知るべき立場にあるわけですから、そういう意味で、これはもう立場として当然知っておるということでございます。

本件、先ほど五十嵐委員の指摘されたことについて、いろいろ本人が言つたことについて報告を受けているわけですが、しかし、先ほど来申し上げておりますとおり、金融行政のある種特殊性と申しましょうか、そういうようなことで、金融の行政の指導については、ディスクローズすべきものとされているものについては、私、誠実にできるだけディスクローズさせていただきます。内容等についてディスクローズを求められた場

合でも、これはやはり将来のことを考えますと差し控えるべきである、こういうふうに考えているということでございます。

○中川(正)委員 一般論と、それから今度のこの特定の問題とをすりかえていられるように思うんですね。

というのは、この問題が始まったというのは、これは新生銀行からウォールストリート・ジャーナルへ向いてこの情報が出て、漏れてというよりも意図的にそれを運んでいて、それで、政治家が関与をしていた、個々の四つの企業に対してこれはつぶしやだめだぞというような介入があったということであいう形でディスクローズすることによってこちらは牽制されているわけです。その中に一つの意図が入っていると思うんですね。

それに対して、私は、大臣として、この意図に対してはつきりと、それは違うんだつたら違うんだということ、この個々の問題についても調査をするという姿勢、それを示さない、向こうから挑戦されているのに、こっちの方でそれは一般論としてこうですよという話をしていたら、これは金融庁自体の信頼性というのはここで崩れるという話じゃないですか。そのところが政治家として一番大事な判断なんだと思うのです。それを調査しないでいい、それを何も言わなくていいということであれば、それは総監督という立場からいってこれは間違っているというふうに思うのです。そのところをはつきりと答えてくださいというのが私たちの意図じゃないですか。それを改めて答えてください。

○柳澤国務大臣 まさしく中川委員の御指摘のとおりだと私も思います。意図的なもの云々ではなくて、私が確かめるべき点ということについての御指摘の内容、これはまさしく私同意見でございます。

つまり、個別の政治家がある特定の貸出先企業について、融資の継続についてこれをぜひ銀行側に伝えて継続をさせるようにということをやっ

て、それを金融庁がそのとおり動いたということだと、私はやはりこれはへんば、つまり不公正。たまたま政治家を知っている貸出先企業と、知らない、そういうつてのない企業との間で、私は、やはり不公平、不公正の問題が起きがちだ、こういうふうに思うのでございます。

そういう意味で、そういう政治家の働きかけというか、言動とあそこ、先ほどの合意のメモには書いたわけですが、言動と話が関連があったのかということについては確かめさせていたいたのです。それで、本人に確かめたらそういうことをはありせんということが確認できましたということ。これを先ほど冒頭で御説明をさせていただいた、御報告をさせていただいたということでございます。

○中川(正)委員 その政治家の問題はいいのですよ、政治家の問題は、それは答えたということですが、私たちが了解しています。

しかし、もう一つ、個々の企業に対して、それを殺すか生かすかということを行行政が具体的に指示をするということ、このことがあつてはやはりならないのだというふうに思うのです。それを具体的に調べて、それが事実に基づいていないということであれば、今度は大臣やらなきやいけなの、そういう報道をした当事者、あるいはどういう意図でそういうものが報道機関に流れたかという、ここですね、事実と違っているのだつたら。そのところまではつきりと戦う姿勢を見せない、これは金融庁自体の威信にかかわってくる、こんなふうにするのですよ。

これは一般的な新聞じゃない、ウォールストリート・ジャーナルなんです。世界に対して情報発信しているところが金融庁をそういう形で評価して、こんな日本は体質なんだ、こういうふうな訴えているわけですから、どうして怒らないのですか。そのところを含めて、やはり大臣の答弁の中からは見えてこなきやいけなのというふうに思うのです。

やはり国会マターだと思ふのですよ。国会が直接それを調べて、そこに対して意思表示をしていく、結論を出していくということがあつて当然だということに思ふのです。

だから、そういう意味で森さんをここに直接呼んでくださいよという話をしてる。そういうところを含めて、もう一つの部分、それと大臣の今のスタンス、これを改めてお尋ねをしていきたいというふうに思ふのです。

○柳澤国務大臣 私はちよつと中川委員と意見が違ふと思ふ。

私は、個別企業の問題について、ここについてはこういう債務者であるはずではないか、これをどういう形で、どういう理由でもって、例えば融資の引き揚げをするんだというふうなことに付いて話題に供するということはあると思ふ。それはたたくさんの中で、そういう話が全くな、あつてはならないことだ、私はそこまでは考えないのでございます。もちろん、行政は公平を期さなければいけませんので、そのことについて目いっぱい配慮はするような表現でなければならぬと思ふのですが、しかし、そういうことが全くあり得ないことだというふうには思ひません。

そういう意味合いで、私は、そういう前提で申し上げるのですけれども、行政と当該金融機関、これも資本注入行でいろいろなこちらにプレッじと申しますか誓約というか、そういうことを計画書の形で出しているときに、こういうふうなことがあるではないかというふうなことにしても具体の例を挙げて話し合うことも十分あり得ると思ふのです。そういうふうなことに付いてここでディスクローズをしなければならぬというふうなことになる、それからどうも実際の行政の現場で言葉をのみ込まなきやならぬようなことがもう非常に多くなつてくるという懸念を私は持つのでございます。

そういう意味合いで、そういう話の内容にわたる面についてはひとつ行政におゆだねいたたくと

いうのが今後の行政の円滑な展開のために必要なんではないでしょうかということ御理解をいただこうと思つて、先ほど来お話を申し上げているということでございます。

○中川(正)委員 それは、まあ善意に、うまく理屈をつけたというだけのことですよ。今調べなければいけないのは、そういう理屈をつけた状況でさえこれはルール行政から外れている。もともとそうした護送船団で、行政の指示に基づきながら一つ一つの整理をしていこうじゃないかというそんな話はもうやめましょう、そういうふうな宣言しているわけですね。

だから、それから考えてもさっきの話は逸脱しているのですが、もう一つ前に、そんな話じゃなくて、ウォールストリート・ジャーナルの言っているのは、個々の企業の利益に応じた形で、それも政治家が絡んでいて、それを助けるという話が直接来たという表現をしているわけですよ。これは、もうさっきの柳澤大臣のような一般論的な話じゃないのです。個々の話として取り上げているのですよ、ここに。

だから、そのところを、これは個々の話なのか、それとも一般論の話なのか、ちゃんと調査をする、これは務めがあるじゃないですか。そのところを日本の金融庁の体質として問われているわけですから、どうして弁明しないのですか、どうして調べようとしなのですか。

そのところが、私たちがどうもこの法案も含めて行政にゆだねていくというところがある、一つ信頼性ができてこないというふうな、そんな結論に達していかざるを得ないんだ、採決できないというふうなことになる、いかざるを得ないような答弁なんです、今は。

○柳澤国務大臣 結局、中川委員も今のくだりの御質問についてお触れになるのは、やはり政治家との絡みなんです。つまり、政治家と絡んでの話としては非常にこれはあつてはならない話なのである、私はそう思っているわけですね。

ですから、それはあったのかということは、先ほど来たたびたび申し上げているように、本人にも確認をしてそういうことはありませんということを確認できたということを御報告申し上げたのでございます。

それからなお、まあそれは確かにPR、パブリックリレーションズとかあるいはマスコミ対策とかいうか、そういうようなことでは私どもも別途のいろいろな努力をしておりますけれども、まあ一つ一つの挿話とかそういうようなものについてまで、直接的な話であれば私どもも若干のことをした例もありますけれども、この問題について何かチャレンジ的な態度をとるといふところまでは、まだ私ども態度を固めていないということでありまして。

○中川(正)委員 それは余りにも頼りない話じゃないですか。少なくとも、政治家というのは関与してはなかったということを言い切るのであれば、そのことは、それなりのアクションをとるべきですよ、ウォールストリート・ジャーナルに。まず、ここから片づけていきましょう。どうですか。

○柳澤国務大臣 先ほどもちよつと申し上げたのですが、パブリックリレーションズにおいて若干のことをしておるといふことも御報告申し上げたのですけれども、この件についても反論をしておるといふことでありますし、また、そのこと自体がこの一文の中でクオートされている、引用されているということでございます。

○中川(正)委員 ちよつと意味がわからないですね。もうちよつと、ちゃんと説明してください。○柳澤国務大臣 これは、「金融庁の銀行監督担当者は会合の事実こそ認めるものの、圧力行使については否定」しているというくだりもござい

す。そういうことで、なすべきことはなさなければいけないと思いますけれども、本件具体的な事例についてどういふことを考えるか、今まで考えたかということは今御報告したのですが、今後考

るかということについては、今ちよつとここで即答というか、直ちにお話しできるような準備はございませんので、また後日にしたいと思ひます。○中川(正)委員 まずこのところで私は承服できないのです。男でしよう。ちゃんとそれは反論しますよと言ったらどうですか。そういうことがなかったとはつきり言っているんだから、こ

で答弁しているんだから、これはパブリックで、これがどうしてできないのですか。○柳澤国務大臣 ちよつと今確認をしましたが、反論というか、この内容についてクレームをつける書簡を送付しているということでございます。

○中川(正)委員 済みません。ちよつと私、事務局の話聞いていたので、もう一回答弁してください。何と言われたのか。○柳澤国務大臣 繰り返しますけれども、本件について、そういうインタビューを受けたときにいろいろと反論をしたということとともに、その後

に、書簡でこの記事についてのクレームと申しました、遺憾の意というか、そういう、ちよつと内容を私まだ見ておりませんけれども、これを是認するものではないという意思を伝える書簡を發出している、こういうことです。○中川(正)委員 委員会に後でその文書とい

いますか、その中身を提出してください。これは委員長、いいですね。○山口委員長 理事会でこれは協議します。○中川(正)委員 いや、協議するのだったら直接大臣に聞きますよ。こんなこと協議しなくていい話ですよ。委員長から、提出しなさいと言っ

たらいいだけの話ですよ。○山口委員長 聞いてみてください。質問してください。○中川(正)委員 大臣。○柳澤国務大臣 本件とまた後日、ちよつと私の記憶と違うのですが、他の記事もあったよう

でございまして、それらをあわせての、是認できないという趣旨の手紙を發出しております、それについては委員長に御提出をしたいと考えてお

す。

○中川(正)委員 そのときそのときで答弁がぶれてくるので、それからいくと、さっきの話に対して反論したのではなくて、たまたまほかのものがあつたからそれとあわせて、これが理屈になるのじゃないか、そんな返事じゃないですか。それはもう本当に情けない。しかし、その資料を見せていただきたいというふうに思ひます。提出するということですから、これが一つ。

それからもう一つは、さっきのほうの片方の件ですが、これは、個別の企業に対しての圧力あるいは指導、これに対して調べることもできない、こんな話ですね、さっきの話では、つもりがないというのです。これはそういう意味ですね。しかし、今回の話はその前段があつて、こう

したいきさつの中で、どうも新生銀行が意図的にそれをやっているのだという、その政治家の、その中身についてどういふことというよりも、新生銀行からそういう情報がウォールストリート・ジャーナルに流れて、それを意図的にオープンにすることによって私たちに圧力をかける、あるいは金融庁を失墜させるということ、こんな話があるわけ

です。それに対して大臣は、いや、それは調べなくていいのだ、関係ないのだ、こういうことであるとすれば、それは私たちとの見解の相違で、大臣が調べなくていいと言ふのだしたら、やはり国会で直接調べるという話になると思うのです。そういう意味で、森さんをやはりここに呼んでもらうということですね。

これについて、今、理事会の中では協議をしますという話になっていますが、ここまで来たら、大臣がやらないうのだから、これは委員長、私たちが直接やるという態勢で了解をいただきました。このところがもう一つです。

○柳澤国務大臣 まず第一に中川委員に申し上げます。新生銀行が使つて、日本国あるいは日本国政府、あるいは金融庁に対して圧力をかけている、そ

ういう解説があつたわけですが、私、その点については同意をいたさないという前提でござい

ます。私が先ほど、四社の名前を挙げたのかどうかについて調べるつもりがないというのは、もちろん、先ほどのお話では調べて言えという、言うことが前提になった話であつたわけでありまして。ですから、それについては言う、ディスクローズするということとはよくない、適切でないといふ思

つていますから、その関連で申し上げたことだといふことをぜひ御理解賜りたいと思ひます。○中川(正)委員 だから、大臣はこれは調べなくていいと言つておられるでしょう、何かいろいろ長いこと言われたけれども、どうなんですか。○山口委員長 質疑時間が終結しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○柳澤国務大臣 要するに、そのことをディスクローズしろという前提で調べると言われましたから、私は調べるつもりはない、こう言つたのです。つまりディスクローズするつもりがないから、今そこで言われて、すぐに調べなければなら

ないという気持ちにはなりませんということを上上げたということです。○山口委員長 中川委員、質問時間が終結しておりますので、簡潔に、最後どうぞ。○中川(正)委員 おかしいじゃないですか。さ

っき、それぞれが交代をしなければ認めないという話をしていたわけですから、私の時間というのはそのまま残っているわけでしょう。交代しているわけじゃない。(発言する者あり)

○山口委員長 先ほど海江田理事ともお話をいたしましたので、速記を起しておりますので、時間が経過をしております。そこら辺を御理解いた

んでしたが、二十分。どうぞ。

○中川(正)委員 了解できないですね。

それで——海江田さん、これで終わりだと言っているのだ。十五分しかないと言っている。(発言する者あり)

○山口委員長 中川君、中川正春君。(発言する者あり)

速記をとめてください。

(速記中止)

○山口委員長 速記を起こしてください。

中川正春君。(発言する者あり) 御静粛に願います。

○中川(正)委員 では、さっきの話でいくと、大臣はその中身を調べるということについては、これはやるといふことなんです。やった上で、それをディスクローズするかどうかにいうことについては、これは約束できない。しかし、中身によつてはそれはディスクローズする必要があるわけですよ、中身によつては、その結果によつては。そういうことなのか、それとも、いや、これはもう全く外に出す話じゃないという話なのか、どっちなんですか。

○柳澤国務大臣 随分何回もお話し申し上げたと思うんですけども、要するに、行政金融当局が個別の金融機関との間でいろいろな話をするわけですけども、そういうことの中身までディスクローズをしなければならぬということになると、やはり円滑な話し合いというように大に大変支障が生ずるおそれが強いと考えているわけです。

そういう意味合いで、私は、問題があるという指摘を受けて、私自身がそう思った点については早速調査をし確認をしたわけですけども、それ以外の、それが問題ないという問題がないところの中身について調べて報告しろということについては、これはちよつと将来のことを考えますとなかなかできかねることだ、こういうことを申し上げたわけでありませう。

○中川(正)委員 だから、その話になるとまた

堂々めぐりになるわけですよ。

私が言っているのは、ここで挑戦されているのは金融庁の方なんです。信頼性が。信頼性が挑戦されているのは金融庁の方なんです。だから、普通で考えたら、金融庁の方が進んで情報をディスクローズして、何もなかったんだ、やっていないんだというんだつたら、そのようにディスクローズをする、そういう姿勢が出てきて当然だと思ふんですよ。それをどうして話をすりかえなきゃいけないんだ。

そうすると、だれが客観的に見ても、どうもあれは怪しいんじゃないかという話になるから、だからその考え方にこたえたとすれば、これは国会が改めてそれを調査するという話になるじゃないですかということになるんですよ。(発言する者あり)

○山口委員長 静粛に。

○柳澤国務大臣 前提の挑戦されているんだという見解はともにしませんというのを私は申し上げました。それで、問題が私自身もあるということについては確認をいたしました。問題がないということの話の内容については、私は、これはディスクローズをするのは適切でない、このように申し上げているわけでありませう。

○中川(正)委員 だから、こういう状況なんだから、やはりこれは、もともと私たちが求めていた森さんを直接ここに出して話をすること、それが、スムーズにいったことなんです。だから、そういうことを含めて、もう一歩進んだ話にしてくださいよ。こんなことで日本の金融庁そのものがますます怪しいなという話になっていったら、この法案そのものが審議できなくなる。

○山口委員長 森長官云々の話に関しましては、中川委員、理事会で協議しておりますので、中川委員も理事でありますので、その中でさらに議論を深めていただきたい。結論を出すように努力をしていただきたい。

○中川(正)委員 そのことを改めて確認をしながら、これはもう森さんを呼ばざるを得ないという

ふうな今の議論の中で、改めて理事会でこのことについて結論を得ていきたいということだと思ひますので、委員長、この問題についてはよろしくお願ひをいたします。

そこで、今度は、私の本来の質問をと思つていたんですが、許された時間があと限られていまして、一つ、ちよつと観点を變えて、塩川大臣にちよつと今改めてお尋ねをしたいんですが……(発言する者あり)

○山口委員長 御静粛に願ひます。

○中川(正)委員 今回の経済の状況、きょうの新聞の論調を見ていると、五・三%の失業率を抱えて、相当この経済に対する危機感というものが醸成されております。今あちこち客観的に情報が入ってくるのを見ますと、どうも大臣、孤軍奮闘していられる。三十兆円のことの梓、これを守っていくべきだということをしっかりと一言いながら、では、次の手打てをどうしていこうかというふうな、そういう流れになってきているんだというふうに思ふんですよ。

それについて改めて聞きたいんですが、ことしこれは三十兆円、しかし、恐らく、危機的な状況の中で、例えば今議論されているように第二次補正とか、あるいはそれから対する、いわゆる危機管理、危機管理に対する条件というのが今国民にとつては、政府としてどう考えているんだという、これは喫緊の課題だと思ふんですよ。

普通なら予算委員会、今ずっと開いていて、予算委員会の中でこんなものは議論をしていく、そういう過程になさやいけないんですけれども、それが無いということの中で、ここが唯一の、国民が今一番心配している問題についての議論の場なんです。だから、あえて私は取り上げさせていたでいるんですが、そのところを、大臣、改めて。

○塩川国務大臣 現在、補正予算を提出すべく準備をしております、その補正予算につきましても、十分御議論いただきたいと思つております。そして、これから起こり得るものがどういふこ

とかということとは、だれとても予測できないことだと思つております。しかしながら、アメリカが作戦をしておりますので、これに伴うところの變化が起こり得れば、それに対応する措置は直ちにとつていきたいと思つておまして、その場合の総理のリーダーシップによりまして、経済財政諮問会議で緊急招集して措置を講ずることになつております。

○中川(正)委員 それに対応して、自民党の中から、二次補正で公共事業をもう一回やるべきだ、こういう形で今議論があるようであります。この考え方に対しては、聞いていただいていたか、さっきより、二次補正で公共事業を積み上げろ、この考え方に対しては大臣ははっきりと、これはそういうやり方ではだめなんだ、二次補正の中で公共事業を積み増すんじゃないかと、二次補正あるとすれば危機管理なんだ、危機管理なんだということ、そのことを今ずっとおっしゃっているんだと思ふんですが、その考え方でいいわけですか。

○塩川国務大臣 驚天動地のようなんですか、それに準ずるような非常事態が起これば、おっしゃる通りに、やはり緊急対策を講じなきゃいかぬと思つております。

○山口委員長 質疑時間が終了しましたので、お願いいたします。中川君。

○中川(正)委員 時間が終了したようでございませう、残念ですが、ここで終結をしたいというふうに思ひます。ありがとうございました。

○山口委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 自由党の中塚でございます。

まず、保有機構の質問をする前に、ちよつと今のお話と関連して柳澤大臣に、お役所に長くおられた経験からお伺ひするんですけれども、私も以前、役所に勤めている方から小耳に挟んだことがあるんですが、どうして事務次官というのは国会には出ないことになっているんでしょうかね。その辺どうなんでしょうか。慣例なんですか、御事

情を御存じでしたら御披露いただけますか。

○柳澤国務大臣 私、これは国会でお決めたことになっているルールに従っているんだらう、こういうふうな基本的な思っているんです。

ただ、もう一つは、一種の危機管理と言つては言葉が過ぎるわけですが、やはり、事務方を束ねる最高の責任者というのがきちっとその定められた位置にいるということが大事だということから、そうした慣例ができてきているんではないかなと。詳しくはありませんが、やや不意な発言になるかもしれませんが、そんなふうな思っています。

○中塚委員 私も全然詳しくありませんので、国会で決まっているのかどうかもわかりませんが。ただ、今までのお話を聞いていると、やはり森長官が御越しになれば何か大部分の話は解決するのかなというふうな気がしますので、ぜひともそれは大臣の方からも、与党なりあるいは金融庁の方に御指導いただいた方がいいんじゃないかなというふうな思っています。

そして、もう一つ取得機構と関係ないお話、関係ないようでお話ですが、昨日、自民党の麻生政調会長がペイオフの再延期ということについて御発言をされたようなんですけれども、柳澤大臣はこのペイオフの再延期ということについて、お考えはいかがですか。

○柳澤国務大臣 ちよつと、突然の御質問なものですから、麻生政調会長の発言を踏まえての発言にならないんですけれども、新聞の報道によれば、前提のあった話だということに思っております。

ただ、私の気持ちというか私の考え方についてのお尋ねだとすれば、従来から繰り返して述べておりますように、ペイオフの凍結の状態は解除すべきであると考えております。

○中塚委員 それでは次に、株式取得機構のお話を聞かせていただこうと思うんですけれども、これはたしか、そもそもことしの四月の初めの緊急経済対策、森内閣のときに、これのものととも考

え方みたいなのが盛り込まれていたというふうな思っています。

それで、そもそもことしの初めのころは、やはり株価対策ということで始まった話なんだろうと思うんです。それが、緊急経済対策の中で入ったわけですから、経済対策というふうなことになるって、今回法案として提出をされてきたときに、金融システムの安定化策というふうな理屈まで今もうつくづくになっているわけですね。

では一体それが本当のなかなというふうな思っているんですけれども、それが本当のなかなというふうな思っているのと同時に、どれの役にも立たないんじゃないかなという気もするわけです。つまり、経済対策、株価対策、金融システム安定化策、特に金融システム安定化策という意味では、結局これは銀行に資金を贈与する、つまり資本注入でもないわけですね。単に株を買ってお金をくれてやる、そういうふうな、今までは違う、形を変えての銀行救済策なんじゃないかというふうな思っているんですが、大臣、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 今度の株式の保有制限、それから買い取り機構のこの一つの仕組みですけれども、これは従来から申し上げているとおり、株価の変動というものが金融機関の安定性、ひいては金融システムの安定性にとってなかなか難しい問題を提起する、かたがた、バーゼルの銀行監督委員会の方でも、この株式の資産と申しますか、有価証券についてのリスクウエイトというものを考え直そうというふうな動きもあるというところで、そういうものに対して日本の銀行も早急にこれは対応していかなければいけないという状況に立たされているわけでございます。

そういう中で、とりあえず早急に株式の保有残高を引き下げていく、そういう意味での保有制限をするということとして、その裏打ちと申しますか、それが円滑に実現するように、一時的に需給が乱れるということについては、これを補正すべきだということで買い取り機構というものを置く、しかしできる限り市場原理と背馳するような

ウエイトというものは少なくしようということとで、一般勘定と特別勘定に分けて、特別勘定というのは限定的にこれを運用していこう、こういうような全体の思想で貫かれているシステムでございます。

そういう意味で、今委員がおっしゃるように、株価を市場価格よりも高く買つて、金融機関に補助金的なお金を投ずるというふうな仕組みになつていないということを、ぜひ御理解賜りたいと思っております。

○中塚委員 高目にお金を出してあげないと思つておられるから、その分をマーケットで売れば価格が下がるから、その分をマーケットを通さないで買つてあげようということ、それでも十分資金の贈与に当たるんじゃないかというふうな考えているわけですね。

それで、バーゼルの監督委員会のお話とか、今されたわけですが、もちろん株価の変動が銀行の財務内容に与えるリスクというものを切り離すという説明は、確かにそれはそのとおりなんだろうと思いますが、ただし、銀行とかあるいは事業会社間の株式の持ち合いの話とか、それを解消はしていかなきゃいかぬということ、もうここかなり前からの常識というのか、それがトレンドですよ。持ち合い解消はしていかなきゃいかぬとせんねという話にずっとなつていたわけですね。また、持ち合い株に対する時価評価ということも導入をされて、導入をされるからなおさら株なんてなかなか持っているが大変なことになるということも、もうこれもみんな周知の事実だったわけですよ。

ところが、それがなかなか思うようには進んでいない。みんな知っていたけれども、なぜか銀行はいまだにたくさん株を抱えてしまっているというふうななっているわけですが、そこ、いろいろなしがらみなんかあって、要は銀行が持っている株をマーケットに売れないから、ではそこでこの保有機構をつくって買つてあげましょうかという話なんじゃないんですか。どうで

しょうか。

○柳澤国務大臣 そこまで、今の中塚委員のお話ですと、随分特別勘定の方に傾斜したようなことを前提にしたお話のように承らざるを得ないわけですから、御提案しているスキームというのは、そういうふうなことにはなっておりません。

買つてあげるというのか、それは何か値をよく買つてあげるということでしたら、委員のおっしゃるようなことも当たっているかと思つては、あくまで時価で、それでそれを一気に出したときには需給がゆがんで、長期的な本来あるべき価格よりも低くなるということをセーフティネットとして防止しよう、こういうことに尽きるわけでございます。

○中塚委員 いや、時価より高い価格で買うわけではないと思つてますよ。時価と同じ価格で買うんだらうと思うんですが、ただ、銀行の保有株を売りに出した瞬間に、やはり株価というものは下がり出すわけですよ。だから結局、時価で買うということは、マーケットプライスより高い値段で買つてしまうことになるんじゃないのかというお話なんです。

それで、この間、参考人質疑が行われまして、今大臣がおっしゃっていましたけれども、特別勘定ですか、何もそちを多用するわけではないというふうにお話されていました。参考人質疑で、関係業界の代表の皆さんがお越しになつておられたわけですが、どなたもこの機構の創設というのを要望したことがないという御答弁というのか、お話だったわけですね。

そうしますと、これはひよつとすると、この機構が全く使われないという可能性もあるんじゃないのかなというふうな思っているんですが、そこはどういうふうにお考えですか。

○柳澤国務大臣 セーフティネットですから、まず第一に、あるということが大事だということだと思つてます。それはもう正直言つて参考人の意見を私、全部聞いたわけじゃないんですけれども、テレビ放送を通じて聞いておりましたけれども、

○中塚委員　株を買い上げる。結局いろいろな事情があつて持ち合い自体もよくないことだし、あと、銀行の財務内容が株価に左右されないように株式を銀行から切り離すということなわけですけれども、その放出される株がマーケットで暴れて価格が下がつてはいけなから保有機構で一回預かる、そういう考え方ですよね、この機構自体は。

考にしながら、うまく売り抜いていくということが期待をされているスキームである、こういうことでございます。

○中塚委員　今おっしゃいました短期的にはというお話の中で、それは短期的には効果はあると思う



いますよ。確かに、現物がばあつとマーケットに流れるわけではないですから、短期的にはすごい効果はあると思うんですけど、それがロングスパンで考えたときに、果たして、持っているのをちよつとずつ売ると一気にはあつと売ると、そこがどれだけ違うのかなという意味で、余り役に立たないんじゃないかなというふうに考えているわけです。

そういう意味で、しばらくの間株価を動揺させないための効果はあるかもしれないけれども、中長期的には結局同じことなんだろうし、そういうことになってくると、結局、株式というのを買い取るという形で銀行に資金を贈与する自己資本の強化策なんじゃないかというふうに思わざるを得ない部分があるということです。

そこで、国の保証で資金を調達するということになるわけですが、銀行は確かに金融システムを担っているわけですが、ただ、銀行だってそれは投資家の一つであることは事実ですね。そうしたら、銀行の保有している株式の資産の上下のするリスクを政府保証を付して引つ張ってきたお金で買い取って機構に移すということは、銀行の持っている株式のリスクを国民のリスクにつけかえるという話になるんじゃないかというふうに思うんですが、それはいかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 株式というのはの株価値水準であつてもリスクを包蔵しているということは、これはもう否定できない事実でございます。株を持つということ自体がある種のリスクを持つということであれば、今中塚委員がおっしゃられるようなこともあながち否定できない面であるということとは申し上げざるを得ないと思うのです。

中塚委員が御所属の自由党のもう一人の委員である鈴木委員には、もうけ過ぎてという御議論も他方なされるわけでございます。中長期的に見て今の株価値水準のままにということとは、やはり私どもとしては考えたくないといったってそれはおまえ考えるべきだと言われちゃうとこれは水かけ論なんですけれども、やはり政治家として私ど

も、経済をもう一回立て直して活性化しなきゃならないというふうに考えておりますので、そういう意味では、そう静態的にだけ考える必要はななく、もつとダイナミックに考えていいんではないか、このように思つてございます。

〔委員長退席、奥山委員長代理着席〕

○中塚委員 ダイナミックにお考えになるのはそれはいいんですけども、では十年前の株価が幾らだったかといいますと、私がさつき調べましたら、十年前の十月三十一日の株価は二万五千円ちよつとでした。今が一万円ですから、十年たつて半分以上下がることだつてなくはないわけですね。それはもちろん上げるようにしていかなくやいけぬのは当然のことですけれども、そういうふうなことを目指しながらでもやはり下がってしまったということだつてあるわけですね。

だから、そういう意味で、やはり銀行という投資家が持っている株式のリスクというものを国民のリスクの方につけかえる。やはりこれも、銀行にそうやって、銀行の持っているリスクをとつて国民のリスクにつけてあげて、なおかつ資金を贈与するということになるのであれば、やはりそれはまだ考え方としては資本注入の方が、これは要は資本を注入するということですから、例えば、議決権行使がでたり、あるいは、いろいろ早期健全化計画とかそういうものも出させられるわけですから、そういったやり方で銀行にどんどん経営内容、財務内容の改善というのを迫っていくということになるわけですね。

他方、株式を買い取つてしまうと、その機構が将来的に損をするか得をするかというのは、その株式を発行している事業会社の成績によるということになってしまいますね。だから、そのあたりがいかに無理不都合という不合理とか、そういうふうにも感じざるを得ないところなわけですね。そもそも、柳澤大臣とか当時柳澤長官だったと思うんですけども、持ち合い解消は構造問題であつて景気対策ではないというふうにおっしゃつていたと思いますし、この構想自体に

余り肯定的ではなかったんだろうというふうに思います。

そこで、銀行がそうやって持ち合い株を売るわけですけれども、持ち合い株ですから、要は、反対側の事業会社も銀行の株を持っているわけですね。持ち合いの解消をする、日本の企業の財務体質とか資本効率の低さというのを変えていくために、どんなにそれを構造改革するために持ち合い解消するということであれば、どうしてこれは事業会社の持っている株について買い取るスキームというのはいないでしょうか。

○柳澤国務大臣 これは、議論の過程ではそうした議論も正直言つてなかったわけではありませんが、ただ、持ち合い解消ということが実態としてあることは否定しませんが、すべからず今度の場合には、銀行の株式保有の制限というところに焦点を当てて、これをどう円滑に実現するかというところがございますから、事業会社の持っている銀行株については、これがスキームの中に入らないというのは当然の帰結であつたわけですね。

○中塚委員 そこまで、事業会社の持ち株解消まで機構でやると、余りにも筋が悪くなり過ぎるからということもあるんだろうというふうには思いますけれども。

銀行の放出する株を一時買い取つて、じゃ本当にこれで価格が支えられるのかなというふうに思う理由の一つに、やはり持ち合い株だから大体もうわかつちやうわけですね、売り筋というか、買い筋というか。

そうなつてくると、要は銀行が持っている保有株を機構に売るときは、もうそれで、あ大体これはどういう株を持っているんだろうなという筋は読めるわけですし、逆に、今度、事業会社の方は、じゃ、あの銀行がうちの株売つたんだつたら、この銀行の株売つたていいやということ、事業会社も銀行株をばつと売るということになつて、そうすると、もうある程度銘柄みないのが特定をされてしまつて、その特定をされ

た銘柄について空売りを浴びせられるような話だつてなくはないと思うんですね。

結局、株価を支えるためにつくつた機構であるけれども、それが逆に株価の低下あるいは暴落というのを招く可能性だつてあると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 そうした可能性が全くないわけではなくて、それをいかに封じ込めていくかということに工夫をしなければならぬ必要があるというところ、これはもう当然のことでございます。

ただ、また一方、そんなことで、株の銘柄もかなり多岐にわたつていますから、実際の運用というか実際の実行においても、そんなつけ込まれることのないように注意を払つていくということも当然でありまして、そういうようなこと、制度的な面あるいは実行上の面あわせて、そうした御心配の事態が起らないようにしていく、いかなければならない、このように考えているわけですね。

○中塚委員 そういう意味で、保有機構はアナウンスするだけで逆に売り圧力をふやすことになるんじゃないかなというふうに私は思つております。

やはり、買い上げ対象になる株を持っている株主、それはだから価格支持の恩恵というのは受けるでしょう。価格を支持するというところについて恩恵は受けると思うんですが、それ以外の株主との間に不公平が生じたりもしますね。そういうことになると、やはりマーケットの正常な価格形成機能というのを結果としてゆがめてしまうことになるんじゃないかと思うわけですね。

そういうふうになりますと、個人投資家を育てるといふようなことをずつとおっしゃつていますが、今度は証券税制の改正案も出るようですけれども、価格形成がこのマーケットはゆがめられていくんじゃないかなというふうに思われてしまうと、かえつて新規参入の投資家の足が遠のいていくようなことになるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。

○柳澤国務大臣 まあこれ、価格支持というふう

な物の言い方をなされて、それを前提にした御議論なので、その前提からして我々ちよつと同じ立場に立ち得ないんですけれども、要は、一挙に売り出すことによって需給が一時的に乱れて必要な値下がりをするというのを防ぐということとして、それが価格支持というふうなことで、何かマーケットの中の需給をタイトに持つていくというふうな、そういう機能は全くこの機構は果たしませんので、私もちよつと委員の御提示された前提とは違った考え方をしているわけでございます。

○中塚委員 けれども、マーケットに出たら値段が下がるから、それを一時期引き取りましようというところで、それで株価が下がらないようにするということですね。放出をされたときに、それで一時的にでも混乱するようなことがあつてはいけなから機構で抱きかかえるという話で、マーケットの株の価格が変わらないようにしようというためにこの保有機構をおつくりになっているわけでしょう。それはやはり価格を支持していることになるんじゃないでしょうか。

そうやって価格を支持していくということになりますと、個人投資家なんかをどんどんとマーケットに呼び込んでいくんだという話になったときに、結局、これからの株式投資のリターンというのを低下させることになるんじゃないかなというふうに思ふんですね。本当の実勢の価格ではなくなつてしまつていくわけですから、だから、そういうところで価格形成をゆがめてしまうんではないのかというふうにお尋ねをしているわけですが、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 何と比較を、どの状態と今回のスキームが入った後の状況を比較して物を言うかというふうな感じもするんですけども、我々、今回は、かなり大量に株式を保有している機関に対してこれを制限して、売り払うようにということと義務づけようということでございます。そういうものに起因したところの一時的な需給関係の乱れをセーフティネットとして受けとめようという

いうことでございますので、そのスタートの地点からの話として全体をつかんでいただければ御理解をいただけるんじゃないか、このように思ひます。

〔奥山委員長代理退席、委員長着席〕

○中塚委員 需給関係の一時的な乱れというのが、だつて、売つて、ばあんと値段が上ればそれは別ですけども、やはりそれは、売れば需給関係が悪化をして株が下がるということになるわけですから、そうならないように保有機構で一回持ちましよう、短期の話にしてもということだから、価格支持ではないんですかというお話をして

最後になんですけども、コーポレートガバナンスについて伺いたいというふうに思います。持ち合い解消ということ、やはりコーポレイトガバナンスを改善していかなくやいかぬ。持ち合い解消することがコーポレイトガバナンス自体を改善していくことになるだろう。つまり、安定株主ではなくて、広く投資家が株式を持つことによつて、株主になることによつて、企業の経営内容なんかをチェックしていくようにしていかな

きやいかぬということ、まさしくこれも構造改革の一環ということができると思ふわけですね。この安定株主である銀行が株式をほとんど放出していくということになったときに、また、これをその機構の特別勘定の方で抱えてしまつていうことになりますと、コーポレイトガバナンスを改善していくということにもならない。先ほど大臣が昭和四十年ですかのときの共同証券とか証券保有組合のお話をされましたけれども、あのときも結局、買い取った株が最後に残つたのを外資から守るためとか何とかかという理屈のもとに金融機関に持つてもらつて、より持ち合いが強くなつて、日本のコーポレイトガバナンスというものがうまく機能しないというふうな事情があつたと思うのです。

そういう意味で、この保有機構というのは、コーポレイトガバナンスを改善していかなくやいかぬという構造改革の方向とも逆行するんじゃないかというふうに思ふのですけれども、いかがですか。

かぬという構造改革の方向とも逆行するんじゃないかというふうに思ふのですけれども、いかがですか。

○村田副大臣 銀行が過度に保有している株が一般投資家に渡っていくことを促進していく、そういう中でコーポレイトガバナンスの改善が図られる。本スキームは、機構がそれで持つちやうんだからそれに逆行するんじゃないか、そういう御指摘でございます。

しかしながら、銀行が処分する株式をすべて機構が買うわけじゃなくて、原則は市場で処分される。二番目に、一般勘定で取得するものについて、短期間に処分される、こういうことになっているわけでありまして、それから特別勘定のもつて一般投資家に渡っていくことを期待される。その過程、機構が持つている間につきましても、信託銀行に対して議決権行使に關します基本的な考え方を示して、機構が保有する株式の価値の最大化を図るという観点から、ガイドラインをつくつて、議決権を行使してくれるように信託銀行に示す、こういうことになっているわけでございます。

○中塚委員 おつしやつていられるとおりにみんないけば、それはこんなに結構な話はないわけですけども、四十年代の証券不況のときにつくつた二つの組織にしたつて、結局それで株価も上がらなかつたわけですね。何で上がったかという、当時の福田大蔵大臣が国債発行政策というのをとつて景気回復ということをしつかりやつたから、初めて株価だつて上がるようになったという事実があるというふうに思ひます。

時間ですので、終わります。

○山口委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

まず最初に、先日の参考人質疑の中で、佐々木憲昭議員の質問に対して、全国銀行協会山本会長、地銀協会平澤会長、第二地銀の一色会長、そ

して奥本証券業協会会長の皆さんから、銀行等保有株式取得機構をつくつてほしいと政府に要請したことはないという皆さんの答えでした。

そこで、柳澤大臣の方に先に伺いたいんですけども、そうすると、これらの業界の方ではないと言つていられるんですが、この業界の方から銀行等保有株式取得機構をつくつてほしい、そういう要請をしてきたことがあつたのかどうか、これを最初に伺いたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 これは先ほどの中塚委員のお話のときにもあつたんですが、話の発端は確かに緊急経済対策で出てきたものでございまして、発端としては、党側、与党側というのか、そういうところから話が出始めたわけでございまして、その背景にどういふものがあるかというのは、私ちよつと寡聞にして十分承知しているかどうか自信ありませんけれども、しかし、その背景に業界の要望があつたというふうには聞いておりませんし、そういう理解もいたしております。

○吉井委員 柳澤大臣の方には、ですから直接要請はなかつたということですね。

そうしたら、塩川大臣の方に、この業界の方からこういう機構をつくつてほしい、そういう要請というものがなされたのかどうか。これは塩川大臣の方に伺いたいと思ひます。

○村上副大臣 財務省としましては、銀行業界並びに証券業界から法案に關しての要望は受けておりません。

○吉井委員 いつの間にか大臣にはつたみたいやけども。

参考人の皆さんは、銀行の自己責任原則で持ち合い株を、市場の状況を見ながら、相手企業とも十分話し合つて売却するという答弁でした。実際、前の西川会長の記者会見などを見ておつてもそういうお話がありましたし、現に銀行というのは、これも先日佐々木議員が示しましたように、益出しをして大きな利益を上げながら、持ち合い株を売却して、ティア1を超えるものは十一兆円まで圧縮してきて、これから大体全部解決で

きる見通しというのもし示されているということである。

では、柳澤大臣、なぜ銀行業界がみずからの力でやると言っているし、やってもいいのに、要請もされていない機構をつくらうということなのか。これは党側の要請だからつくるということなのか。一体なぜつくらうというのかということか。これを改めて伺っておきたいと思っています。

○柳澤国務大臣 私、吉井議員のお立場からいって、要望があつてくるんだつたらけしからぬというお話がもとになつてゐるかと思つたのですが、ちよつときよは意外なところから矢が飛んできたような感じがございます。

それはともかくとして、これは、株式の保有制限をする、これをいかに円滑にするかということの考え方の中から、いきさつはともかくとして、我々としてはこの構想を、スキームをまとめたということでございます。

○吉井委員 その、いきさつはともかくというあたりは、我々の方は全然わからない話ですからね、いろいろ御事情はおありだったんでしようが。株式買い上げ機構の、迷走したということ、いろいろな報道等もありました。

その中では、例えば日経の三月十日の社説では、「森政権末期のどさくさに紛れて、何でもありの対策をまとめて出してきた」として、「一時的な損失隠しに過ぎない株式買い上げ機構の設立や中小金融機関に対する金融検査の弾力化を堂々と主張するのは、責任と党とも思えない」とか、要するに、機構にかかわつての社説まで出たりしましたが、実は、この銀行保有株式取得機構を当時の亀井政調会長に入れ知恵したのは日経の鶴田社長本人だから、亀井会長はこの社説にかつとなつて鶴田社長にねじ込んだという話も紹介され、この結果、論説委員でこの社説を書いた佐野正人氏は編集局付に左遷されたということも紹介されております。

これは幾つかそういう報道等もありましたが、その中で、この四月三日から、柳澤氏は株式買い

上げ機構に強い抵抗を示し始める、翌四日に首相官邸で開いた政府・与党の緊急経済対策本部会合で、亀井、柳澤の激論につながる、決して穏やかな議論ではなかつたというから、相当ななり合ひになつたのだらうという紹介もありました。

そこで、柳澤大臣、率直に言つて、銀行保有株式取得機構を大臣自身は必要ないと考えていらつしやつたのではありませんか。

○柳澤国務大臣 買い取り機構単独の話と、今回私も御提案させていただいてゐる保有制限と一体化した一つのシステムとしての機構とは、これは全然別物だといふふうには御理解をいただきたいわけでございます。

かねてから、本案の審議に入りまして以降、一貫して私も申し上げてゐることでございますけれども、やはり株式の変動リスクというのは相当重視しなければならぬファクターでして、これについてバーゼルの委員会もかなり突つ込んだ議論をしてゐるという話も非常に一種の切迫感を持つて聞かされてゐるというふうな状況がございまして、これをどうやって我が国銀行が消化していくのかというふうな問題意識。そこから保有制限という考え方が出てきて、そして、これをどうやってうまく円滑に実現するかというときに、一つの考え方は、ETFだとか自社株買いだとかというふうなことを期待して、そういうものとして一つの受け皿を考えたらどうか。しかし、やはりそれだけではどうしても本当に、最後の、ラストリゾートというかセーフティーネットにはなり切れないというところで、特別勘定というものを置いて直接の買い取りもできるようにしたということでございます。単純な株式買い取り機構というか、買い取りの組織ではないということもぜひ御理解賜りたいと思います。

○吉井委員 いずれにしろ、それは、春の段階から大臣のお考えが変わつていかれたというのは今のお話を伺つておつてわかりましたが、要するに、別に業界の方が、自分たちで、自己責任原則でやるんだということも言つてゐるし、やつてき

てもおり、そしてできるんだと言つておる中で、業界が求めているわけでもなく、そして、金融庁、大臣の側が当初考えておられたものでもなく、結局、党の側からの話として出てきたものであるというのが今のお話を伺つておつてわかりました。

次に、今度のバーゼルのお話もありましたが、要するに、BIS基準を考へていく上での分子の部分の資産収縮になる要因を、そしてそれが要因となる持ち合い株の価格変動、株価下落による影響を断ち切る、一方、分母の方は、貸付資産の圧縮を図るために不良債権処理を促していくという、それぞれのところに税金を使った支援の仕組みというものを考へていくという、そこが今基本的なスタンスとして進めておられるように思いますが、国民に対しては金融について自己責任原則というのを言いながら、分母、分子も、銀行には税金を使った支援の仕掛けというものをいろいろな形でつくつていくというのは、やはり私は問題だと思ふんです。

そういう中で、税金を使った支援を進めてきた中での問題として出てきてゐるのが、あらかじめ申し上げてありますが、金融再生委員会が九九年三月五日の三十四回会合で、日債銀として特徴ある取引先、すなわち反社会的勢力である暴力団や総会屋に、九八年十二月十六日時点で一千二百億円の貸し出しをしていたということを事務局が報告したということですが、再生委員長だつた柳澤大臣からその間の事情というものを伺つておきたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 これは、公開された金融再生委員会の議事録に掲載されている議事の内容にかかわるお話でございます。

日債銀につきましては、今御指摘のように、反社会的勢力に対する相当額の融資が行われているという報告がありまして、そのため、再生委員会の議論におきましては、特に留意をし厳正な対処を求めたというのが経緯でございます。

なお、その後、旧経営陣に対しましては、特別

公的管理銀行時代に刑事告発が行われておりますし、他方、またその債権を譲り受けたRCCにおきましても民事上の責任の追及を行っているという段階でございます。

○吉井委員 事務局が報告するずっと前に事務局は当然そういう事態はつかんでゐた。つかんでゐたから報告もできたわけですが、暴力団等に千二百億円貸し付けて、その貸し付けというのは既に実質破綻先になつてゐたものであります。この日債銀に対して、資本注入それから特別資金援助、損失補てんが行われておりますが、それぞれ公的資金による支援というものが幾ら行われたのか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○村田副大臣 今御質問の金額でございますが、まず第一に、早期健全化法に基づきます資本増強が二千六百億円。第二に、金融再生法第七十二条に基づきます特別資金援助が、金銭贈与が三兆一千四百四十四億円、資産の買い取りが三千九十九億円。それから三番目に、金融再生法第六十二条に基づきます損失補てんが九百五十一億円となつております。

○吉井委員 ですから、今のを合わせますと三兆八千六百四十四億円の公的資金が使われているわけですね。日債銀は破綻したわけですから、もちろん国民の税金は返つてこない。国民が日債銀を経由していわば暴力団に千二百億円支払われたのと同じことになるわけですね。

日債銀の経営者で暴力団に融資した歴代の責任者たちは、刑事告発によつて、逮捕六人、送検五人、最終的に、結局起訴されたのは三人ですが、先ほどそういうお話もあつたかと思ふんですが、それから、そのほかに民事告発もありますが、そういうこととともに、これだけ、国民の三兆八千億円を超える金が使われて返つてこない、千二百億もいわばこの銀行経由で暴力団に使われたようなものになります。一体、歴代の経営者の皆さん方から国民には幾らの金が返済されたのか。そういうのはきちんと調べられたものがあるのか、あるいは返済は実際に何がしかでもなされてゐる

のかどうか、どうですか。

○柳澤国務大臣 返済ということをおっしゃられたんですけれども、これは、やはり法治国家ですから、すべて法に基づいての措置ということになるわけでございます。

ただ、そういう中で、退職金の返還ということが、これはある種、道義的な次元で行われておるわけでございますけれども、それは一億五千万以上というふうになっております。

○吉井委員 国民の税金が、本当に三兆八千億円を超えるものが消えてしまつて、そして暴力団には千二百億円この日債銀から金が出ておつて、返つてきたのは一億五千万だと。とてもじゃないがこんなやり方というのでは、私は国民の立場からして納得できるような話じゃないですよ。

九九年五月十八日の金融再生委員会、柳澤大臣は当時委員長として、金融再生委員会はモラトリアムを与えた、経営責任、リストラに余りやましいことを言うと言つた銀行の方が手を挙げなくなつてしまつたという発言をしたとされております。暴力団に千二百億円、融資という形で金を与えた経営陣が、実際一億五千万ほどわずかなものを返したという程度のことと済んでいくわけですが、私は、この経営責任を余りやましく言わないとした当時の委員長としての柳澤大臣、これはやはり、それは重大な誤りがあったのじゃないかと思うのですが、その会議録もごらんになっておられると思いますから、伺つておきたいと思つておられます。

○柳澤国務大臣 まず経営責任だけのことにまつて申しますと、我々は法に基づいて問題の処理に当たつていくわけでございます、そういう意味で、このくだりは、要するに、日債銀の問題というよりも資本注入の問題について論じたところでございますけれども、その節には、当然、経営責任の問題をどういうふうに取り扱うべきかというの法が定めてあるということとをまず御指摘申し上げたいと思つております。

私がここで、余りやかましいことを言つて手を挙げなくなつてしまつたという発言をしておるわけ

ですけれども、これはもう委員も多分このあたりのくだりを全文を通していただければよくおわかりになることとでございますけれども、実は、この当時の議論としては、資本注入の対象になつた銀行はこの健全化計画におけるリストラ等が厳し過ぎるということに非常に言つておられて、この議論が行われた委員会においては、地銀、第二地銀の段階の資本注入いかにあるべきかということとを議論しておつたんですが、そのときの事務局の話も、地銀、第二地銀とも、資本注入をしてもらうときにはすこし厳しいことを言われるのというところで迷いがあるんだというような報告がまず行われているわけでございます。

そういうものに対して、私が、冗談ではないということをおつて、これはもう本当に、健全化計画などは、リストラによつて公的資金の回収が十分になされるに足る必要最低限の水準にしかすぎない、もつと各銀行は健全化計画以上の意気込みでもつてリストラ等をしてもらわなければならぬんだという、そういう話のいくつであるわけでございます。

私、その当時、大学試験になぞらえて言つたんですけれども、私が言つたのは、アメリカ型の大学だ、入学は割と寛大にできるけれども卒業は大変なんだということを例え話として申し上げましたけれども、私は、ハードルは決して高くない、みんな高いと言つておつたのですが、高くない。私が言つておるのは、中へ入つてきたらもつと厳しいことをやつてもらわなきゃならぬんだということを強調するためにこういうことを申し上げたということでありまして、ぜひ、お取り違ひなさらないようお願い申し上げます。

○吉井委員 ですから、私も言つておりますように、経営責任についても余りやかましいことを言うということ、リストラについても余りやかましいことを言うということ、それはそのことをきちつと言つておられるので、ですから、私は片方ずつ飛ばして言つていくわけじゃないので。

リストラについてはそうなんですが、経営責任となりまして、リストラの問題だけじゃないんですね。暴力団に対する融資の問題とか、これは、総会屋に金を渡す企業、総務部長は皆逮捕されて引つ張られるわけですからね。それを銀行が、融資という形にしろ、千二百億円金を貸したり、いろいろなことと実質破綻先になるというのは、この場合は、これはもう経営責任は、余りやかましいことを言うところか、やかましく言わなきゃいかぬ話なんです。

実際に、大臣よく御存じのように、不良債権のかんりの部分には、暴力団が居座つておるとかいろいろな話があつて苦勞しておる話ですから、そこに対して、癒着ととられたり、そんなところに金を貸したりしているのがあれば、それはもう経営責任が問われるわけですから。

私は、今の話を聞いてみると、大臣、余り当時の責任者として責任を感じていらつしやらないんじゃないかと思うのですが、責任というものものはきちんと感じているわけですね。

○柳澤国務大臣 吉井委員も、後々議事録が残るので、おっしゃることを議事録に残しておかなきゃいけないというお立場はよくわかりますけれども、すつ飛ばしじゃありませんと私の言つたことを否定なさいましたけれども、明らかにすつ飛ばしの、全体の流れの中のごく一部をとらえて御指摘になられておられることは、やはり私としても最低限反論はさせていただかざるを得ない。これが第一点です。

それから、刑事責任の追及等をもおっしゃるのだとしたら、それは法文にちゃんと書いてありまして、当該銀行が、それからまたその後はRCC等がやるということに決められていくわけでありまして、その法の運用者としては、法の枠組みに従つた適切な処置をするということが当然の責務だろう、私は、このように思つております。

○吉井委員 私は、問題が明らかになつてからの法的責任の追及は当たり前だと思つておられるのですよ。それは、法の枠をはみ出してはこれはなかなか

が大変だ、道義的責任は追及できても。

今言つておられるのは、リストラについて余りやかましいことを言つたというお話のくだりの部分、それは別にあなたの答弁をあだこうだ言つておるんじゃないですよ。しかし同時に、明らかに、不良債権の中では暴力団絡みの話がいつぱいあつて、それは大臣もよく御存じのことなんです。それについては、経営に余りやかましいことを言つて手を挙げなくなつてしまつたかもしれないが、しかしその中でも暴力団のかかわるようなものについては経営責任はきつちり問いますよとか、これは問われなきゃならぬとか、それは本来ちゃんとつけ加えて言つておかないといけない話であつて、私は、それについて、現実に、ちよつと軽く考えてもらつちや困ると思うのですよ。

三兆八千億の国民の税金がバアになつてしまつた、その日債銀が、千二百億円、暴力団に金を渡しておつて、いろいろ頑張つて一億五千万回収しているといひますか出させたといひたぐらひで、これはその時代の大臣の責任が軽くなるような話じゃないと思つておられます。

だから、国民には自己責任原則だということを説教して、銀行には甘い、自分自身にも甘い、そんなことでは、どうして銀行に自己責任を求めることになりましか。

私は、大臣のときにやつたことについて、まあかつたことはまあかつたこととして、やはり、責任というものをきちつとお感じになつて、そして、こういうことはもうやらないうことを、見逃さないということをはつきり言うべきじゃないですか。

○柳澤国務大臣 そのところで、言葉を継いでなぜ言われなかつたかといひますと、これは日債銀の議論をしていくくだりではありません。そういうことで、日債銀のことを論じていくくだりは、私は私なりに、これは経済的な判定だけじゃなくて社会的な判定もしなければいけないというふうなことで、かなり注意を喚起しているところでございます。

そういうことである上に、吉井委員にぜひ御理解賜りたいのは、刑事責任の追及の仕方についても法は規定をしているわけです。法は規定をしています。例えば現在の管理処分の場合には金融整理管財人が刑事責任を追及する、それから特別公的管理銀行の場合には新しく送り込まれた経営陣が責任を追及する、それぞれそういう仕組みができてき上がっているわけでありまして、それがどのようなことを行うかということについては、我々監督の責任を持つていなければならない、直接的な行動をとるのは、そういうような法に定められた人々であるということをごさいますして、この点は御理解を賜りたいと思います。

○吉井委員 私、率直に言って、こういう問題、もちろん、大臣が日債銀に対してそういうことを言ったということじゃないですからね、金融機関を対象にして言ってお話だから。

ただ私は、これだけ問題が起っている中で、本当にそういう、何か今のような言いわけのようなお話を展開しておられたのでは、とてもじゃないが、国民の立場からしてこれは、こんなひどいことが起こっていることについて、そして非常に甘いやり方に対して、理解の得られるものじゃないということをお願いしておいて、塩川大臣、何かお急ぎのようだと聞きましたから、いいです。

先にちよつと塩川さんの方に話を移しておきますが、株価というのは実体経済を映す鏡でもあります、その実体経済、今大変なわけですね。それで、きょうも午前中から何人の方からもお話がありました、九月の完全失業率は五・三%で過去最悪。その中身を見ていくと、非自発的離職者が百九万人へ、対前年同月比で十万人増加してきて、雇用者が五十三万人対前年比で減って、そして常勤雇用者が五十七万人対前年比で減っている。そのうち、五百人以上の大企業で四十五万人が減っている。つまり、常勤雇用五十七万人減った中で、五百人以上の規模の大きな企業で四十五万人減っていると。これは、圧倒的に大企業のリ

ストラが進み、リストラのすさまじさというものが今はつきり出ている。ここに見ることができると思ふのです。

この点で、塩川大臣は八月二十八日の記者会見なさったのを、インターネットの方で記者会見の内容等を読ませていただきましたが、七月の完全失業率五%の段階で、国民の生活の安定ということに對しても、やはり企業の社会的責任があると思うんですね、だからリストラのあり方というものをもう少し考えてもらわなきゃいかぬのじゃないか、これは政府として警鐘を鳴らしてもいいと私は思いますねという発言してはりますけれども、この考えは今も同じですね。

○塩川国務大臣 八月に発言いたしましたのと私、同様でございます、やはり、今、何かリストラを余り簡単に決めてしまつておるような感じがしてならぬのです。もう少し労使が話し合つて、それにかわる措置をいろいろとやはり勘案してもらいたい。

私は、ヨーロッパ等でやっておりますワークシェアリングというのを労使双方ともやはり取り上げて、真剣にひとつ実現方へ努力してほしい。そのワークシェアリングからくるところの、労使双方からくる谷間みたいなものが出てまいりますので、これが双方ともどちらで損をかけるかという問題になってくるわけですが、そういうものに対して、政府としても雇用対策上の費用、目を向けていくべきじゃないかというのが私の考えなんです。

○吉井委員 これは、以前から私たち取り上げておりますが、例えば、財界系のシンクタンクなどでも、サービス残業をゼロにするだけでいい。サービス残業というのは残業しても残業代出ない分ですから、その分を残業代で支払うか、あるいはその分をサービス残業にかわつて雇用に回すか。ワークシェアリングであれば、そのサービス残業の分を雇用に回す。そうすると、このシンクタンクの試算では、九十万人の新たな雇用が生まれてくる。残業そのものをゼロにすれば二百六十

万人の雇用が生まれてくる。

つまり、だからそういう努力を企業として、簡単にリストラするんじゃないかとやはり雇用をきちんとして守つていくという社会的責任を果たさないと、果たすべきだということをお考えになつてこの警鐘を鳴らすということなのかどうか。これは大臣に伺つておきたいと思うのですが。

んだから、私は進言されてしかるべきじゃないかと思ふんですが、大臣、どうですか。

○塩川国務大臣 それは、総理に進言するといひましても、実態が、やはり労使の間で経営という問題が絡んでおりますから、経営の悪い中小企業、特に零細企業なんか私は随分つき合ひがおりますから、困つておられる方よく知つております。やめたいんだけれども、従業員、長いこと勤めてくれた人に少しでも退職金やりたい、その退職金すら出てこないんだ、そういう気の毒な企業もあるわけでございます、今後はそういう方々に対する措置を、生活貸付金のような措置をして、もつて、要するに労使間の納得いく整理をということを考えておるんです。

整理をするなどいひましても、これだけ外から、つまり東南アジア、中国を初めとしまか、もう価格破壊的な商品がどんどん入つてまいりますと、それに抵抗していく中小企業の努力も大変だろうと思ひます。だから、やはりこれは産業構造全体の改革に結びつけた措置をしなければ解決しないものだと思つております。

ですから、大臣も大阪へ帰られたら、大阪城の公園であれ、あるいは堺の陵墓参考地、仁徳陵のあの前公園にしても、あるいは久宝寺緑地にしても、ホームレスの皆さんのブルーのテントが急速に広がつていくというのは、もう大臣も多分よく御存じだと思ふんですね。もう痛みどころじゃないです。激痛の状態なんです。

○吉井委員 一つは中小企業の実態、一つのそういうものもありますが、つまりそれは、追い込まれていくところをきちんと見ておかなきゃいけない。同時に、この間御紹介しましたように、都市銀行の偽計的なやり方での債権回収など、本当にひどい事態もたくさんあつて、多重債務に改めて追い込まれている企業もたくさんあるんです。しかも、その多重債務に追い込まれていくところが借りている日栄なり商工ローンへは都市銀行がほとんど貸し付けやつて、そういう消費者金融が企業ランキングでいったらうんと高いところにいること自体がおかしいんですが、そんな現象が今出ているんです。

ですから、先日も、中小企業、中堅企業に対して銀行が不良債権回収だということでは貸しはがしをやつていつて、偽計的なやり方で倒産にも追い込んでいく問題も紹介をいたしましたけれども、やはり不良債権処理ということだけで、都市銀行などがそういう形にどんどん今出てきていくという実態も直視して大臣が企業に社会的責任を求めるというのなら、総理に進言されて、構造改革の名による中小企業の倒産や失業をひどくするような事態はやつちやならなんだ、それをやらないうという政策に進めていかなきゃならぬのだということ、これは塩川大臣、せつかく言つておられる

今構造改革の名によつて、中小企業が、あるいは中堅企業が倒産に追い込まれたりとか、失業者がそのことによつてふえるというふうな事態については、まずこれを改めるということ、きちんと

これは長老の大臣として進言もされるところにも、内閣としてそういう方向へ転換をしていくということとか、それから、今おっしゃった空洞化の問題ですね。これは私も前にも提起しましたけれども、今の空洞化というのは、本当に並みのものじゃないんです。

これは、ヨーロッパの場合ですと、やはりそれについても労使間協議指令とか、地域での話し合いなしに簡単に企業が海外へ引っ越ししていくとか、そういうことについてブレーキをかけるルールというものを歴史的に時間をかけて築いてきているわけですから、やはりそれをやらないと、もう空洞化の時代だから仕方がないんだ、そういうふうな話になってしまうと、現実的な解決に至る展望というのは全く出てこないわけですから。

私は、大臣、やはり空洞化の問題にしても、これは仕方のない現象ということではなくて、きちんとした方向、それをやはりつくり出していかなくやならぬと、このことを申し上げておきたいと思うんですが、そういう立場で警鐘も鳴らせば、政府としての方針、これを改めるといってお考え、どうですか。もう一遍聞いておきたいと思っています。

○村上副大臣 委員の御質問で、空洞化の問題、いろいろありますけれども、私はやはり人件費等を含めた高コスト体質が一番大きい問題だと思っております。やはり電気代、電話代、人件費等、それから特に物流、流通コスト、こういうところも総合的に見ていただかなければならないと思います。

ただ、今委員が言われたように、経済のボーダーレス化、グローバル化になって、結局、お隣の中国が今の四十分の一の人件費でやってこれたら、日本企業は基本的には生産性、効率性を高めて、やはり生産性を高めたい限り、私は、勝ち、生き残れないと思います。それはやはり労使とも現実を直視して、お互いに本音で、その対策をどうするかということと私は話すべき

じゃないか、そういうふうに考えております。

○吉井委員 それは、人件費の違いを言ったら、昔から違うんです。人件費が安いだけだったから、とつて昔にもう行っているわけなんです。生産性とか、それはそれだけの問題じゃないんです。よ。もともと日本の自動車、電機を中心とする輸出大企業というのは、輸出上位三十社だけで輸出総額の五〇%を占めているんですよ。これらの企業がなぜそれだけできたのか。

〔委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席〕それは、生産効率という点では物すごい状態ですよ。それは何をやったかといったら、徹底したコストダウンを図るために下請単価の切り下げ、過密労働をどんどん進めました。それでコストを下げ、輸出をどんどんやると、円高にどんどん振れてきた。三百六十円時代からすれば、三倍の円高なんです。円高をつくって、円高でも、ひどいときはドル八十円でも輸出できるようになった。コストを下げることをやってきて、それが行き詰まると海外へ海外へと空洞化の現象を進めてしまっているわけですから。

だから、あなたの言っている話というのは、何分の一かは当たっている面があるんだけれども、問題は、根本的に、どうして為替レートの面でこういう異常が生じたのか。

それから、為替レートとそれから購買力平価の二つの面でこういう乖離が出ている状態自体が異常なんです。そこへ持ってきたこれまでの産業政策やら経済の仕組み、あり方の問題についてきちんとメスを入れるということをやらなかったら、根本的な解決にはならないんです、簡単にあなたが言うだけだったら。

そうしたら、今はどうかといったら、効率のいいと言われる企業はどんどん海外へ行って、今残っているのは非効率な企業。それが残って、どうしてこれだ二十一世紀の日本経済が成り立つんですか。そこをきっちり考えなきゃならぬということ……

○佐藤(剛)委員長代理 はい、時間です、時間です。村上副大臣の答弁で終わりにいたします。

○吉井委員 私は、それを考えないと、村上説じゃ、それは展望が出ない、このことを申し上げて……

○村上副大臣 いやいや、時間があつたら一時間でも答えるんですが、ここが中国共産党と日本共産党の差なんですね。中国共産党は、やはり世界のボーダーレス化、グローバル化を読んで、やはり精神的自由じゃなくて経済的自由から入っていつて今日の隆盛を築いております。

以上であります。

○吉井委員 ちょっと待てよ、おい、それ。今の暴論、何だ、それは。いや、ちょっと待った。

○佐藤(剛)委員長代理 はい。ちょっと待ってください。ルール、ルール。

○吉井委員 そんな、こんでもない、反共攻撃の場を使うというのはけしからぬよ。

○佐藤(剛)委員長代理 ルール、ルール。

○吉井委員 大体、そんなもの答弁になってないよ、それは。

○佐藤(剛)委員長代理 答弁になってないとは何ですか。

○吉井委員 答弁じゃないし……

○佐藤(剛)委員長代理 席へ座りなさい、席へ。

○吉井委員 大体、そんな暴論を吐いて、暴論を吐いて他を誹謗するなんというふうなことはとんでもないよ。けしからぬ話だよ、それは。そんなものは許せないよ。

○佐藤(剛)委員長代理 はい、それでは時間です。(発言する者あり) 何。だめだめだめ。もうそれで十分。(発言する者あり) 私が委員長をやっているんだから、あとはその後の……

○吉井委員 中国が中国の道を行く、日本は日本の道を行くわけで、今の答弁、全然関係ない話だ、そんなの暴論だよ。答弁にも何にもなっていないじゃないか、そんなものは。単なる暴論にすぎない。

○佐藤(剛)委員長代理 じゃ、ちょっと帰ってください。(発言する者あり) わかった、わかった、わかった。

○吉井委員 しかも、中身のいいことを言つて、それで日本共産党を誹謗中傷するなんというふうなことはとんでもない話だよ。僕は納得できないよ。

○佐藤(剛)委員長代理 質問をとめてください。ちょっと私の指揮に従ってください。

それから、理事の皆さんは帰ってください、席へ帰ってください、僕が今言いますから。僕が言うから。あなた、理事でもないんだから、何していらつしやるんだ。あなた、理事じゃないんだから席へ降りなさい。

今、私が聞いていて、恐らく皆さんがあれしているのは日本と中国共産党のお話なんですよ。そうなんです。それだけは、そういう点についての……(発言する者あり) いや、だからお帰りください。別にその点には注意しますから。注意いたします。言葉には、中国と日本の部分だけの、それだけあれしておけばいいです。取り消す必要ございません、僕が注意するだけ。早く降りなさい、早く。だめだよ、そんなことは、従わないで。さつきから、ずっと見ていると、もうあなたの方、理事諸公の動きというのはおかしいじゃないか、きょうは。席座れ、みんな。(発言する者あり)

はい、それじゃ……(発言する者あり) それでは、記録を削除してください。記録を削除してください。いいですか、それで。はい、それじゃ席降りてください。席降りてください。はい。

○吉井委員 ちょっと、余り失礼な言い方しちゃうだめだよ、委員長も。

時間が参りましたので、これで終わりますが……

○佐藤(剛)委員長代理 時間どおりやってください。以後、注意します。

○吉井委員 もっと紳士的に、紳士的にちゃんとやってもらわぬと困る。



○佐藤(剛)委員長代理 以後、注意します。  
それでは次に、植田君。

○植田委員 姓は植田、名は至紀でございます。  
よろしく願ひいたします。社民党の植田至紀です。

先日は特に株式の保有制限にかかわって法案に沿いながら伺ひしたわけですが、きょうは特に保有株式取得機構にかかわって、時間もあれです、できるだけさく々と疑問点、伺ひさせていただきますかと思ひます。

素朴に考えましたら、株式を売るんやったら株式市場で売ればええやないか、何で取得機構が必要なんかという疑問が当然あります。強い反対の意見もあるわけでございます、特に人為的な方策で株式の売り買いのバランスを調整するという自体、自由な株取引で適正な株価を決めるという市場の大事な機能を損ないかねないんじゃないか、市場の自殺行為だとおっしゃる方もいらっしゃるわけですが、その一方、御承知のように、株価の低迷が続く中で果たして予定どおりにそうした売却が進むんだろうかという懸念も一方であるわけでございます。

実際、この機構が売却された株式をどれくらい吸収できるのかは未知数でございますし、そもそも株価の低迷が続けば持ち合い株式の解消計画そのものが狂つてしまふ、そういう事態も懸念されるかと思ひますけれども、まず冒頭、その点からお伺ひをさせていただきますでしょうか。

○柳澤国務大臣 今日、最近の株価の状況というのは、本当に私も心配というか懸念を持たざるを得ない状況であるというふうに思っております。日本経済の先行きを我々全力を挙げて明るいものにして、それが株価にも反映するようにしなければならぬという強い気持ちを持っております。

ただ、今植田議員の御質問で申しますと、一つは、こういう低迷した株式市場のもとで、株式保有制限というものが実効を上げ得るかどうかということでございますが、これについては、御案内

のように時価会計が導入されたということで、簿価そのものが下がったという形はとりませんけれども、実質的にはそういう状況になっているということでありまして、簿価と市場の価格との関係ということについて申せば、決して望ましい順風の状況にはないという事は申すまでもないわけですが、市場での売却が絶対難しいということでもないんじゃないか、このように考える次第でございます。

なお、こうした機構が必要かということについては、かねて申し上げておるとおり、一方で保有制限をかけておりますので、それを円滑に実現するためにはどうしても、セーフティーネットとして、一時的な需給のゆがみというものを防止するこうした装置には十分存在理由があるというふうに考えているわけでありまして。

○植田委員 まず聞きたかったのは、機構の必要性なり効果にかかわってございまして、機構の必要も、先日私も自身も、いわゆる株式の保有制限にかかわってはもうちょっとトータルに考えるべきではないかというように御質問させていただいたわけですが、私がひよっとしたらひねくれているのかもしれないけれども、どうも、先に機構があつて、何とかそれを理由づけするために保有制限というのがくつついてきたんじゃないか、そういう疑念がこれありということでお伺ひをさせていただくわけですが。

というのは、実際問題、先日も参考人質疑で私自身お伺ひしましたけれども、もう保有制限だけ、この機構の部分は全部削除して保有制限だけの法律だったらどうですやろというて伺つたら、いや、それでも甘んじて受けとめるような趣旨のお話があつたかと思ひますし、そもそも、ほかの先生方がお伺ひされた範囲でも、銀行の側からこういう機構をつくつてほしいという、そういうニーズは、少なくとも我々の知る範囲の中ではなかつたようでございます。

そういう中で、実際に本法の一条の目的の中に、「銀行等による株式の処分円滑化を図る」

というふうにあるわけですが、実際に順調にそういうことが活用が進むのかということとは、やはり不透明な状況にあることは認めざるを得ないのかなというふうに思ひます。

というのは、実際、株価が現状、八月へ入つてからも急落しているわけでございますし、実際これまで、私の事実認識からすれば比較的円滑に持ち合いの解消は進んできたと思ひますが、この段階に至つてそうしたもののストップしている状況にも、売却もなかなかうまく進まない状況にあるわけですが、そういう意味で、現状の株価水準が続けば売却計画を先送りする、そういう銀行が出てくることも想像できるんじゃないかというふうに思ひます。

そんな中で、説明を見ますと、特別勘定の下に括弧でセーフティーネットと、わざわざ括弧書きがしてありますが、これについても、実際素直に読みますと、そうした税制面であるとかこの8%の納付、また投資適格要件等々、実際に銀行の側から見ると、勝ち手が悪いのか悪いのか、その点のところも問題としてあるかと思ひますけれども、実際、企業も銀行に対して当座売らぬでほしい、そういう要請も出ておるようでございます。実際、株価の下落傾向が当分解消されるような好材料がない中で、機構が活用される条件というのがどうなのかということについても御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○村田副大臣 これは植田委員から繰り返しかねてから御質問がございましたけれども、いずれにしても、保有制限というものが存在して、そういうものを課すということ、それによつてその保有制限に伴う銀行の株式の処分をスムーズに実現していくということを実現するための機構でございます。まして、もちろん市場売却が原則でございますけれども、先ほどから大臣も御説明しているように、短期間に大量の株式が処分される場合には、非常に好ましくない影響があるということを避けるために、いわばセーフティーネットとしての機構を設ける、こういうことでございます。

まず保有制限があつて機構を設ける、こういうことでございまして。

○植田委員 保有制限を設けて、そのことで持ち合い解消を加速させていく。そして、市場で売るのが原則でございますけれども、あくまでその辺は企業の経営判断でございますね、任意でございます。

そうすると、私なんか素人目に、私株も余りやりませんし、お金のことというのは詳しい方ではないのでございますが、まあ、大臣と私とがばば抜きをやつていたとしましょう。最後にやはりジョーカーが残りますね。ジョーカーが残つた方が負けなんです、そのジョーカーを引き取つてくれば、勝負をチャラにしてくれるようなところが機構なんかないかという、要するに、午前中の審議の中でごみ箱だなんという話もばつと聞かえていましたけれども、むしろ機構が吹きだまりになつてしまふ。

今のところ、お伺ひしている金額は二兆円というわけでございますが、では、今度二兆円で何とかやりますやうなやつ、銀行業界は別に要望しないけれども、別の証券業界なんなりが、こんなままだは困るということ、もうちょっと注入してくれというような要請が出てこないとも限らない、そういうこともあるだろうと思ひます。そういう意味で、やはりそういう活用をするための機構なんですか、やはりそこは、ばばを引き取つていただいて、勝負をチャラにしてくれるところが機構なんだろうかというふうに、幾ら括弧書きで、特別勘定だけ書いてあつたら何かいかわしいので、括弧してわざわざセーフティーネットと書けば納得するかいなという、なかなか納得したいんでございますが、そうであるならさうだと、いや連うんですという事であれば、懇切に御説明いただければ幸甚に存じます。

○村田副大臣 どなたか別の委員から逆の御質問がございまして、売れる株、いい株を売っちゃうから今度は銀行には悪いのだけ残るんじゃないかという御指摘もありましたけれども、植田委員か

らは逆な立場で、機構にはる株が、吹きだまりになるんじゃないか、ジョーカーがたまるとはなにか、こういう御心配の御質疑がございました。私どもは、特別勘定を設けて機構を運営していくに当たりまして、やはり国民の負担を極力小さくする、こういう観点から、機構が買う対象の株については一定の限定をつけているわけでございまして、そういう意味では、その対象の株式を一定のものにする、すなわち、トリプルBマイナス格相当以上の株式をその買い取りの対象にするということ、今委員の御指摘なさるような心配を避けていきたい、こういうふうにご考えております。

○植田委員 うまくいっても大体二兆ぐらいだと言われるわけですが、これは全然筋の違う話ですが、かつて私も事務局で仕事をしていたときに、国有林野事業の累積債務の処理の問題というものを事務方で、党の政審で作業してましたけれども、当時、国有林野で大体三兆八千億の累積債務があったわけですが、それを六十年ぐらひかけて返す。そして林野庁の職員も半分近く間引いてしまふ。三兆八千億、間引くのにそれぐらひで、二兆円だったら安いのかというのは、非常に私はひっかかるわけです。

いずれにしても、この機構の実効性にはやはり疑問があるというのは、自然に考えたら、実際、労働市場でも総需給が一致していても失業者が存在することはあり得るわけでございます。実際、銀行が保有してきた株式と個人が投資したい株式が、その都度その都度、相思相愛になると限らないのがごく自然だろうと思います。そういう意味で、銀行と個人投資家の銘柄嗜好というのは異なるのが当たり前だろうというふうに思います。だから、この銀行保有株の買い取りにかかわっても、任意ということですが、実際、銀行の立場に立てば、市場で売却できるものは市場でと考えるのがごく合理的だろうと思うわけです。だから、ジョーカーの吹きだまりになるのと違うかと言ったわけですが。

実際、こうして銀行は、いずれにしても、株価を見ながら市中で売却するか、それでどうも難しければ新機構に売却するかを選択するという中で、実際、いわゆる低流動性銘柄等々、個人投資家の関心の薄い銘柄が取得機構にどんどんたまっていく、そして最終的に処分するときに需給のギャップが解消していかない、そういう可能性は今の現状から見れば否定できないというか、そういうふうにご考えるのは不自然ではないと思うんですが、その点の御所見はいかがですか。

〔佐藤(剛)委員長代理退席、委員長着席〕  
○村田副大臣 委員も御案内のように、機構の銀行からの買い取りは、いずれにしましても、市場価格で、時価で買い取る、こういうことであります。

今、最後まで残っちゃうんじゃないか、多分、悪い株が機構にたまるから、それは売れないで売れ残りになるんじゃないか、こういう御質問だ、こういうふうにご思いますが、十年の間に我々は、市場の状況を見ながら、そのペースも考えながら処分をしていくということでご覧になって、我々としては、十年の間に取得した株式の処分は可能である、こういうふうにご考えているわけでございます。

○植田委員 理屈の上では可能な場合もあり得るだろうと思うんですが、ちよつと角度を変えますが、仮に、そういう市場の外に結果として二兆円もの株式を塩漬けするということで価格形成にゆがみをもたらすおそれもあると思つて、銀行業界が機構に拠出する資金でまず損失を穴埋めするわけで、当たり前なことですが、穴埋めをする、そうすると、結果として銀行の体力を低下させる、損ないかねないような面もあるんじゃないかと思つて、その点はいかがでございますでしょうか。

○村田副大臣 委員の銀行の体力を消耗させるといふくだりはちよつと理解できなかったのですが、いずれにしても、特別勘定で銀行

が機構に売るか否かは任意である、こういうことであるほか、市場価格で買うということは先ほど申しました。特別勘定で買い取りが行われるケースというのは、専ら市場で売れないような、いわば市場が荒れていくような状況である、こういうふうにご想像いたしますけれども、そうであれば、市場の価格をゆがめるといふことではなくて、むしろそのひずみというものを是正するというか、そういう機能があるのではないかと、このように解されると思つております。

○植田委員 別に、体力を損ないかねないというのは、そんなに難しいことを聞いているわけではなく、そんなに難しいことを聞いているわけではなく、別にそこは、特別、導入口だったのでどうということはないんですが、要は、取得した株式をいつまでも塩漬けしておくわけにはいかへんやろうと。当然、知恵を働かさなければいけません。そういう中で、今言っているセーフティーネットを張っておくというのは、実は出口で、最終的に公的資金を注入される、入るわけですから、要は、知恵を働かさぬでもええ仕組みというふうには私などは理解してしまつて、要するに、しかも、実際、銀行の方はこれが売れてしまえば今度は配当が、売れば配当があるわけではございますから、えらいおいしい制度やな、それだったら八割ぐらひ積んでも、そこに、先ほどの言い方で言いますとジョーカーをほうり込んでしまふということに、任意になつてしまふだろうというふうには私は思つていません。

別にこれはもういいです。いろいろお話しされているようですから、私はそう思つてますよというようにしておきます。植田委員、どういう趣旨だろう、要するに、知恵を働かさぬでも最後は出口で面倒を見てもらえるということやないかというところで、だから、そこは言つても、私はそういうところでこの法案についてはあかんと言つていいわけですから、いや、そんなことはないんです、いいんですという理由を御説明されても、恐らくわかりましたということにならないと思つて、結構でございます。後ろの方、お

手数かけますが。そこで一つお伺いしたいのは、実際、今回新たな機関をつくれるわけですが、お伺いしていると、預金保険機構であるとか整理回収機構を活用する、そんな構想もあつたやに伺つておるわけですが、最終的にこういう新たな機構をこしらえる、そういうことになった事の次第、経過について御質問させていただきます。

○原口政府参考人 株式取得機構については、御説明してまいりますが、短期的な株式市場の需給等を通じて金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性があるということ、緊急経済対策を受けて設立の検討を始めたわけですが、この点で、今、預金保険機構あるいは整理回収機構を活用する案がなかったのかというお話でございますが、やはり、専ら預金者等の保護あるいは信用秩序の維持を目的とするこの二つの機構の業務とは、趣旨、目的が違うということがございます。また、銀行等の自助努力を促すという観点からも、株式取得機構については銀行界の拠出により設立するという点にいたしましたわけでございますが、この点についても、政府出資を受けている預金保険機構あるいはその子会社である整理回収機構とは性格を異にしているというふうにご考えております。

○植田委員 ぐるぐると同じことばっかり聞いて申しわけないんですが、特に公的資金投入のところは絞つて何点かお伺いしたいと思つてます。この資金借り入れに政府保証を付与することについては、実際、与党の一部からも株価P/KOにつながるやないか、そういう意見も当初あつたやに聞いています。しかし、今回、実際、法案を見ますと、素直に法案を見てみれば、将来的な問題としては、機構の解散に当たつて仮に損失が生まれば公的資金で機構の損失を穴埋めすることになつていくわけですから、これは事実でございますから、これはやはり金融システムの安定化に名をかりた株価維持策やないかというのは、議論の経過の中で与党の一部からもそういう

指摘があったかと伺っておりますけれども、そういうPKOそのもののじやないかという意見があつてもあながちこれも不思議ではないかと思ひますが、これについては御所見はいかがでしようか。どうぞ。

○村田副大臣 機構の目的に戻りますけれども、機構を設ける目的というのは、そもそも、銀行の株式保有に制限をかける、そういう中で、銀行が株式の処分を行つていく、そういう保有制限というものを速やかにかつスムーズに実現していくというこのために機構を設ける、こういうことでもあります。

そういう意味で、銀行が株式を売却するに当たつてはこれは任意である、こういうことでございますので、我々としては、株価水準を機構が維持する、こういう目的のためにつくるんだ、こういうことではないというわけでありまして。そういうセーフティーネットとしての役割を機構が果たすということから、資金調達に低利のお金を調達できるようにということで政府保証をして二兆円程度のお金を借り入れることに際しての保証を用意している、こういうことであります。

○植田委員 当然そうおっしゃるでしょう。いや、そうなんですと私の質問に答えていただけなのはよくわかつているのですが、実際、ただ公的資金の投入にかかわつていろいろな議論はあつたかと思ふんです。というのは、実際、この問題、特に損失を財政援助という考え方というのは、これはあくまで推測の域を出ませんが、恐らく淵源は森内閣当時のさきの宮澤財務大臣が緊急経済対策本部の中で損失を財政援助とおっしゃつたところから始まつたのかなと私は推察しておるわけなんです。

そこで、これは柳澤担当大臣に率直にお伺ひしたいわけですが、もちろん私が引つ張つてきたのは正確に議事録を起こしたせりふではないかもしませんが、こういうことを当時御発言なされていたというのがちよつとございました。これから市場原理がすべての問題解決に最も適切な原

則、できる限りの公的なものを出していくことは慎むべきだ、宮澤財務大臣にお世話になることが最小額になる方法にしたい。言つてみれば、過度のそうした関与にはどちらかという慎重なお立場であつたかと私は理解しているわけですが、実際、でかした法案を見ますと、政府保証として公的資金の投入ということになっておるわけでございますので、恐らくは担当大臣、何やらじくじたる思いをお持ちではないかというふうにも推察申し上げるわけでございますが、その辺はいかがでございますか。

○柳澤国務大臣 基本的に私は、経済の問題について政府がいろいろと考えてそれに基づいて問題の解決を図るということよりも、おおむね大体的問題は市場原理で解決する方が結局は望ましい解決が得られるという考え方を持っているわけでございます。

では、銀行の多額に保有されている株式を解消していく方法についてはどうかといへば、基本的にはそういうのが望ましいというか、そういう考え方を持っているわけですから、かねてたびたび申し上げるやうに、他方、銀行監督委員会、バーゼルの機関ですが、そういうところで株式についてのリスク管理をいかにすべきかという話が非常に進んできておりまして、そういうことを考えますと、現状と余り変わらないような状況でこれを受けとめるというのは非常に大きな問題、さらに大きな問題を日本の金融システムに課することになる。

それを避けるためにはどうしたらいいかといへば、やはり早く保有株式の残高を圧縮するということをしなければならぬだろう。そういうことで、今回保有制限も課すということと同時に、では、それをどうやって受けとめたいかという点について、今回お願いしている買い取り機構という形で、一種のショックアブソーバーとかセーフティーネットとか、そういうものをつくらせていただきたい、こういうことを申し上げているわけでございます。

そうはいひ、できる限りの公的な支援のお世話にならないようにしなければならぬというのには私かねて念じているところでありまして、それがために、一般勘定の方ではむしろETFであるとかあるいは自社株の買い取りと早く話がつくとうか、そういうような形でできるだけこちらの方を本流にして、特別勘定の方はまさにセーフティーネット、補完という位置づけで実行できるようにしたいという形にさせていただきます。

そういうことで、ひっくり返して私としてはこういうものを一種のやむを得ない措置ということをお願いをしておるつもりでございます。基本はやはりできるだけ市場原理を通じてこの問題の解決に当たつていきたいということ、全体としてそういう考え方というものが出ているような形でやつたつもりでございます。

○植田委員 それは、それもそうおっしゃるでしょうけれども、セーフティーネット、セーフティーネットと言つた場合、普通私なんかイメージするのは、あくまで自立支援ですね。自立支援だろと思ひます、それは。

これは確かに、保有制限を厳しくかけました、かけたからそれを円滑に進めるために何らかの手当でも必要だといふその理屈は、その話はわかるのですよ。そして、何らかの手当でもしている、その中身を検証したときに、これも要するに最後まで国が、最後の段階で要するに損失負担といふことで、国が最後の面倒まで見るわけですね。これはそういう意味では、セーフティーネット、セーフティーネットと言つても、むしろ上げせん据えせんの世界だろうと私は思ひます。それは、恐らくその部分、ここまで手当てすることが今の担当大臣おっしゃる市場原理にしっかりと地に足をつけてやろうということと背反するのじやないのかなという疑問を私は覚えていたわけ

です。実際、市場を重んじる、民間でできることは民間で任せるといふのは小泉内閣の基本理念でございますから、その基本理念にこれがまさに合致するといふことが果たして言えるのだろうか。合致すると言ふならば、一体どこが合致するのか。いや、これはちよつと合致はしないのだけれども、全体の中でそういうケースとしてあるんですとおっしゃるのかもしれないが、実際、欧米でも確かにこういうこの種の組織というものは、恐らく私の知る範囲ではなかったように思ひます。となつと、実際、市場の透明性でありましてか独立性の向上というものを宣言した日本が、この点については路線を変えたのですかというふうにも受け取られかねないと思ひます。

実際、これは四月七日の朝日新聞の報道でも、機構についてははつきりと担当大臣は、市場原理に合わないといふことをおっしゃつておられるわけでございます。一貫して消極的なお立場だつたといふことは明らかだと思ひますけれども、その点、それほど金融界の自立の重要であるとか市場メカニズムを大事にする担当大臣が、何でこの件について、ここまで上げせん据えんのか、それこそ最後まで面倒見るといふ、こういうスキームの機構で太い結構だと思ひます。理解が足りないのかや私としては理解が足りない。理解が足りないのかもしませんが、改めて、その点、御所見をお伺ひできますでしょうか。

○柳澤国務大臣 これは、幾多のいきさつがあるわけですが、要するに、一方で保有制限をかける、そうすると市場に放出させなければいけない、それを一体どういふやうに、一時的にせよ、特に一時的に起こるわけですが需給のアンバランスを避けつつそういうことをスムーズにやらせるかという問題なのでございますが、一つの考え方としてやはり大きくあつたのは、ETFと自社株です。ETFに代表されるような投資信託と、もう一つは、自社株ということと買い入れさせる、買い戻させるというか、当事者は違ひますが、そういう格好でこれをいかにうまくやるかということでございます。したがつて、それだけに依存してやり切れると

いうことがあれば、本当にそういうものだけで成り立ち得るわけですが、やはり保有制限をかけて、投資信託なり自社株というようなチャンネルだけでうまく消化できないという場合、一体どうするんだ、こういうような、もちろんその前に本流として市場での任意売却というのはあるわけですが、保有制限に適合するためにはそこまで考えなくちゃいけないということで、最後の補完的な手段として特別勘定を置いてという仕組みになったということでございます。

これが本当に結果としてどういう実績を残すかということとは、今後のいろいろな市況、市場の動向等、あるいは経済全般の状況等に依存する部分が多くて、私も安易な予想をするということではできませんけれども、基本のところは、できるだけ市場、民でもってこれを解決するという方向でいってもらえるような、そういう仕組みになっているということでございます。

○植田委員 だから、市場原理がすべての問題解決に最も適切な原則だと常々お考え、またおっしゃっておられる担当大臣のお立場からして、そのセーフティーネットとおっしゃるけれども、あれだけお土産をぶら下げたような機構が、果たしてそれを逸脱しているんじゃないですかと全然思わはらへんのか私が疑念をわねえんです。

だって、実際、特別勘定なんてわざわざこしらえる必要もなかったわけですね。もつと言うなら、機構もこしらえる必要がなかった。それでもどうしても保有制限をかけて機構をこしらえないかぬというのに、最後のおしりふくところまで面倒を見ますよなというものをわざわざセーフティーネットと称してこしらえるというのが、担当大臣のお立場からすると違うんじゃないですかということ、あと私は申し上げていたわけですね。

その点についても、いや、じくじたる思いがあるなんて言えないですから、ただ、心ひそかに、いろいろないきさつがあつてと先ほどの先生のときの御質問でもおっしゃっておいりましたの

で、そのさまたまないきさつの中でやや首肯できかねるようないきさつもあつたのではないだろうかということ、推察だけしておきたいと思ひます。恐らくそうだろうと私も思うところでございます。

それで、もう最後になりますけれども、もう一点、預金保険機構と今回の機構、もちろん性格は異なるというのはよくそれはわかるのですけれども、一見、公的資金注入の仕組みとして、いわゆる預金保険機構の金融危機対応勘定と似ているような部分もあるかなと思うわけですね。

預金保険機構の場合は、総理大臣による危機状況の認定に基づいて発動されるわけでございますが、今回の機構というのは単に、言ってみれば損失の規模でございます。しかも、かなりの部分というのは、言ってみれば取得した株の売却の巧拙、うまい下手によるわけでございますから、そういうことで国民が負担を負うというのでは、金融システムの安定化というその大義名分は、やはり後景に下がっちゃうんじゃないか、薄れてしまふんじゃないか、そうじゃないんじゃないかという疑問もまた素朴に出てくるかと思うのですが、その点について伺いをさせていただきます。

○原口政府参考人 安易ではないかという御指摘でございますが、機構がセーフティーネットとして特別勘定において株式の買い取りを開始する場合においては、市場の状況を見ながら機動的にその決定を行う必要があるということから、運営委員会の議決によるものとしたところでございますが、その際にも専門的な観点から充実した検討を行う必要があることから、運営委員会につきましては、機構の役員に加えて、金融に関する専門的な知識と経験を有する第三者をメンバーにするということにしております。

また、国民負担につきましても、これは方が一ということ、それにつながらないような工夫を極力凝らしているところでございまして、最初に先生が御指摘になったように、金融危機を認定す

る場合の手続とは多少性格を異にするのではないかと一うふうにご考へております。

○植田委員 いや、だから、性格は異なるわけですから、こんなことで国民が負担をさせられるのですかと。それで納得できませんと言つても、納得してくだされとおっしゃるのでしょうか、仕方がありませんねとか申し上げようがないわけですが、ほとんどの、私もそうですけれども、持ち合い株の話やその解消や何やかんやの経緯にもかかわつていないし、そんなことにかかわつた責任もない、それが、何か知らぬけれども、銀行の持つている公共性なりなんなりというその大義名分で我々の財布から抜かれるというのは、これは当然ながら、私みたいな貧乏人にとつてみれば納得いかぬわけでございます。しかも、今の御説明でございます、セーフティーネットという言い方でもうごまかしておられるんじゃないかというふうにも思わざるを得ないわけですね。

いづれにしても、保有制限をかければかけるでいいのです。それについてももうちよつと広く、いわゆる、これはもう繰り返しませんけれども、先日御質問しましたけれども、何も株に限らず、全体の資産の中で判断するべきだろうと思ひますけれども、仮に百歩譲つて、今の株式の保有制限をかけたとして、では、そのことで機構というものをこしらえるということ必然化するというのは、この間、御説明、他の先生方の質疑も聞いておりましたけれども、私の頭が悪いのか、それともそれ以上に悪知恵が働く人がいるのか、納得のできる説明がなかったように思ひます。

そういうことで、もう時間、一分か二分余つていますけれども、長引いておりますので、一分ぐらひは短目に終わります。

○山口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山口委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。江崎洋一郎君。

○江崎委員 民主党の江崎洋一郎でございます。ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する本法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。

民主党は、九八年秋の金融国会におきまして、自民党版早期健全化法は不良債権の抜本処理が進まない欠陥法案であることを指摘しました。九九年三月の柳澤金融再生委員長による公的資本増強が、結局は問題先送りになることも指摘してまいりました。その根本的な原因が、不良債権の間接償却が不完全である、すなわち、資産査定と引き当てが適切に行われていないことにあるということ、今はほとんどの関係者の一致した見方でありました。

しかし、みずからの責任を認めたくない政府・与党は、顕在化する金融危機に正面から向き合うこともなく、銀行救済のため、銀行の保有する株と不良債権を税金に肩がわりさせる政策を打ち出してきまして。金融庁も銀行役員も全く責任をとらない中、なぜ痛みだけが国民に押しつけられるのか、まさに理不尽としか言いようがありません。

以下、本法律案に反対する理由を申し述べます。

第一に、本法律案は、株式売却に伴う市場へのインパクト緩和を名目にした、銀行救済のための国家的飛ばしにほかならないことにあります。年間三兆円ずつ三年間で売却する計画の中、わずかに二兆円のために銀行等保有株式取得機構を設立するという当局の説明には、全く説得力がございません。

第二に、機構が役職員の派遣を通じて銀行の影響下に置かれることにより、取引の公正性が確保できない可能性が高く、株式市場をゆがめるおそれ大きいこととあります。昨今、いかにして株式市場に個人投資家を呼び込むかという問題がいろいろ議論されておりますが、米国のSECのように強力な監視機能がない中では、相場操縦やインサイダー取引などの不正取引の温床となる可

能性があります。せめて、民主党が提案しております証券取引委員会設置法案を速やかに成立させることが最低限の条件であると思っております。

第三に、機構の解散時に利益が残れば銀行に、損失が残れば国民負担にという極めて不公平な仕組みであり、しかも、機構にはいわゆるばらばらかりを集めることから、結局は最大二兆円もの国民負担が発生するおそれ大きいことであります。だがどう考えても、優良株は市場で売却するはずではありませんか。

このような筋の通らない法案である本法律案につきましても、柳澤金融担当大臣も内心じくじたる思いがございすのではありませんでしょうか。不良債権問題の先送りを続けてきたことがこのような事態を招いたと考えます。市場原理をゆがめる本法案には賛成できません。

以上をもちまして、反対の討論を終わります。(拍手)

○山口委員長 佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表して、銀行等の株式保有制限等に関する法律案に反対する討論を行います。

本法案は、銀行に対する株式保有制限の導入を理由に、銀行保有株式取得機構を創設し、銀行支援のために新たな財政資金投入を行おうとするものであります。

法案は、機構が銀行から取得した株式に損失が発生した場合、政府保証で穴埋めする仕組みを盛り込んでおりますが、その際、銀行の負担には上限があるにもかかわらず、それを越えたすべての損失が国民に押しつけられる仕組みとなっております。これは、銀行の株式損失リスクを国民に肩がわりさせるものであり、株価変動による自己資本比率の低下を公的資金で支えるものにはかなりま

せん。本法案の質疑の中で指摘したように、現在、自己資本相当額を大きく超えて株式を保有しているのは一部の大手銀行であり、機構の買い取り対象となるのは専らこれらの銀行であります。しか

し、大手銀行は、これまで株式の含み益による益出し操作で莫大な利益を手に入れました。都銀九行だけでも、五年間で十二兆円の利益を上げてきたのであります。株価が低迷したらその負担は国民へというやり方には、何の道理もありません。

政府は、本法案の質疑の中で、機構は株価の下落から信用秩序を維持するために必要だと繰り返し、機構は銀行に株式保有制限の達成を促していく制度の一つだと述べて、機構の創設を正当化しようとした。

しかし、株価の動向は、三百兆円という取引全体の需給の中で決まるのであり、この間の銀行による株式売却が株価の動向に影響を与えてこなかったことを、金融庁自身が認めています。さらに、当事者である全銀協会長も、一昨日の参考人質疑の場で、機構については業界としてのニーズはないと言ひ、我々は市場売却を中心に考えていると述べております。実際に、この間大手銀行は計画的に保有株式の売却を進めており、今後も売却を進める方針をとっているであります。

このように、審議を通じて道理のなさが次々と浮き彫りになった本法案は、きつぱりと魔案にすべきものであります。それを、あくまで押し通そうという政府・与党の対応は、大手銀行支援のためなら国民負担がどんなにふえても構わないという理不尽な姿勢を内外に示すものでしかありません。

銀行の株式保有を規制することは、公共的性格を持つ銀行の経営が株価によって左右されることを防ぐ上で当然必要なことです。しかし、その達成は、銀行が自己の責任で行うべきものであります。税金投入による新たな支援策は、銀行のこの自己責任原則を国の側からねじ曲げる護送船団行政そのものであり、絶対に容認できません。

以上の理由から、我が党は本法案に反対であることを表明しまして、討論といたします。(拍手)

○山口委員長 植田至紀君。

○植田委員 私は、社会民主党・市民連合を代表

して、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案に反対する立場から討論を行います。

資金の実質的な移動を伴わずにお互いの資本を食いつく株式の持ち合いは、本来の資本としての実態を持たない虚構の資本金にすぎず、日本企業の財務体質を空洞化させた主要因でもあります。もともと、持ち合い株なるものは欧州では厳しく規制され、米国にもない特異な資本構造であり、持ち合い株を資産や資本勘定に計上することは商法上も疑義があります。

そのような持ち合い株は、本来、発行会社がその自己責任において自社株を取得して消去すべきものであります。株主資本主義と市場経済の理念も有効性も欠いた銀行保有株式取得機構は、あくまで銀行サイドの保有株を買い取るにとどまり、企業サイドの持ち合い株解消には無策であり、銀行救済色が極めて濃厚であります。

以下、主な反対の理由について述べます。

第一に、銀行による株式保有制限の問題は、銀行の資金調達、資産運用全体の中でとらえるべき問題です。銀行のリスク管理の観点からいっても、銀行の資産形成は株式だけでなく、株式はワン・オブ・ゼムにすぎません。したがって、法案の目的である銀行等の業務の健全な運営の確保の観点から見るとすれば、株式だけを対象として保有制限を課すというのは、論理的には無理があると言わざるを得ません。

第二に、将来的な問題として、機構の解散の時点で、仮に損失が生じた場合、公的資金でその穴埋めを行うということであります。しかし、売買に伴う損失を政府が負担するということは、一般企業や個人投資家に不公平感が広がることは必然であります。また、市場原理から見ても疑問であります。株の値下がりまで税金で補償するというのは筋違いな措置と言わざるを得ません。

第三に、機構が株式を一定期間保有するということは、その時点で評価すべき損失額を猶予、凍結することと同様であり、株式評価損の金融機関本体への計上を避けるための意図が見え隠れいた

します。いわば、合法的な飛ばし行為に近い手法であり、答弁では否定なされましたけれども、金融システムの安定化に名をかりたPKOと言わざるを得ないのであります。

以上の理由により、本法案には反対するものであります。(拍手)

○山口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山口委員長 これより採決に入ります。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三十八分散会







平成十三年十一月十六日印刷

平成十三年十一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局